

令和3（2021）年度

年次報告書

（看護学部）

姫路獨協大学

目 次

1. 使命・目的等	1
2. 学生	12
3. 教育課程	40
4. 教員・職員	55
5. 内部質保証	70
6. 地域連携・社会貢献	75
7. エビデンス集（資料編）一覧	80

1. 使命・目的等

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

1-1-③ 個性・特色の明示

1-1-④ 変化への対応

(1) 1-1 の自己判定

基準項目 1-1 を満たしている。

(2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

姫路獨協大学は、獨協学園初代学長であった天野貞祐博士の「大学は学問を通じての人間形成の場である」という建学の理念を、関西地区において、新しい形で実践しようという構想のもとに設立された。この建学の理念をもとに本学は、多様化し流動化する社会を生きるために必要とされる幅広い教養と専門的知識と技能を確実に身に付け、自己表現力と自己責任能力を養い、播磨地域から国際社会に貢献できる人材や地域創生の担い手となる人材を育てることを教育目標としている。

姫路獨協大学学則第1条には、本学は、上記に記した天野理念を基に、「外国語教育を重視する学園の伝統を踏まえ、広く社会の求める学術の理論及び応用を研究、教授することによって、新しい文化の創造的担い手となる人間性豊かな人材を育成することを目的とする。」と明確に規定している（【資料 1-1-1】姫路獨協大学学則 第1条）。

保健・医療・福祉の現場においては、医学や医療技術の著しい進展と少子超高齢社会の到来と共に、いわゆる 2025 年問題がクローズアップされてきた。国は、これまでの施設完結型医療から地域完結型医療への医療法の改革を進め、地域包括ケアシステムの構想を提示している。このような社会情勢の変化に対応していく為に、病院等における高度先端医療から生活習慣病をはじめとする慢性疾患に対する予防活動、健康寿命を促進するための地域社会における介護予防等々、施設と地域（在宅）を結ぶ地域包括ケアへの視点、幅広い国民の健康問題に対するニーズに対応できる看護職者の養成が求められている。看護学部は、そのような社会情勢の変化や地域のニーズに応えるために、地域医療に貢献できる人材育成のため、2016年に新たな学部として設置された。建学の精神に基づき、豊かな人間性の育成、生命への尊厳、慈悲の心を備えたヒューマンケアリングを基盤として、看護の知識・技術・態度を統合し、看護実践へとつなぐ質の高い看護専門職者の育成を目指している。

看護学部における、大学の使命・目的等、意味・内容の具体性と明確性については、建学の精神（理念）から連動するものとして、学則第2条の5において「看護学部の目的」が「看護学部看護学科は、生命の尊厳と個人の尊重であるヒューマンケアを基盤とし、看護に関する専門知識・技能を学修し、科学的思考力と主体的学習能力を涵養することによって、看護実践の質の向上に役立て、地域社会に貢献できる看護専門職者の育成を目的とする。」と記され、看護学部の使命と目的、意味内容が明確に示されている（【資料 1-1-2】姫路獨協大学学則 第2条の5）。

教育の使命・目的の意味内容については、以下のように説明することができる。建学の

理念である「学問を通じての人間形成」は、看護学および看護実践の特徴からも核となる理念である。何故ならば、看護とは常に、対象者（以下クライアントとする）と援助的人間関係を構築する中で、クライアントのニーズに応答し、看護者は自分自身をツールとして関わっていく。また、クライアントの成長、自己実現を助けることに関与する知識・技術・態度を、自分自身を通して統合していく学問であるからである。実践の学であるため、常に倫理的な職業観をもって、相手を尊重し慈しむ心、いわゆる「ヒューマンケアリング」に根差した看護観を培いながら、援助的人間関係を築き相手に向き合うことが求められる。そして「自分はどのような人間であるのか」、「ケアや関わりは相手にとってどうだったか」ということの間いを、自分自身に投げかけながらリフレクションを行っていく。そのため、看護学を極めることは「学問を通じての人間形成」を常に伴うものであり、看護学を学んでいくプロセスの中で涵養していくことが可能となる。

建学の理念と教育目的は、3つのポリシーの中に反映され、教育課程の中で具現化されている。すなわち、系統的・段階的な科目配置によって修得が可能となるよう、全学共通科目・専門教育科目が配置され、専門科目は、講義・演習・実習と配置がなされ、実習科目の中で既知の知識・技術・態度が統合していけるように配置されている（**基準 3-2-③参照**）。教育の目的は、実習科目においても実習の目的・目標として具現化されている。4年間で求められる実習の目的は、履修の手引や実習要綱（共通編）の中に、以下のキーワードを活用し文章化されている（**【資料 1-1-3】 2021 履修の手引 p.107**）。①人々と関わり援助的人間関係をつなぐ力、②人への深い慈悲の念（心）を持って向き合う力、③生命と真摯に向き合うための倫理観、④知識・技術・態度を統合する力、⑤物事の本質を見極める力、⑥探求心を持ち続ける力、⑦健康問題の解決に必要な看護実践能力、⑧豊かな人間性の涵養、⑨社会に貢献していくための思考力と行動力、⑩看護専門職業人として看護観を持つこと等である。

以上から、建学の理念をもとに看護学部の教育目的・目標の意味・内容は具体的かつ明確に定められており、「**1-1-①意味・内容の具体性と明確性**」は基準を満たしている。

【エビデンス集 資料編】

【資料 1-1-1】 姫路獨協大学学則 第1条

【資料 1-1-2】 姫路獨協大学学則 第2条の5

【資料 1-1-3】 2021 履修の手引 p.107

1-1-② 簡潔な文章化

1-1-①に示す通り、建学の理念をもとにした看護学部の教育目的・目標は、姫路獨協大学学則、履修の手引、実習要綱（共通編）において簡潔かつ明確に文章化され、ホームページにも掲載している（**【資料 1-1-1】 姫路獨協大学学則 第1条、【資料 1-1-2】 姫路獨協大学学則 第2条の5、【資料 1-1-3】 2021 履修の手引 p.107**）。看護学部は教育目的に示しているように、「生命の尊厳」「個人の尊重」「ヒューマンケア」を基盤とし、「地域の多様なニーズに対応」できる「質の高い看護職者の育成」し、地域社会の保健・医療・福祉の

向上に寄与することを使命としている。履修の手引きに、『看護学部の機能としては、豊かな人間性を備えた「幅広い職業人の育成」を柱とし、さらに地域の医療機関等との連携を深める中で「社会貢献機能（地域貢献）」を担うこと』と文章化している。（【資料 1-1-4】2021 履修の手引 p.22）幅広い教養と知識に基づく豊かな人間性を兼ね備えた人の育成と、地域社会に貢献できる看護専門職者の育成を担うことを含め、簡潔に文章化できている。

以上から、建学の理念をもとに看護学部の教育目的・目標は簡潔に文章化されており、「1-1-②簡潔な文章化」は基準を満たしている。

【エビデンス集 資料編】

【資料 1-1-4】2021 履修の手引 p.22

1-1-③ 個性・特色の明示

本学は、昭和 62（1987）年に姫路市を中心とした西播磨 4 市 21 町 84 万余人の住民の「姫路に総合大学を」という長年の要望に応える形で、この地域で初の 4 年制総合大学の設置を目指し、大学誘致を推進する姫路市と学校法人獨協学園との全国初の「公私協力方式」により開学した。この設立の経緯から、本学は教育研究活動を通じて地域の繁栄に寄与することを使命とし、本学の使命・目的を達成するため、外国語学部、法学部、経済情報学部、医療保健学部、薬学部および看護学部に加え、大学院修士課程言語教育研究科、法学研究科、経済情報研究科を設置している。

看護学部は、「地域の多様なニーズに対応できる質の高い看護職者」を育成することによって、「地域社会の保健・医療・福祉の向上に寄与すること」を目的としている。看護学部における教育目的の大きな柱は「豊かな人間性の涵養」と、それを土台とした「看護専門職者の養成」、さらに「地域貢献のための人材育成」である。このため、看護学部の機能としては、豊かな人間性を備えた「幅広い職業人養成」を柱とし、さらに地域の医療機関等との連携を深める中で「社会貢献機能（地域貢献）」を担うこととして、履修の手引ならびにホームページ上において明示している（【資料 1-1-4】2021 履修の手引 p.22、【資料 1-1-5】看護学科 HP 公開）。総合大学であるという強みを活かして教育研究組織が具体的な教育の在り方や使命を果たすための教育方針を掲げ、専門教育をとおして「学問を通じての人間形成」という視点で、地域社会の発展と人材育成に寄与することを目的とした取り組みを実践している（【資料 1-1-6】Himeji Dokkyo University 2021 p.21）。総合大学を生かした看護学部の特色は次のとおりである。

1) 共通科目

幅広い教養知識を身につけるために受講する「全学共通科目（教養科目）」は、他学部・他学科の学生と一緒に受講するため、知識習得のみに留まらず、学生の交流を通じてコミュニケーションや多様な価値観を身につけることが期待される。また、共通科目を担当する教員からの助言を得ることができ、幅広い学識の知に触れることで主体的な学習能力を養うことができる。

2) 専門基礎科目

総合大学に設置された本学部は、医療保健学部、法学部などを併設している。その為、専門科目を医師、薬剤師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、医用工学士、弁護士など、有資格者・実務家教員等が担当している。このように授業科目の受講を通して、チーム医療や多職種の役割を理解することができる。

3) 専門科目

専門科目では、看護の知識（講義）・技術と態度（演習）を統合し実習を通して看護実践として統合していく力を養成する。その中で、学生は看護実践の核となるヒューマンケアリングを培っていくことができる。そのことに留まらず、多職種の専門職資格を持つ教員が担当することで、医療改革の中で進められている保健・医療・福祉の連携、地域包括ケアの視点が充実・強化されている。

以上から、公私協力方式によって誕生した本学の特色を踏まえた「地域社会への貢献」という看護学部の個性は教育目的にも明示されており、「1-1-③個性・特色の明示」は基準を満たしている。

【エビデンス集 資料編】

【資料 1-1-4】 2021 履修の手引 p.22

【資料 1-1-5】 看護学科 HP 公開

【資料 1-1-6】 Himeji Dokkyo University 2021 p.21

1-1-④ 変化への対応

看護学部は、2016年（平成28年）に開設し2019年（令和元年）に完成年度を迎えた。常に教育課程の実施と評価を呼応させながら見直しを行ってきた。その中で学生のレディネスや学習状況、科目ごと自己点検・自己評価によって教育課程、教育内容が検討されてきた。開設3年目（平成30年度）に、設置認可を受けたカリキュラムに運用上の課題が上がってきた。課題とはすなわち、時間割の過密さ、その為、再履修科目登録の困難さなどがあった。同時期（平成29年度）に「看護学教育モデル・コア・カリキュラム」が文科省より提示され、さらに「看護基礎教育検討会報告書」による提言がなされた。さらに平成30年度は、本学が独自に実施している3年ごとの全学自己評価の年度と重なり、カリキュラムを見直していく一つの契機になった。上記2つの提言と本学部のアドミッション、カリキュラム、ディプロマ・ポリシー（以下3つポリシーとする）、カリキュラム評価による課題を軸にカリキュラム改訂を行った。全学共通科目の中で、選択者数の少ない科目から見直し、全体のバランスの中で科目数を大幅に絞った。新カリキュラムは、完成年度を迎えた開設5年目の2020年度4月から運用を開始している。その後、2020年4月に文部科学省から「保健師助産師看護師学校養成所指定規則の一部を改正する省令の公布」（以下「改正省令」とする）が発令され、2022年4月1日から施行されることとなった。改正の趣旨は、「少子高齢化が進む中での地域医療構想の実現や地域包括ケアシステム構築の推進に向け、人口及び疾病構造の変化に応じた適切な医療体制の整備が必要であると」としている。その骨子は、①少子高齢社会、②地域医療構想の実現や地域包括ケアシステム構築の推進、③看護職員の就業場所の多様化、④多職種連携、⑤対象の多様化・複雑性

への看護の創造等への対処であり、その為の教育内容の充実化を図る為の改訂とされている。2022年度の施行に向けて、本学部ではカリキュラム検討委員会での検討を同年10月から開始した（【資料 1-1-7】令和2（2020）年度各種委員会活動報告・自己点検・評価：カリキュラム検討委員会）。改正の趣旨及び本学の「カリキュラム・ポリシー」に貢献すべく教育課程及び科目の見直しがなされ、「教育課程と指定規則との対比表」を作成した。本学新カリキュラムとして改訂された書類は、同年7月に文科省へ提出がなされ、書類等審査の進行中である。カリキュラム改訂は、具体的には専門科目の基礎看護学を14単位（指定規則は10から11単位）、地域・在宅看護論を6単位（指定規則は4から6単位）、成人・老年看護学実習6単位（指定規則は10から4単位以上）とした。実習科目の4単位分の采配を、在宅領域で「地域包括ケア看護学実習」を新規科目として立ち上げ、2単位とした。また2単位分は、従来の統合看護学実習を2単位から4単位とし、統合看護学実習Ⅰを3単位、統合看護学実習Ⅱを1単位として改変した。以上より、社会情勢の変化に伴いカリキュラムを見直し、教育理念および3つのポリシーの強化・充実が図られ教育課程における変化への対応はなされている。

2019年12月にCOVID-19の感染が始まり、パンデミックといわれる世界的な流行となった。2020年度は、感染予防対策を駆使しながら、教育の使命・目的を果たすべく、カリキュラム進行が行われた。講義はリモート、状況を見ながら対面等ハイブリッドで行われ、実習は、実習施設との調整を行ってきたが、すべての実習が学内実習となった。学内実習で実習の目的・目標が達成できるよう努力と工夫を重ね、実習目標を概ね達成した。その成果と課題は2020年度臨地実習報告書としてまとめられ、実習施設へ送付された（**基準 3-3-②【資料 3-3-10】2020年度臨地実習報告書（一部）**）。危機的な社会情勢の変化の中にあっても、教育課程の進行に沿った対応がなされ、教育の目的・目標は概ね達成することができた。

2021年度以降も感染の収束はならず、教育の使命・目的として掲げる地域貢献のために、看護学部からプロジェクトを立ち上げた。獨協学園を母体とした医療系学部の連携の強みを生かし、看護学部が発案した地域貢献プロジェクトを2つ企画・実施した。1つは新型コロナウイルス感染症のワクチン集団接種である。獨協医科大学からの医師・看護師、本学看護学科教員、事務局職員、薬学部教員が協働し、6月～8月の土・日に9997人の近隣の住民を対象に事業を行った。2つ目のプロジェクトは、看護学部教員が姫路市保健センターコールセンターに出務し、市民対象の電話相談を6月から8月にかけて行った。大学における新型コロナワクチン集団接種及びコールセンター出務は、変化する社会情勢への対応、姫路市民や近隣住民のニーズに応えるものとして、大学が教育活動のみでなく、地域に貢献する大学としての使命や目的の実践を可能にした活動となった（**基準 6-2-①参照**）。

今後も、社会情勢の変化やパンデミックな出来事など、予想を超える事態への対応、又、地域社会の多様なニーズに貢献していく為に、大学及び教育の使命・目的を軸に変化への対応を工夫しながら創出していくことが求められる。

以上から、社会情勢を踏まえたカリキュラム改定への対応ならびに社会の疾病構造変化への迅速な対応ができており、「1-1-④変化への対応」は基準を満たしている。

【エビデンス集 資料編】

【資料 1-1-7】 令和 2（2020）年度各種委員会活動報告・自己点検・評価：カリキュラム検討委員会

（3）1-1 の改善・向上方策（将来計画）

使命・目的の意味内容の具体性と明確性については、学則や履修の手引等の中で具体性と明確性をもちつつ簡潔に文章化がなされ、ホームページやガイダンスにおいても発信されている。個性・特色の明示についても、履修の手引やホームページ等で提示されている。今後も、地域社会との連携を進め、地域医療及び地域包括ケアシステムの担い手となる人材育成のため、教育体制の整備・充実を継続して行っていく。

変化への対応としては、カリキュラムの評価を行い、学生のレディネスを考慮しながら使命・目的が達成できる内容であるかどうかを定期的に検討している。またコロナ禍の中での地域貢献に向けて、教職員が一体となって近隣の地域住民を対象とした「新型コロナワクチン集団接種」と「ワクチン接種に関する市民向け電話相談」という 2 つのプロジェクトを展開した。看護学部においては、教育研究並びに地域貢献への実践を通し、行政や地域住民との連携を強化しながら、大学の使命・目的を具現化していくことは重要なことであり、今後も本学の使命・目的を踏まえた活動を行っていく。

1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

1-2-② 学内外への周知

1-2-③ 中長期的な計画への反映

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

(1) 1-2 の自己判定

基準項目 1-2 を満たしている。

(2) 1-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

本学の教育目的は学則に定めており、学部及び大学院の教育目的の策定にあたっては、各学部教授会・研究科委員会の審議を経て、学長の諮問機関である評議会において審議され、さらに、法人に設置され役員で構成された理事会・評議員会において審議、承認・同意される仕組みになっている。このように、教授会・研究科委員会から法人の役員による審議、承認・同意といった手順を踏んでいることから、役員・教職員の理解と支持を得ている。

看護学部における教育の使命・目的、教育目的に対する教職員の理解と支持については、きめ細かなカリキュラムの見直しを行ってきたことがあげられる。2018 年度からカリキュラム検討委員会が設置され、カリキュラムの運営と評価・見直しがなされてきた（【資料 1-2-1】 令和元年（2019）年度各種委員会活動報告・自己点検・評価：カリキュラム委員会）。現在も、2020 年度（完成年度）からの新カリキュラムの施行、2022 年度へ向けた指

定規則の変更に伴う新たなカリキュラムの見直しなどを行い、その都度、教育の使命・目的の見直しを行いながら共通認識の上に立ち、理解・支持を得ている。

建学の理念、使命、教育目的を説明する機会として、毎年4月1日の新教職員への辞令交付式や1月の全教職員参加の新年互例会の際に、学長による建学の理念や教育目的に基づく当該年度の大学の取り組みに関する講話を設けている。また、入学式や卒業式の際にも、理事長、学長、学部長の式辞からも建学の精神、教育目的を学生とともに聞く機会がある。教員は本学・本学部の使命と目的の理解したうえで、教育研究活動に反映させている。

以上から、建学の理念や教育目的は、段階的な手続きを経て審議・承認され策定され、役員・教職員の理解と支持を得ていることから、「1-2-①役員、教職員の理解と支持」は基準を満たしている。

【エビデンス集 資料編】

【資料 1-2-1】 令和元年（2019）年度各種委員会活動報告・自己点検・評価：カリキュラム委員会

1-2-② 学内外への周知

本学の使命・目的及び教育目的の周知方法については、学内の教員に対しては1-2-①に記したように、年間を通して周知する機会を設けている。学外に対しては、大学ホームページ上に理念と教育方針、学長のメッセージが掲載されて、学外への本学の使命・目的の周知が行われている（【資料 1-2-2】建学の理念と教育方針HP公開、【資料 1-2-3】学長挨拶HP公開）。

入学希望者に対しては、大学案内に記載し、入試説明会やオープンキャンパスにおいて説明している。（【資料 1-2-4】Himeji Dokkyo University 2021 p.20）学生・保護者に対しては、入学式・卒業式、新入生・在学生オリエンテーション、保護者との懇談会などの学校行事の機会に、履修の手引等の媒体を通じて、説明を行っている（【資料 1-1-4】2021履修の手引 p.22）。入学式・卒業式では、理事長・学長および学部長の講和の中にも取り入れられている。

さらに、本学本部棟1階の玄関フロアに「獨協歴史コーナー」を設け、獨協学園の歴史とその教育精神、本学の歴史と設立の経緯等を紹介・展示している。これらの機会・媒体等により、在学生、教職員のみならず、学生の保護者、受験生、地域の人々に対して、本学の使命・目的及び教育目的を周知している。

以上から、建学の理念や教育目的は、あらゆる機会を活用して学内外へ発信されていることから、「1-2-②学内外への周知」は基準を満たしている。

【エビデンス集 資料編】

【資料 1-2-1】 建学の理念と教育方針HP公開

【資料 1-2-3】 学長挨拶HP公開

1-2-③ 中長期的な計画への反映

大学の理念・目的を実現していくための中長期計画としては、学園全体で「獨協学園基本計画」を平成 10（1998）年より策定し、以降 2 年ごとに見直しを行っている。基本計画には教学、人事、財務、各種事業等に関する方針と中長期概要が示されている。この基本計画は学園理事会・評議員会で決定されたのち、本学の評議会で報告され、教員については各学部・学群教授会を通じて、職員については事務連絡会議を通じて、滞りなく周知されている。

本学における令和元（2019）年度から令和 6（2024）年度までの第 11 次基本計画の主な事業計画は、以下のとおりである（【資料 1-2-4】獨協学園第 11 次基本計画（2018 年度）姫路獨協大学）。

- ・教学関係においては、看護学部・人間社会学群が完成年度を迎えるため、学部・学群の更なる発展を目指すためのカリキュラムの見直し・充実を図る。さらに、医療保健学部、薬学部に加え看護学部は初めての国家試験となることから学生を対象に、よりきめ細かな学習指導を実施することにより、合格率の向上のためのサポートを強化継続する。
- ・地域連携に関しては、産学公連携の総合窓口として地域連携課を設置し地域連携のさらなる充実を図る。
- ・広報活動における各媒体の効果検証を行い、広報活動の効率化を図る。また、高大連携事業の充実を目指す。

さらに、令和 2 年（2020 年）度には中長期計画「獨協学園第 12 次基本計画（2020 年度）」を策定した。この計画は、委員に外部有識者を加えた運営諮問会議や学内ワーキンググループ「2030 年委員会」等、様々な場において議論を重ね検討を行ったもので、より一層の魅力ある大学創りを目指し、教育と地域貢献を柱とした組織再編を行い、時代と地域の要求に応じた教育体制の充実・強化を図って、本学の再生を目指すこと、また、地域に根ざす大学としての役割を再確認する意味でも、本学が地域の中核的教育機関としての位置づけとなり、大学から地域へ、地域から大学へ情報発信・交流ができる魅力ある大学創りを目指し、改革を進める計画として策定した。令和 3（2021）年度から令和 8（2026）年度までの第 12 次基本計画の主な事業計画は以下のとおりである（【資料 1-2-5】獨協学園第 12 次基本計画（2020 年度）姫路獨協大学）。

- ・医療保健学部、薬学部、看護学部における、国家試験対策の強化、出張講義等による地域貢献、職務に必要な知識・技能・態度の修得の強化を継続して行う。また、人間社会学群の「人間社会演習」においては、社会人基礎力で求められる能力養成の実践的な授業の導入
- ・基礎学力向上に向けての「学習支援センター」の更なる充実
- ・高等教育修学支援奨学金による授業料減免制度の開始
- ・姫路市との包括協定や駅前サテライト等を利用した公開講座の実施をはじめ、学内施設を地域住民の方々に開放するなどの様々な取り組み

上記の基本計画を踏まえ、看護学部における第 11 次基本計画ならびに第 12 次計画への取り組みとして、学生の学力向上のための教育活動、入学者確保のための広報活動、地域貢献について、以下を重点的に行っている（**基準 2、3、6 参照**）。

- ・ 教学関係においては、看護学部は 2019 年 3 月に完成年度を迎えたため、カリキュラムの見直しを行う。国家試験対策では合格率の向上のためのきめ細かな国家試験対策を行う。
- ・ 広報活動においては、受験生の確保のために全教員が分担して県内の高校を訪問し、本学の使命ならびに看護学部の目的や特色を説明する。なお、コロナ禍においては電話とし、オープンキャンパスは遠隔と対面で継続し、積極的な広報活動を行う。
- ・ 地域貢献として、高校や姫路市との連携事業を行う。

以上から、豊かな人間性を備えた「幅広い職業人養成」と「社会貢献機能（地域貢献）」という建学の理念を踏まえた看護学部の使命・目的は、大学・看護学部の中長期的な計画にも反映できているため、「1-2-③中長期的な計画への反映」は基準を満たしている。

【エビデンス集 資料編】

【資料 1-2-4】 獨協学園第 11 次基本計画（2018 年度）姫路獨協大学

【資料 1-2-5】 獨協学園第 12 次基本計画（2020 年度）姫路獨協大学

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

看護学部は本学の建学の精神、使命・目的、養成する人材像を基として、ディプロマ・ポリシーを定めている。このディプロマ・ポリシーにおいて掲げた学修成果を得るため、その具体的取組としてカリキュラム・ポリシーを定めている。さらに、これらの方針を受けてアドミッション・ポリシーを定めることによって、輩出する学生像、求める入学者等を明確にしている。三つのポリシーは、令和 20（2020）年度に見直しを行い、本学の使命・目的、養成する人材像を踏まえて一貫性をもって策定した（**基準 3-2-②参照**）。以下が 2-20 年度以降の本学部における三つのポリシーであり、使命・教育目的は各ポリシーに反映されている。

アドミッション・ポリシー

1. 生命の尊厳や多様な価値観を受け入れることができる人
2. 他者への思いやりと優しさをもって人とかかわることができる人
3. 看護学の理論と技術を深めるために主体的に、かつ積極的に学ぶ姿勢を持つ人
4. 将来、看護職者として保健医療福祉チームの一員となることを自覚し、社会性や協調性を兼ね備えている人

カリキュラム・ポリシー

1. 多様化する社会のニーズに応えるため、幅広い教養・知識を身につけ、豊かな感受性を養う。

社会のさまざまな分野における知識を学ぶとともに、総合的・学際的な分野と専門分野が相互に補完しあうことによって幅広い教養と豊かな感受性を身に付ける。

2. 生命の尊厳や人権尊重への理解を深め、多様な価値観や意思を認め尊重できる能力を形成する。

生命の尊厳や人権尊重の理念について理解を深めることにより、自らの価値観や人間観を育み、人々の人生や生活に対する価値観や意思が、多様で個別的であることを理解し、様々な価値を受容し尊重できる豊かな人間性を育成する。

3. ヒューマンケアリング能力を養い、基礎的な看護実践力を育成する。

看護学と医学の基礎的知識を学修し、論理的な思考と科学的な根拠に基づいた看護実践を展開できる能力をもとに、総合的なヒューマンケアに基づく看護実践能力を育成する。

4. 科学的思考と問題解決能力、主体的学修能力、探究心を培い、自己成長しつづける能力を形成する。

看護の質の向上や多様なニーズに応えるためには、看護に関する課題の解決に向けた科学的思考と問題解決能力が必要になることから、継続的に看護学を探究し続ける基盤を維持し、看護の知識を学び、適切な看護実践を選択し行動するための科学的知識と問題解決能力を身につける。

5. 保健医療福祉チームの一員として多職種と連携・協働できる能力を形成する。

保健・医療・福祉チームの一員として、病院施設の機能やチーム医療における看護及び他職種の役割を理解し、他職種と連携・協働して、看護の役割を果たすことができる能力を育成する。

ディプロマ・ポリシー

1. 多様化する社会のニーズに応えるため、幅広い教養・知識や感受性を磨き続ける基礎的能力を有している。
2. 生命の尊厳や人権尊重への理解に基づいて、多様な価値観や意思を認め尊重し、看護者として人々に貢献しうる基礎的能力を有している。
3. 人間・健康・社会について体系的理解を深めながら養ったヒューマンケアリングの力を、将来にわたって看護実践に活かすため研鑽し続ける基礎的能力を有している。
4. 看護の目的や対象となる個人・家族・集団の特性の理解とともに、培ってきた探究心や科学的思考力および課題解決力に基づき、将来にわたって看護者として自己成長しつづける基礎的能力を有している。
5. 様々な看護の場や働きの理解に基づき、保健医療福祉チームの一員として多職種と連携・協働するために必要な基礎的能力を有している。

アドミッション・ポリシーにおいては、本学が入学生に求める、看護を学ぶための人間性を備えた資質を明確に示している。また、ディプロマ・ポリシーにおいては、卒業時の学生の到達目標が明確に示され、そこに向かってカリキュラム・ポリシーの5つの柱が明確に定められている。以上から、「1・2・④三つのポリシーへの反映」は基準を満たしている。

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

本学は建学の理念及び教育目的を達成すべく、大学設置基準及び法令要件を踏まえて学部・学科、研究科を設置しており、また、社会や時代の要請に応えるべく附属機関を設置している（表1）。これらの学部・学科、研究科及び附属機関については、全て一つのキャンパスに設置している。

表1 教育研究組織

姫 路 獨 協 大 学	人間社会学群	国際言語学類
		現代法律学類
		産業経営学類
	医療保健学部	理学療法学科
		作業療法学科
		言語聴覚療法学科
		こども保健学科（※令和元年度から募集停止）
	薬学部	医療薬学科
		看護学部
	大学院	言語教育研究科 修士課程 言語教育専攻
		法学研究科 修士課程 法律学専攻
		経済情報研究科 修士課程 経済情報専攻
	センター	学修支援センター、キャリアセンター 国際交流センター
	附属研究機関	播磨総合研究所

本学は、人間社会学群（国際言語文化学類、現代法律学類、産業経営学類）、医療保健学部（理学療法学科、作業療法学科、言語聴覚療法学科、こども保健学科、臨床工学科）、薬学部（医療薬学科）、看護学部（看護学科）の4学部10学科を設置している。各学部・学科では、社会や時代の要請に応えられるような国際社会に貢献できる人材及び地方創生の担い手となる人材を育てることを目的としつつ、それぞれの分野で固有の専門教育を行っている。また、本学の建学の理念や教育目的を達成するために、学部・学科の枠を超えて履修できる教養教育プログラムとして全学共通科目を置いている。

そのほかに附属図書館、入試センター、キャリアセンター、国際交流センター、学習支援センター及び播磨総合研究所を設置している。附属図書館は、和書・洋書あわせて約34万冊の蔵書を備えており、大学の学術情報の中枢である。最近ではDVD・電子ジャーナルも充実させ、学生及び教員の教育研究活動を支援している。入試センターは、入学試験、入試に関する広報、オープンキャンパス、高校への出張講義等入学者の選抜に関することを行っている。キャリアセンターは、カリキュラムに組み込まれたキャリア支援科目、個別の就職指導、インターンシップ等を通じてキャリアサポートを行っている。国際交流センターは、外国人留学生のサポート、学生の海外留学・語学研修などを支援するとともに、外国の大学との提携、外国の研究者等の招聘、国際交流のための情報収集・提供などを行

い、学内外における国際交流の推進を図っている。学習支援センターは、学士課程教育の質を維持するため、また、基礎学力の不足した学生、日本語能力の不足した外国人留学生に対する対応策として、学生の基礎学力向上支援、外国人留学生の日本語学習支援などを行っている。市民参加型地域連携組織「播磨会」と連携した播磨総合研究所は、姫路市との連携協定に基づき、地域貢献の中核施設として平成 19（2007）年に開設した。共同教育研究施設として、大学における知的資源を活用し、総合的な研究および教育を行うことにより、地域社会の活性化と発展に寄与することを目的とし、地域の行事への参加、後援組織播磨会と連携した市民公開講座の開催等を行っている。

以上から、本学の使命と目的を達成するための教育研究組織が構築されていることから、「1-2-⑤教育研究組織の構成との整合性」は基準を満たしている。

（3）1-2 の改善・向上方策（将来計画）

本学ならびに看護学部の使命・目的等については、学内における理解と支持を得ており、また、学内外への公表についても十分に行うことができている。三つのポリシーについても、本学が掲げる目的を踏まえて策定している。これらの三つのポリシーについては、必要に応じて見直しの検討を行うことにより、本学の建学の理念、使命・目的から外れることなく、地域社会からの要請及び時代の変化にも柔軟に対応していく。教育研究組織の構成については、目的を見据えた医療系の 3 学部に加えて、多方面の知識を学ぶことができるように文系は学群制を採用しており、上述の目的等を踏まえた教育研究体制を整えることができている。今後とも今の体制に甘んじることなく、社会の変化・ニーズを的確に捉え、それを教育研究や社会貢献に反映させていくために、「獨協学園第 12 次基本計画（令和 3（2020）年度）姫路獨協大学」に基づいた事業計画を着実に実践していく。

【1 の自己評価】

本学は教育基本法及び学校教育法に従い、建学の理念「大学は学問を通じての人間形成の場である」に基づいて、「外国語教育を重視する学園の伝統を踏まえ、広く社会の求める学術の理論及び応用を研究、教授することによって、新しい文化の創造的担い手となる人間性豊かな人材を育成することを目的」（学則第 1 条）とし、この活動を通じて地域の繁栄に寄与することを使命としている。また、使命・目的及び教育目的の意味・内容を具体的・明確にして簡潔に文章化し、教職員や学生に考えを浸透させるよう努めており、さまざまな機会と手段を利用して学外へも広く周知している。

看護学部においても建学の理念と教育目的に基づいて三つのポリシーを策定し、完成年度における見直しやカリキュラム改正時の検討を行い、絶えず点検・評価し、修正しながら大学の使命・教育目的に沿った教育活動を実践している。今後も建学の理念や伝統を踏まえつつ、時代の変化に応じた教育研究活動を展開していく。以上のことから、本学部での基準 1 は満たしていると判断する。

2. 学生

2-1 学生の受け入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(1) 2-1の自己判定

基準項目 2-1 を満たしている。

(2) 2-1の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

「大学は学問を通じての人間形成の場である」という獨協学園の教育理念にもとづき、姫路獨協大学では、それぞれの学生が、この多様化し流動化する社会を生きていく上で必修の教養と専門的知識や技能を身に付け、さらには自己表現能力と自己責任能力を培い、将来、特に姫路を中心とする播磨地域から広く国際社会へと貢献できる人材となることをその教育目標としている。そして本学は、教育目標の実現に熱意と意欲を持ち、基礎学力のみならず優秀で多様な能力を有する、心身ともに健康な受験生を、多様な入学者選抜方法により、幅広く受け入れることを基本とし、入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）を大学全体及び各学部学科に策定している。

【大学全体のアドミッション・ポリシー】

1. 現状に満足することなく、常に向上心・探求心を持ち続ける人
2. 将来の目標を見極め、意欲的に生きる人
3. 勉学を怠らず、熱心にスポーツや文化などの課外活動を継続する人
4. 地元播磨地域から未来に貢献しようとする人
5. 国際交流に役立とうとする人

看護学部では、地域社会の多様なニーズに対応できる質の高い看護職者を育成することによって、保健医療福祉の向上に寄与することを目指しており、「看護学」を学ぶことに意欲のある人材を求め、以下を看護学部のアドミッション・ポリシーとし、それに沿った学生を受け入れている。

【看護学部のアドミッション・ポリシー】

1. 生命の尊厳や多様な価値観を受け入れることができる人
2. 他者への思いやりと優しさをもって人とかかわることができる人
3. 看護学の理論と技術を深めるために主体的に、かつ積極的に学ぶ姿勢を持つ人
4. 将来、看護職者として保健医療福祉チームの一員となることを自覚し、社会性や協調性を兼ね備えている人

このアドミッション・ポリシーは、「入試ガイド」「学生募集要項」及びホームページに掲載している（【資料 2-1-1】入試ガイド 2022 p.4、【資料 2-1-2】姫路獨協大学 2022

年度学生募集要項 p.2)。

さらに、オープンキャンパスや高等学校教員を大学に招いて行う大学説明会において学生募集要項を活用し、周知及び理解の促進に努めている。また、新型コロナウイルス感染症の拡大予防下に於いては、オープンキャンパスを Web による（ミニ講義・演習）など、看護についてやさしく効果的な内容で丁寧に実施している。さらに学外においても、高校内ガイダンス・進学相談会・高校訪問等の際に、高等学校の教諭・高校生・保護者等関係者にアドミッション・ポリシーを含めて看護学部の特徴について説明を行っている。

以上から、アドミッション・ポリシーの策定と周知は適切になされており、「2-1-①教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知」は基準を満たしている。

【エビデンス 資料編】

【資料 2-1-1】 入試ガイド 2022 p.4

【資料 2-1-2】 姫路獨協大学 2022 年度学生募集要項 p.2

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

本学における入学者選抜を適切かつ円滑に実施するため、「姫路獨協大学入学者の選考に関する規程」に則り「姫路獨協大学入学試験委員会」（以下、「入試委員会」を設置している。入試委員会により入学者選抜の概要が策定され、厳正に入学選抜試験を実施運営し、アドミッション・ポリシーに沿った入学者の受け入れを行っている（【資料 2-1-3】 姫路獨協大学入学者の選考に関する規程）。

入試問題の作成については、入試委員会において全学的な見地から出題方針を検討・確認のうえ、各教科において入学試験教科委員会を中心に問題作成を進めている。なお、一部の試験科目を外部専門業者に原案作成を依頼しているが、原案作成前に外部専門業者と教科の出題委員が十分に協議を重ね、内部作成と同様の問題の水準（難易度、出題範囲・内容、解答時間、設問方法、不適切内容の除外など）を確保するよう努めており、また、入学試験教科委員会においても問題水準の確認を行っている。

アドミッション・ポリシーをもとに本学では、受験生が個性と得意分野を活かして受験ができるよう、多様な入学試験制度を設け、幅広く多様な入学者の確保に努めている。看護学部では、AO 入試（前期）、指定校推薦入試、ファミリー専願入試、HDU チャレンジ（前期・後期）、公募制推薦入試（前期・後期）、一般入試（A 日程・B 日程、C 日程、D 日程）、大学入学共通テストプラス入試、大学入学共通テスト利用入試（前期・後期）、社会人入試を実施している。このように多様な入試方法を採用することにより、志願者の受験機会を増やし、アドミッション・ポリシーに沿った資質を持つ受験者を多数確保するよう努めている。

入試の合否判定については、入試委員会が試験結果をもとに作成した合否判定案を看護学部教授会に諮り、審議を経て決定される。

アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの検証については、入学後の成績の推移を注視し、継続的に評価しながら全学入試委員会による今後の入学試験の運営方法等の見直しを図っていく。看護学部は開学 6 年目を迎えており全学年の成績データが揃いつつ

あるため、今後、評価をしていく予定である。

看護学部の 2021 年度生入試における各選考の詳細については、表 2・表 3 の通りである。

1 公募推薦入試

年内に入学先大学を確保したい高校生の意識に配慮するとともに、他大学との併願をも視野に入れた入試方法として実施している。「公募推薦入試」は、高等学校での評定による学力総合評価と小論文・面接を課す「小論文型入試」や高等学校での評定による学力総合評価と個別の教科学力審査を併せて判断する「基礎学力検査型入試」を実施している。

2 一般入試

学部・学科ごとの受け入れ方針に基づき、試験科目や合否判定などについて受験生の得意分野を活かした方法を取り入れている。

3 センタープラス入試

一般入試と大学入試センター試験の得点合計により選考する「センタープラス入試」を実施している。

4 センター試験利用入試

近年多数の高校生が受験する大学入試センター試験に対応した「センター試験利用入試」については、受験者個々人が受験後に自己採点の結果を考慮し出願できるように、出願期間に応じて前期と後期の 2 期に分けて、センター試験の得点のみで選考する入試として実施している。

5 A0 入試

全学部・学科で実施している。大学・学部・学科の入学受入れの方針を理解し、早期に積極的に入学を志望する生徒へ門戸を開いている。

6 指定校推薦入試

過年度の入試において受験・入学実績のある高等学校で、且つ、在学生の学業成績も考慮し、指定校に該当する高等学校に対し、本学専願入学希望生徒の推薦を高等学校に依頼している。志願生徒について高等学校内の評定により高校内での選抜を経て、学校長の推薦を受け、本学において面接試験を課すことで入学受入れしている。

7 社会人入試

次のいずれかの条件を満たす社会人で、入学時に 23 歳以上の者

- ① 高等学校を卒業した者、②通常の過程より 12 年の学校として教育を修了した者、③本学において「個別の入学資格審査」により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者「個別の入学資格審査」とは、審査対象となる区分とは、①個別の学修歴を審査対象とする場合、②大学の科目等履修生として修得した単位等を対象とする場合、③社会における実務経験を審査対象とする場合、④取得した資格を審査対象とする場合、人員募集は若干名募集する。

表 2 姫路獨協大学入学試験方法等一覧（大学院除く）看護学部

入 試 区 分		実 施 内 容 等
総 合 型 選 抜	AO 入 試 (専願制)	学力試験では測れない個性豊かな人材を求めることを目的としており、志望理由 者や課題レポートなどの書類と小論文、面接などの試験により、個々の勉学意欲や 入学後の可能性などを多面的かつ総合的に評価している。
学 校 推 薦 型 選 抜	公募推薦入 試	年内に進学先大学を確保したい高校生に配慮し、他大学を併願可能とし、出身高 等学校長の推薦を得て出願する入試である。調査書、筆記試験及び小論文により評 価する「基礎学力試験型」や、調査書、小論文及び面接試験により評価する「小論 文型（人間社会学群、臨床工学科のみ）」を実施している。また、本学の薬学部及 び看護学部を専願する受験生を対象に、調査書、筆記試験及び面接試験により評価 する「専願制」も実施している。
	指定校推薦 入試（専願 制）	過年度の本学への入試実績や在学生の学業成績などを勘案し、本学入試委員会で 承認された高等学校に対し、指定校推薦入試志願者の推薦を高等学校に依頼してい る。高等学校の学校長からの推薦を重視し、調査書、志望理由書及び面接試験によ り総合的に審査している。
	ファミリー 専願入試 (専願制)	受験生の2親等以内の親族が本学または本学大学院を卒業（修了）または在籍中 の者を対象とし、調査書、筆記試験、小論文及び面接試験により評価している。 また、本学における学業を奨励し有為な人材の育成に資することを目的とする 「ファミリー制度支援金支給規程」を定め、入学後、所定の手続きにより支援金と して20万円を給付している。
	HDU チャ レンジ入試	本学が定める資格・検定及び調査書の「全体の学習成績の状況」を満たした者を 対象とし、小論文または筆記試験及び面接試験により評価している。合格者の内、 特に優秀な資質を有する者は、HDU チャレンジ特待生に認定し授業料の一部を減 免している。
	獨協・獨協 埼玉高校特 別推薦入試	本学と同じ学校法人獨協学園に属する獨協高等学校・獨協埼玉高等学校を卒業あ るいは卒業見込みの者を対象に行っている。選考方法は、推薦書、調査書、志望理 由書及び本学が行う面接の結果を総合判定して合格者を決定している。
一 般 選 抜	一般入試	1月下旬から3月上旬にかけて3回実施（A日程・B日程・C日程）し、筆記試 験の成績で評価している。また、小論文またはレポート及び面接試験で評価する「一 般入試D日程」も実施している。
	大学入学共 通テストプ ラス入試	大学入試センターが実施する大学入学共通テストの本学が指定する科目の得点 と本学が実施する一般入試の筆記試験の得点の合計点により評価している。
	大学入学共 通テスト利 用入試	大学入試センターが実施する大学入学共通テストの本学が指定する科目の合計 点で判定している。

表3 姫路獨協大学 2022 年度 募集人員

	総合型選抜		学校推薦型選抜			一般選抜			その他選抜		
	A O 入試	ス ポ ー ツ 特 別 選 抜	※1 公 募 推 薦 入 試	フ ァ ミ リ ー 専 願 入 試	H D U チ ャ レ ン ジ 入 試	※2 一 般 入 試	大 学 入 学 共 通 テ ス ト プ ラ ス 入 試	大 学 入 学 共 通 テ ス ト 利 用 入 試	※3 外 国 人 留 学 生 特 別 選 抜	帰 国 生 特 別 選 抜	社 会 人 入 試
80	6	—	35	若 干 名	若 干 名	35	(3)	4	—	—	若 干 名

※1 公募推薦入試の募集人員には、指定校推薦、ファミリー専願入試、HDU チャレンジ入試及び獨協・獨協埼玉高等学校特別選抜の募集人員を含む。

※2 一般入試の募集人員には、大学入学共通テストプラス入試の募集人員を含む。

※3 外国人留学生特別選抜の募集人員には、帰国生特別選抜及び社会人入試の募集人員を含む。

※4 国際言語文化学類、現代法律学類および産業経営学類は人間社会学群で一括募集する。

以上から、入学者受け入れの実施とその検証において、実施は適切にできており、その検証に関しては学生の成績データがそろったことから今後には評価する予定で計画している。よって、「2-1-②アドミッション・ポリシーに沿った入学者受け入れの実施とその検証」は基準を満たしている。

【エビデンス 資料編】

【資料 2-1-3】 姫路獨協大学入学者の選考に関する規程

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受け入れ数の維持

令和2（2020）年度までの入学定員・入学者数・入学定員充足率ならびに在籍者数一覧については表4、表5の通りである。入学定員充足率については充足率0.7を上回っている。在籍者数についても定員の1.5倍以上かつ0.5倍未満にもなっていない。適切な学生数の維持ができています。

表4 年度別入学者数及び入学定員充足率一覧（看護学部）

	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
入学者 (入学定員)	85(80)	76(80)	69(80)	70(80)	62(80)
充足率	1.06	0.95	0.86	0.88	0.78

表5 年度別在籍者数一覧（看護学部）（各年度10月1日時点）

	1年次学生	2年次学生	3年次学生	4年次学生
2020年度	70	63	66	77
2021年度	62	64	57	83

表6 オープンキャンパス（OC）参加者の入試状況

	OC参加者	出願者	入学者	入学率
2021年度	276	141	123	44.6%
2020年度	423	190	154	36.4%

看護学部看護学科は姫路市内最後の新設学部ということもあり、地域の受験生への周知をさらに深めていく時期にある。現在も受験生が本学部に関心を持てるように、年間を通じて看護学部教員が高校の進路指導担当者と面談し本学部の特色を高校に周知し、受験のきっかけづくりをしている。また、毎年6月頃に本学で開催している高校教員を対象とした入試説明会へ、本学への志願実績がある高校の教員へ積極的に参加を呼びかけ、看護学部に関するアピールを強化しているところである。表6のようにオープンキャンパス参加者における入学率も上昇している。入学定員は不充足傾向ではあるが基準を満たしている。定員管理については入学試験にかかる一定の成績基準を維持しながら厳格に実施し、今後もアドミッション・ポリシーに沿った多くの入学希望者を獲得し、厳正な入試を実施することで優秀な入学生の確保に努めていく。

以上から、学生受け入れ数は管理されており、「2-1-③入学定員に沿った適切な学生受け入れ数の維持」は基準を満たしている。

(3) 2-1の改善・向上方策（将来計画）

適正な学生受け入れ数の維持については、現在まで問題のない状況であったが、18歳人口の減少や競合校の増加に加え、新型コロナウイルス流行に伴う経済状況悪化の影響も今後は予想される。入学定員充足率の改善に向け、以下を強化・継続して実施し、アドミッション・ポリシーに沿った優秀な入学者が引き続き確保できるよう、地元である姫路市や近隣府県の兵庫県の高等学校への更なる募集活動に努める。

ア. オープンキャンパスへの学生スタッフの動員強化とプログラムの洗練

オープンキャンパス参加者が本学に入学する率（入学率）は2020年度入試では入学率36.4%、2021年度では44.6%と非常に高い数値を示している。オープンキャンパスでは、

入試説明会、ミニ講義・体験実習、施設見学及び各種個別相談などのイベントの他、学生スタッフによる個別相談、お気に入りスポット紹介及び在学中の勉強方法や時間割などのアドバイスをを行っている。特に学生スタッフと交流できることが非常に好評で、学生スタッフの多くは、高校生の時に本学オープンキャンパスに参加し、本学への志望度が上がったこともあり、学生スタッフを増員し、オープンキャンパス参加者と交流の機会を洗練しながらプログラムを継続する。

イ. 魅力ある看護教育内容の開発

2020年10月、文部科学省から「保健師助産師看護師学校養成所指定規則の一部を改正する省令の公布」（以下「改正省令」とする）が発令され、2022年4月1日から施行されることとなった。少子高齢化が進む中での地域医療構想の実現、地域包括ケアシステム構築の推進、人口及び疾病構造の変化に応じた医療供給体制の整備、看護職者の職場の多様化、他職種との連携等、社会情勢の変化に伴う看護職者の教育内容の充実が海底の趣旨である。本学でも改訂の趣旨に沿う形で見直し変更した。

「基礎看護学」では、「看護管理学」1単位を「統合実践管理学」から移動し、倫理観に基づいた看護実践の能力を高めることを目的に、「看護倫理学」を「ヒューマンケアリング論」に名称を変更、カリキュラム・ポリシーとの整合性を保った。「療養支援看護学」では、「急性期看護学実習」「慢性期看護学実習」「老年生活看護学実習」をそれぞれ2単位とし、「対象理解」を深めるために「老年看護学」分野と「成人看護学」分野の科目を、成人・老年それぞれの補完科目と位置づけ領域名を「成人・老年看護学」とした。「地域・生活支援看護学」では、「在宅看護学」を「家族看護学」「ターミナルケア論」を踏襲し、2単位増とし、さらに実習科目の「地域包括ケア実習」2単位を新設科目として配置、地域で暮らす人々の理解や地域医療構想の強化とした。在宅や地域での看取り、地域包括ケアシステム構想におけるケアの実践、ケアの創生等に寄与できると考える。「統合実践看護学」では、「緩和ケア論」1単位を新設科目として配置、終末期やがんを持つ対象への看護と連動する科目として位置づけた。さらに「統合看護学実習Ⅰ」2単位、「統合看護学実習Ⅱ」1単位に改正し、単位数を増やすことでチーム医療や臨床判断能力の強化を図った。実習では、自己学習や振り返りの時間を増やすことで、実習での効果的な学びや、実習体験を振り返ることで体験からの学びを強化していくことを共通のねらいとしている。

今後も、時代と地域の要求に応じた新たな教育体制で入学定員・収容定員充足率の改善を図り、本学の再生を目指すこととしている。

2-2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA (Teaching Assistant) 等の活用をはじめとする学修支援の充実

(1) 2-2の自己判定

基準項目2-2を満たしている

(2) 2-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

本学の学修支援は、各学部（群）学科（学類）の教育目的の達成に向けて、各部局に設置された各種委員会の委員長の指示に基づき、各所管課が対応している。これらは教員主導に基づいた事務職員の補佐体制で運営しており、教務関係は教務課が中心に、教職課程関係や実習関係は実習課、就職関係はキャリア課が行うというように、それぞれ各所管課が学内外の情報収集、資料作成を行い、いずれも各種委員会、各教授会及び各研究科委員会と連携して行っている。

看護学部内の体制として、総務委員会、教務委員会、実習委員会、国家試験対策委員会、学生委員会、広報委員会、FD委員会、図書紀要委員会があり、すべての教員が配置されている。各委員会は定期的に会議を持ち、議事要旨は教授会で報告される。

学生に関連する委員会としては、教務委員会、実習委員会、国家試験対策委員会、学生委員会、広報委員会がある。

看護学部では、学期始めに学年別でガイダンスを実施し、履修指導をしている。ガイダンスの資料作成及び実施運営には、学生への周知は教務課、実務は教務委員会が全面的に関わるとともに、履修登録に関する質問などにも積極的に対応していることから、教職協働による学生への学修支援に関する方針・計画・実施体制を適切に整備・運営している（【資料 2-2-1】令和 3（2021）年度ガイダンス計画）。学部教務委員会では、2018～2020年度は教務課職員の定例委員会への参加協力を得て、学生情報共有方法の構築、ガイダンスや保護者会の企画・運営、履修の手引の見直し等を行ってきた。2021年度以降は、教務課職員の委員会への参加協力はないが、必要に応じて情報共有しながら、学生のスムーズな学修進行を支援している。実習委員会では、実習開講スケジュールの検討および決定、各実習施設との連絡調整を統括し、学生へのガイダンスを適時開催している。

オフィスアワー制度として、学生が全専任教員に対し、研究室に在室する時間に自由に面談でき、授業内容や学修上の疑問点を質問したり、自分の考えたことについて教員の意見を聞いたりするなど個人的に接触できる機会を設けている。また、オフィスアワー以外でも時間が空いている時には、積極的に相談に応じている。オフィスアワーについては、年度初めに教員の対応可能な日程を学生に示している（【資料 2-2-2】研究室一覧 オフィスアワーについて（令和 3年度））。すべての専任教員が対応する曜日・時間帯を設定し、非常勤講師についても授業の前後を対応時間とすることとしている。各教員のオフィスアワーは教務課掲示版により公表し、学生が必要に応じて自由に相談できるようにしている。尚、学生はオフィスアワーと関係なく教員の研究室を訪問し、教員もオフィスアワーに関係なく時間が許す限り学生の質問に対応している。

看護学部においては、1学年を少人数制に編成したクラス担任制を導入している。担任教員は学期初期の定期面談のほか、随時個人面談を行い、単位の取得状況や理解度、進路等キャリアデザインを含めて学生の相談窓口としている。

障害学生支援として、本学では「就学支援特別申請」の制度がある。入学時において学生に健康管理調査票の提出を義務付けており、自己申告により疾病や障がいの有無を確認している。また入学以降にも学生が授業配慮を要する際には、授業配慮申請書を健康管理室に届け、受付後に教務課に提出される。その後、教務課から教員に伝達される（【資料 2-2-3】授業配慮申請書）。これらの情報を基に場合によっては、担当教員は学生と面談し、疾病や障がいの状況について把握し、支援や配慮の必要性を確認している。また、履修中

に問題が生じる場合は、学科内で情報を共有し、学生に不利益のないように授業時の配慮を行っている。看護学部開設後これまで対象の学生はいないが、慢性疾患のある学生は数人在学しており、担任・学生委員会・教務委員会・健康管理室等関連部署が連携し情報共有して大学生生活支援にあたっている。

以上から、教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制は整備されており、「2-2-①教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備」は基準を満たしている。

【エビデンス 資料編】

【資料 2-2-1】 令和 3（2021）年度ガイダンス計画

【資料 2-2-2】 研究室一覧 オフィスアワーについて（令和 3 年度）

【資料 2-2-3】 授業配慮申請書

2-2-② TA (Teaching Assistant) 等の活用をはじめとする学修支援の充実

現在、看護学部では TA は活用しておらず、看護学実習や演習を伴う科目において、授業の円滑な進行を支援する目的で、ライセンスを持つ助手を採用している。助手の業務内容は、授業担当教員の指示のもと、学生の質問や臨地実習支援など、教育支援、サポート業務である。本学部の助手の主要な業務は大きく二つに分けられる。第一に臨地実習指導である。看護師・保健師のライセンスを持つ助手が、領域別実習施設に赴き、実習の目的・目標に沿い各実習グループの実習指導を行う。さらにグループ内の学生の日々の状況について逐次教授及び単位認定教員に報告を行い、効果的・教育的な実習運営に役立たせている。第二は講義・演習の援助である。看護援助には知識と技術の統合が必須であるため、講義・演習にも周到な準備と後始末が必要である。そのため、物品や資料の準備から後始末が助手の業務となっている。本学部では、助手は基本的に全ての領域・分野をカバーするものとしているが、専門性が必要な分野（例えば、公衆衛生看護学分野については保健師経験を有する助手が担当する等）では、必要な配置を行っている（【資料 2-2-4】 令和 3（2021）年度助手配置・業務一覧）。助手のこのような業務を円滑に進行させるために、本学部では助手活動運営委員会を組織しており、年 3 回の定例会議と必要時の会議により、適宜業務に関する審議を行っている。

成績不振者は授業出席不良者と重なる傾向がみられる。看護学部では、教務課作成の「2021 年度看護学部履修科目別欠席状況」スプレッドシートを共有し、出欠管理をしている。2 回の欠席にて科目担当者が担任に報告し指導を要請するなど、教務委員会、学生委員会において出席不良者の各授業出席状況や生活態度等を適宜確認すること、また、担任教員による個別面接を通じて学習意欲の確認を行うこと等をし、成績不振者の実態を早期に把握し対応している（【資料 2-2-5】 令和 3（2021）年度学生面接票）。具体的には、当該学生に対し授業担当者が直接注意を促すと同時に、担任教員、担任主任とも情報を共有し、連携して面談を行うなど問題解決に向けた支援を行っている。また、状況が深刻な場合には保護者を交えた面談を行うなど、学生の実態に沿った柔軟な対応を心がけている。中途退学、休学及び留年の理由としては、進路変更、修学意欲の低下、学業成績不良が多く、学費未納等の経済的理由により退学・除籍せざるを得ない学生の存在も増加している。

また、単位未修得のため4年間で卒業できず、就学意志の喪失や保護者（学費負担者）への配慮から退学する学生の存在も若干ながら認めている。進路変更の際は、担任教員、担任主任、教務委員、教務課職員が情報を共有し、学生と履修計画を共有した上で継続できる方向性を提案するなど、就学継続の可能性を含め相談に応じている。看護学部では、人間社会学群への転部の選択が可能であり、希望者に対しては担任教員、キャリア委員長の支援を受け、転部試験対策を指導し、学生が大学生活を継続できるよう、支援している。本学は転部システムも備えているため、それぞれの専門家としての道からは離れることになっても転部によって大学を卒業して学士を取得できるようシステムを整えている。転部に伴う手続き等については、教務課が担っている。看護専門職からの進路変更となるが、転部によって大学での学びを継続し、学士を取得することであらたな将来を思考できる仕組みを整えている（【資料 2-2-6】 姫路獨協大学転部（群）及び転科に関する規程）。留年者、休学者、転部者、中途退学者への支援と対応として、成績や体調不良等により、進級要件を満たさない学生については、留年、休学、中途退学の恐れがある時点もしくは留年決定時点で、各科教員が学生本人と面談、必要となれば両親とも面談を行い、留年、休学、退学の道を決めている。この時、教員は学生の話しに耳を傾け、考えられる方向性を多岐に渡って情報として提供している（【資料 2-2-7】 看護学部看護学科 中途退学防止策について）。

国家試験受験に対する学修支援として、4年生では学生の主体性に重きを置き、また学生の学力に合った支援体制の整備に努めた（【資料 2-2-8】 2021 年度国試対策講座・模試日程表）。学期初めに学力判定の模擬試験を実施し、学習に対して自律的・主体的に臨み合格圏を目指せる学生は Advance コースとし、必要な学習支援を自ら選択できるコースとした。学習への動機づけが必要で学力が低迷している学生を崖っぷちコースとし、合格圏到達に必要な学習支援を計画し、さらに個別に学習方法等丁寧な指導に当たった。Advance コースと崖っぷちコースの間を Basic コースとし、標準的な学習支援を計画した。また、外部講師を活用し、定期的な補講と講師による面接を実施し、伸び悩んでいる学生個々の傾向に応じた支援をしている。多くの学生が学力向上にむけて学習している。各学年に学習段階に応じた国家試験対策の目標を前期・後期で設定し国家試験受験への学習を意識づけした。

以上から、TA 等の活用をはじめとする学修支援体制は整備されており、「2-2-②TA (Teaching Assistant) 等の活用をはじめとする学修支援の充実」は基準を満たしている。

【エビデンス 資料編】

- 【資料 2-2-4】 令和 3（2021）年度助手配置・業務一覧
- 【資料 2-2-5】 令和 3（2021）年度学生面接票
- 【資料 2-2-6】 姫路獨協大学転部（群）及び転科に関する規程
- 【資料 2-2-7】 看護学部看護学科 中途退学防止策について
- 【資料 2-2-8】 2021 年度国試対策講座・模試日程表

(3) 2-2 の改善・向上方策（将来計画）

看護学部においては、全教員がそれぞれ学生を受け持つ担任制度により、学生個々の支援ニーズに対応している。担任教員は、各年度開始時のガイダンスで学生に紹介され、学期ごとあるいは必要に応じて学生と面談し、学生の生活全般にかかる状況把握や相談に応じる。学生担任は、前年度担任から面談記録等の個別ファイルを引継ぎ、必要であれば対面での申し送り等、学生情報の伝達と継続した支援を図っている。各担任による定期面接や個別対応等により学生の修学継続に関わる問題が明確にされた際、保護者と連絡を取り、家庭での生活状況や保護者の気持ちを確認し、学年会議による共有や学生委員長、教務委員長を交え学習継続を支援している。さらに、看護師国家試験対策委員を各学年に配置、入学後から模擬試験や対策講座を実施、4年次は卒業研究担当教員とも模擬試験結果を共有し、学生の国試対策を支援している。3年次は領域別実習担当教員によるキャリア支援、就活に必要な講座を提供するなど、看護専門職となるための知識・技術・態度のみならず、看護学への興味関心が維持できるよう支援している。講座ごとにアンケートを実施、学生の反応や意見を捉え、次回の講座に取り入れることで内容を洗練させている。学部で定める学位授与の方針に沿った学修成果を修め卒業・修了要件を満たした者について、教授会の審議を経て、学長が卒業・修了を認定していることから、直ちに改善・向上方策を採らねばならない状況にはないが、今後も随時点検を行い、必要に応じて改善を図っていく。留年者、中途退学者については、修得単位不足に起因している場合が多いので、担任教員や専任教員を含めた学修及び授業支援を行うとともに、保護者とも密に連絡を取り合いながら、教員・職員・保護者の三者協働による学生支援を一層強化し、減少を目指す。

2-3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

(1) 2-3の自己判定

基準項目 2-3 を満たしている。

(2) 2-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

1) 教育課程内におけるキャリア形成

本学看護学部は、文理総合大学として発展してきた大学に開設された学部である。その特徴を生かし、1年次を中心に開講される全学共通科目では、学生は他学部と同じ科目を同じ教室で受講する。これにより、互いの学部の専門性を理解し、他の専門職と協働する資質を培っている。

1年次前期科目である基礎ゼミナールは、「社会人基礎力」獲得を目指し、実践的なテキストを用いた少人数ゼミ方式であり、大学という学問の場で自ら考え、学ぶスキルの基本を身につける内容となっている（【資料 2-3-1】令和 3（2021）年度基礎ゼミナール授業概要と計画）。1年次前期に開講される 2 単位 90 時間の科目であり、主担当教員 8 名のうち 6 名が 10～11 名の学生を担当し、全 6 ゼミで運営した。各ゼミには助教が 1 名入り、より細やかな学生指導が可能となるように、助教にとっても初年次教育の機会となるように、双方のメリットを目指した。基礎ゼミナールは、4年間の学修を見据えて自らの将来を展望できるように、学習姿勢や学習方法を身に付け、大学生としてしっかり第一歩を踏

み出し、仲間とともに自分の力で進むための導入的授業である。そのために、ゼミメンバーや教員、先輩たちとコミュニケーションを取りながら、学び合う姿勢（協同学習）やアカデミックスキルの習得を目指す。個人とゼミの学習責任を基盤とした協同学習により「主体的対話的で深い学び」を体得できるように、合同講義とゼミ活動を組み合わせて構造化した。大学での学修に必要なコミュニケーション能力を高めながら、科目の後半は興味・関心をもったテーマで文献検索をしてまとめ、ポスタープレゼンテーションに取り組んだ。最後はクラス全体でポスターセッションを行い、お互いの取り組みに関心を持って活発な意見交換が行えていた。2021年度は COVID-19 感染拡大予防のため、一部がオンライン授業となったが、ICT の活用方法や工夫などは将来的な課題の一つである。

学内授業では、学修の進度に応じて学生の主体性を引き出す共同作業やグループ討議、自己評価や相互評価の機会を設け、演習につないでいる。実習室における演習では技術習得の前提として、臨床現場に立つ際の身なり、立ち居振る舞い、社会人としてのマナーを指導している。こうした学内の授業および演習と実習を繰り返しながら看護専門職者として必要な資質の育成を行っている。

臨地実習では、評価面接などを通じて学生の看護観だけでなく学生自身の課題の言語化を促し、臨床指導者との連携のもと、最終的に看護専門職者として自立するうえでの自己の課題を明確にするよう支援している。また、実習ごとに明らかになった課題は、実習報告会や実習協議会および病院からの就職案内の場を活用して病院の教育担当者と共有している。実習委員会では、1年生の基礎看護学実習Ⅰ、2年生の基礎看護学実習Ⅱ、3年生の領域別実習、4年生の統合実習等、全実習に係る指導の基本となる指導体制を実習要綱（共通編）に示している（【資料 2-3-2】令和 3（2021）年度実習要綱）。各学年の実習開始時には、実習ガイダンスを行い実習に向けての心構えや動機づけを行っている。また、大学の教育理念にある「学問を通しての人間形成」を土台にすえ、看護学部では各実習科目から提示される課題に取り組み、知識・技術・態度を統合し社会的・職業的自立を目指した看護専門職者の育成に意識的に取り組んでいる。コロナ感染対策についても、実習における「臨地実習における新型コロナ感染予防対策」と「体調確認記録表」を用い意識的な自己管理とコロナ禍でのソーシャルスキルが身につけられるよう指導体制を整備している。また、実習ごとに明らかになった課題は、実習報告会や実習協議会および病院からの就職案内の場を活用して病院の教育担当者と共有し、指導体制の振り返りを行っている（【資料 2-3-3】令和 3（2021）年度実習計画、【資料 2-3-4】2019 年度臨地実習協議会（一部））。

保健師課程は、選択選抜制であり 2 年次後期に選抜試験を実施している。入学時は保護者と入学生双方に、その後、1 年次後期、2 年次前期、2 年次後期の学部ガイダンス時に詳細を説明している。ガイダンスでは、保健師の具体的な活動内容、本学部において選択に必要な科目の履修、保健師免許取得に伴い申請できる養護教諭 2 種に必要な科目について説明し、保健師課程選択の意欲につなげている。また、2 年次後期の選抜試験に向けては、選択希望者に別途ガイダンスを実施し、選択後のカリキュラムの進行イメージや保健師の就職率と国家試験合格率の動向を具体的に説明し、高い志と意欲をもって選択に臨むよう支援している。さらに、担任と保健師課程担当教員が協働し、選択への相談と助言ができる体制をとり学生支援を行っている。保健師としての就職を希望する学生には、早

い段階から公務員採用試験対策に向けた取り組みを進め、学習支援センターによる公務員模擬試験や対策講座を紹介し、学習と並行して対策を講じる支援を行っている。

2) 教育課程外におけるキャリア支援

学生の海外研修としては、2000年に獨協医科大学医学部において開始した海外研修企画を看護学部学生向けに変更し、本学看護学部の海外研修として実施している（【資料 2-3-5】2018年度海外研修概要、【資料 2-3-6】City of Hope 研修概要）。2017年2月に当時の看護学部長を含む4名がカリフォルニア州東北部にある City of Hope（がん拠点病院）を見学し、現地担当者との打ち合わせを重ねて、2018年2月に看護学部1期生が3年生になる直前の2月に実施した。具体的には、2年次の4月に募集を開始し、5月に選考試験を行っている。その内容は、学内の成績、試験日当日の医学英語試験、および面接である。現地担当者の希望から、派遣できる学生数は6名である。選ばれた学生に対しては、2年次前期の英語Ⅱ、後期の看護・医療英語、および英語Ⅲの選択を必須として、医学英語、現地での行動規範、およびアメリカ合衆国の歴史や文化的背景に関して特別に教育を行った。なお、海外研修に関わる研修費用（\$1,000/1名1週間）は大学から補助されており、学生個人の支払額は、往復の航空運賃と現地宿泊費とした。City of Hope は、カリフォルニア州でも著名ながん拠点病院兼研究施設であり、研修内容は、特になん患者への対応に特化している。研修期間は1週間だけであるが、その予定表はネット上で公開している。現地での研修初日は、学生がかなり緊張を強いられるため、可能な限り引率教員（男女それぞれ1名）が通訳的な補助も行うが、現地の教員は日本人学生に慣れており、3日程で学生もかなり現地の雰囲気や英会話に慣れてくる。前述の現状のプログラムは、毎年現地担当者で見直しを行っており、時代に求められる項目や、カリフォルニア州独自の項目を含めている。残念ながら、2020年3月の海外研修以降はコロナ禍により直前に中止している。将来的には1週間の海外研修を単位認定できるように本学各方面との協調が必要と考えている。

学生のキャリア支援としては、学部委員会組織である「学生委員会」の内部組織として「キャリア支援部会」を設置している。「キャリア支援部会」では、1年次から段階的にキャリア形成支援を行っている（【資料 2-3-7】令和3（2021）年度講演会・キャリア支援計画）。まず、新入生・保護者懇談会において本学部のキャリア支援計画を示す。そして1年次では、初めての臨地実習である「基礎看護学実習Ⅰ」を前に「マナー講座」を開催し、人として社会人としてマナーの必要性や実際を外部業者の講師を招いて教授している（【資料 2-3-8】令和3（2021）年度1年生マナー講座計画）。2年次に開催する「キャリア形成講演会」では、社会が求める看護師像について病院の看護部長等から直接話を聴く機会を提供し、看護専門職者として働くイメージの明確化を促すことでキャリア形成を支援している（【資料 2-3-9】令和3（2021）年度キャリア形成講演会概要）。【令和1（2019）年度は、3年次前期終了時に実習施設による就職合同説明会を開催した（【資料 2-3-10】令和1（2019）年度就職合同説明会実施報告書）。令和2年度以降も継続する計画であったが、新型コロナウイルス感染拡大に伴う緊急事態宣言発出を受け、開催を見送らざるを得ない状況が続いている。さらに、3・4年次生を対象に春季と冬季の2回にわたり、外部業者講師による「進路支援講座」を開催し、進路決定のまでの時間管理、施設見

学やインターンシップ先の選択や申し込み方法、履歴書の書き方、面接指導など、就職活動に必須となるスキルを具体的に教授している（【資料 2-3-11】令和 3（2021）年度キャリア支援講座①概要）。開催時期や内容の希望および就職活動の進捗状況を把握し、学部教員および大学のキャリアセンターと共有している。キャリア支援関連講座については開催ごとに学生アンケートを実施、受講した学生からの評価は良好である。キャリア支援室との連携を密にし、求人情報を学外からも閲覧できる情報システムの周知、学内専用ホームページを活用して求人・進学情報を随時、掲載・更新する就職情報支援システムの構築など、学内全体の情報システムの改善につなげることが課題である。

看護師国家試験合格は、看護師として社会的・職業的自立をするための必須条件である。本学部の国家試験対策は、学部委員会組織である「国家試験対策委員会」が中心となり、初年度から 4 年間の対策計画を新入生・保護者に示し、計画的・段階的に支援をしている（【資料 2-3-12】令和 3（2021）国試対策講座・模試日程表）。具体的な活動内容としては、模擬試験、対策講座の企画・運営、Web 学習システムの活用と、これらに関する業者および教員によるガイダンスを実施している。Web 学習システムを教員が授業や実習で活用することにより、学生の自己学習を支援するだけでなく、教員全員が国家試験対策に関わる機会としている。さらに、本学部では、3・4 年次に「学生国家試験対策委員」を募集し、各 5 名以上の学生が教員との窓口となり教員と協働して国試対策講座等の運営にあっている。看護師国家試験合格率は、第 109 回看護師国家試験では 93.3%、第 110 回看護師国家試験では 88.1%であった。

保健師課程の国家試験対策として、3 年次は領域別実習終了後、低学年模試を 1 回、4 年次生では、公衆衛生看護学実習 I 終了後から 9 月、11 月、1 月に、保健師国家試験模試を 3 回受験している。国家試験対策委員会や 4 年生担任会議で模試の結果等を情報共有しながら、保健師国家試験の勉強を並行していけるよう支援している。保健師国家試験合格率は、第 108 回保健師国家試験では 85.7%、第 109 回保健師国家試験では 100.0%であった。

3) 全学的な社会的・職業自立に関する支援体制

本学では、全学組織としてキャリアセンターを整備し、進路・就職に関する相談、履歴書作成および面接の個別指導、就職説明会、病院見学、インターンシップをはじめとする就職関連情報の提供によるキャリア支援活動を行っている（表 1、表 2）。これらの支援内容については、大学ホームページおよび各学年開始時のガイダンスを通じて学生に案内している。さらに、キャリアセンターでは、B5 サイズの 108 ページからなる「JOB GUIDE BOOK」を発行している。このガイドブックは、キャリアセンターの利用案内から就職活動の流れを詳細に示す内容となっており、キャリアセンターではこのガイドブックをキャリア支援関連の講座などを通じて全学生に配付している。キャリアセンターと本学部学生委員会内のキャリア支援部会は、各キャリア支援講座の共同開催、病院・施設からの就職案内対応時の同席を通じた連携体制を構築している。本学部からは看護学部生ならではのキャリア支援ニーズ、就職活動への準備状況を、キャリアセンターからは本学部学生のキャリアセンター利用状況および就職活動の進捗状況を共有して連携している。就職率は 100%である（表 3）。

表1 キャリアセンター相談件数（学年不問）

区分	2018年度	2019年度	2020年度
看護学部	27	236	238

表2 キャリアセンター利用率（対象：卒業生）

学部・学群・学科	2019年度			2020年度		
	卒業生数	相談者数	利用率	卒業生数	相談者数	利用率
看護学部	45	40	88.9%	65	39	60.0%

表3 看護学部生の就職率（ ）は、卒業生に対する率

	卒業生数	就職希望者数	就職者数	就職率
2019年度	45	42	42	100.0% (93.3%)
2020年度	65	56	56	100.0% (86.2%)

以上から、教育課程内外を通じた社会的・職業的自立に関する支援体制は整備されており、「2-2-③教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備」は基準を満たしている。

【エビデンス 資料編】

- 【資料 2-3-1】令和3（2021）年度基礎ゼミナール授業概要と計画
- 【資料 2-3-2】令和3（2021）年度実習要綱
- 【資料 2-3-3】令和3（2021）年度実習計画
- 【資料 2-3-4】2019年度臨地実習協議会(一部)
- 【資料 2-3-5】2018年度海外研修概要
- 【資料 2-3-6】City of Hope 研修概要
- 【資料 2-3-7】令和3（2021）年度講演会・キャリア支援計画
- 【資料 2-3-8】令和3（2021）年度1年生マナー講座計画
- 【資料 2-3-9】令和3（2021）年度キャリア形成講演会概要
- 【資料 2-3-10】令和1（2019）年度就職合同説明会実施報告書
- 【資料 2-3-11】令和3（2021）年度キャリア支援講座①概要
- 【資料 2-3-12】令和3（2021）国試対策講座・模試日程表

(3) 2-3の改善・向上方策（将来計画）

本学部は、専門職を養成するカリキュラムが進路選択支援と直接関係があり、卒業生の

就職率は100%であり、就職希望者はそれぞれの教育課程で学修した専門性や資格が生かされる職種に就いている。今後は、希望の病院や施設であったかどうかなど、情報をさらに整理・分析し、学生が希望する病院・施設に就職できるように対策を講じる必要がある。学生の就職希望先と病院奨学金制度の情報をマッチングさせる体制の構築や、遠方の病院・施設を希望する学生に対しては、奨学金制度だけでなく、遠方の就職説明会や病院見学会、インターンシップの情報を充実させることなどが具体策として挙げられる。これらの方策をキャリアセンターと協働で進める必要がある。

また、早期から看護師として働くイメージを明確にする機会を増やし、看護師に必要な知識と技術を自分ごととして習得するモチベーションの向上を目指す。そのためには、学生でも可能な医療・福祉系アルバイトの情報を充実させていく。また、ホームカミングデーなど卒業生が来校する機会をとらえ、後輩に伝えたいメッセージや学び続ける思い、やりがいについて取材し、キャリア教育に有効に活用する。

進学希望者も学修内容と関連する大学・学部への進学であり、教育内容と並行した進路選択支援の提供が実施できていると評価している。今後、学生のほとんどが志向する看護師採用試験に特化した指導ができるように、FD活動、SD活動の充実を図っていく必要があると考える。

2-4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

(1) 2-4の自己判定

基準項目2-4を満たしている。

(2) 2-4の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-4-① 学生生活の安定のための支援

本学では、学生サービス及び厚生補導などに関する事項は、学生委員会が企画・協議し、学部（群）間の調整を行っている。また、支援窓口として学生課、国際交流センター、スポーツ特別選抜室及び健康管理室を設置し、学生生活の安定のための支援として、教務課と連携しながら学業、経済、健康などの諸問題について相談・助言を行っている。

看護学部では、学生生活全般に関する事項を審議するための機関として学生委員会を設置している。学生委員会は、月1回定例日に開催し、学生生活支援に関する全学的な報告事項の伝達、解決すべき問題の審議等を行っている（【資料2-4-1】令和3（2021）年度学生委員会年次計画、【資料2-4-2】令和2（2020）年度学生委員会実施報告）。

学年別でガイダンスでは、健康管理に関する指導、学生生活における指導をしている。このガイダンスの資料作成及び実施運営には、教務委員会が中心となるが、健康管理、クラス担任支援などの情報提供は学生委員会が担当している。また、感染症対策としての行動についても、必要な学生に個別で対応している。詳細については2-2-①参照。

学生の大学生活における個別の問題には担任及び健康管理室、その他の関連部署が連携し対応している。すべての学生に担任が付き、学年ごとに担任主任が情報管理、対応している。学生とは年2回個別面談を持ち、修業状況、健康管理、生活支援などの相談を通し、学業継続に向けた支援をしている。保護者との関係も密にし、年1回の保護者懇談会や希

望に応じ、保護者を含む3者面談を企画している（【資料 2-4-3】令和1（2019）年度保護者会実施概要）。個々の学生の課題が明確になり、担任、保護者、その他関連部署が連携し支援にあたっている。

担任主任会議を月1回程度開催し、学生の情報共有と指導体制について検討したのち、各学年会議で担任と共有し対応している。前期は履修方法や遠隔による授業への参加方法、Google Classroomを活用した情報提供、個別面談等により学生が不利益を被らないよう対応したが、令和2年度は経済的な事情等で除籍になる学生がいた。成績の低迷、出席状況等、気になる学生に対しては、担任主任と連携しながら積極的に面接を実施し、学生の学修を支援する。学費未払いが続いている学生については、教務課と情報共有しながら早めに対応できる仕組みを構築できるよう、全学学生委員会等で検討が必要である。

学生の心身の健康支援としては、全学の支援として健康診断、感染症予防の啓発、健康教育、健康相談・カウンセリング等を実施している。健康管理室には学校医1名、看護師2名体制で、定期健康診断、健康相談、応急措置、各種検査などに当たっている（表1）。

表1 健康診断受診率（看護学部）

	学 年 別			
	1年次	2年次	3年次	4年次
令和2年度	95.1%	94.5%	92.9%	92.9%
令和3年度	98.4%	95.5%	94.9%	96.4%

入学時に提出された「健康調査票」に基づき、現病歴や既往歴について、継続的にフォローしている。学生の体調不良時の対応については、授業中であれば講義担当者が健康管理室の看護師に連絡し、搬送の手配を依頼している。また、外部講師の場合は教務課もしくは学内教員が連絡・付き添い等につき、状態によっては担任から保護者に連絡を取り、対応を依頼している。また嘱託医として市内の精神科専門医と連携し、定期的なカウンセリングを実施し、心のケアが必要な学生には健康管理室でカウンセリングを受けることができる体制を整えている。相談内容は学生生活、人間関係、学業、精神的な悩みと多岐に渡る。相談室開設については、大学HP、掲示等で告知し、情報周知の徹底を図るとともに秘密厳守で対応している。健康に関する様々な相談を医師・看護師がサポートし、心身に関する健康相談、心的支援、生活相談などを適切に行っており、学生サービス、厚生のための組織が適切に機能している（【資料 2-4-4】健康管理室年報（一部抜粋））。

メンタル面での悩みの増加といった精神健康的側面における学生の状態や、大学生における社会事情を鑑み、地域の警察署と連携し、SNS講習会「サイバー空間の危険から身を守る」を毎年一年生対象に企画している（【資料 2-4-5】令和3（2021）年度「サイバー空間の危険から身を守る」講習会計画書）。

感染症対策としては、全入学生に学校保健安全法第二種感染症（麻疹・流行性耳下腺炎・水痘）、B型肝炎抗体検査結果の提出を義務づけている。規定を満たしていない学生に対し、ワクチン接種を指導し、看護学実習前に全員の抗体獲得を確認している（【資料 2-4-6】看護学部における感染症の判定基準および予防接種スケジュール）。

新型コロナ感染症に対しては、学生委員会で作成した体調観察記録表を活用し、自身の健康管理と適切な行動がとれるよう、指導している（【資料 2-4-7】令和 3（2021）年度体調健康観察記録表）。また、本年度は看護学部学生希望者に対し、集団ワクチン接種を実施した（【資料 2-4-8】新型コロナワクチン予防接種スケジュール）。

入学直後の 1 年生全員に感染予防対策講習会を開催している。大学生活における感染予防対策を学び、自他を感染から守る行動がとれるようになることを目的とし、内容としては手指衛生手洗い、手指消毒、マスクの着脱、3 密回避行動、健康観察記録表の活用などである。担当は基礎看護学専任講師が中心となり、看護学部助教及び助手、学生委員会メンバーが対応した（【資料 2-4-9】令和 3（2021）年度新入生感染予防対策講習会）。

新型コロナ感染症陽性者の拡大に伴い、感染が疑われる症状を有する学生に対し、公欠扱いとし、学生の不利益にならない体制を整えた（【資料 2-4-10】令和 3（2021）年度コロナ感染疑い学生発生時の報告ルートフローチャート、【資料 2-4-11】令和 3（2021）年度コロナ感染疑い学生報告書）。報告ルートの共有、健康観察記録表による健康観察等、学生の注意喚起を継続した。公欠手続きに必要な欠席連絡については、教務課と連携しながら該当者の正確な把握と指導が必要であると考えている。感染予防対策として、3 密による感染を防ぐため、また、感染経路を作り出さないために、3 密予防、感染予防の為の清掃の励行、慣例行事の中止や開催方法の工夫、有事発生時の対応の仕方等、他学部に先駆け取り組みを行ってきた。感染予防対策によってもたらされる行動制限や生活上の規制による学生生活への影響については、学生・保護者面談を通して、関係性やつながり感、自分自身の位置づけが見えにくい新しい環境で、学修に向きあうための不安感や適応への課題が垣間見えるものがあつた。コロナ禍における学生生活への影響について、昨年度から「新型コロナ感染症禍における実態調査」を実施、新型コロナ感染症の拡大に伴う生活への影響、特に経済的な問題を抱えた学生や、遠隔授業により孤独感を募らせている学生について情報把握し、教授会等で情報共有し対応している（【資料 2-4-12】令和 2（2020）年度学生委員会「新型コロナ感染症禍における実態調査」報告書、【資料 2-4-13】令和 3（2021）年度学生委員会「新型コロナ感染症禍における実態調査」）。

学生の大学生活の実態を把握するために、看護学部では、1 年生を対象に食事、排泄、睡眠、運動、学習環境、余暇時間等を調査項目とする「学生生活基礎調査」を実施しており、学生の情報を把握し、教授会等で情報共有をして対応している（【資料 2-4-14】令和 2（2020）年度学生委員会「学生生活基礎調査」報告書）。

学生に対する経済面の支援として、本学独自の奨学金・特待生のほか、日本学生支援機構奨学金、地方自治体・財団法人・民間団体の各種奨学金がある。本学独自の奨学金としては、成績最優秀者及び経済的理由により学業に支障をきたしている者へそれぞれ奨学金を支給するほか、海外留学する学生への奨学金の支援も行っている。「姫路獨協大学奨学金」「特別学業支援奨学金」「学業支援奨学金」「緊急支援奨学金」「海外留学 奨学金（派遣）（交換）」「海外語学研修奨学金」「姫路獨協大学 外国人留学生奨学金」「関育英奨学会奨学金」の 8 件を提供している。毎年年度初めに学生課による説明会を開催し、学生に情報周知に努めている。いずれもすべて給付型であり、活用する学生の負担軽減に配慮している。看護学部の受給率は半数が受給している状態である（表 2）。

表 2 看護学部奨学金受給状況

	1年次	2年次	3年次	4年次	合計
在籍者数(人)	62	64	57	83	266
奨学金受給者数(人)	30	36	36	32	134
受給率	48.4%	56.3%	63.2%	38.6%	50.4%

特待生制度として、成績優秀学生を対象に授業料の一部を減免するほか、成績が良好な私費外国人留学生には、授業料の30%を減免している。一方、本学独自以外の奨学金等の支援として、主に日本学生支援機構による貸与型奨学金及び給付型奨学金の申請業務を支援している。特に手厚い支援が行われている高等教育の修学支援新制度においては、給付型奨学金と授業料減免の申請を希望する在学生に対し同制度の説明会を実施して、新制度の利用を促進している。また、教育ローンとして、本学とSMBCファイナンスサービス株式会社と優遇レートでの提携学費ローンの紹介を行っている。さらに、学業に支障のない範囲で働けるようなアルバイトについては、学生課による学内掲示板での紹介を行い、学生への便宜を図っている。

課外活動は、人間形成に役立ついろいろな側面を包含しており、自主自律の精神の訓練、社会性の陶冶など、自主的精神に富む近代的な社会人としての資質を高めていく場と考え、姫路獨協大学学生課外活動規程に基づき全学で支援している（【資料 2-4-15】姫路獨協大学学生課外活動規程）。本学は全学生を正会員とする「姫路獨協大学学友会」を設けている。学友会には、「学友会本部」「文化会」及び「体育会」を柱として、その下部組織として、「部」、「同好会」及び「愛好会」によって構成しており、正会員である「学生」、特別会員である「教員」、「趣旨に賛同する職員」及び「名誉会員」によって構成している。学友会は教員の指導、助言のもとに学生の自主と自治によって運営されており、その運営組織は、学友会本部が文化会本部、体育会本部及び志湧祭実行委員会に所属する各団体を統轄している。また、学友会においては、役員会及び運営委員会をそれぞれ毎月1回開催し、特別会員である教員の代表者による指導、助言のもとに、イベント等の企画立案を行っている。なお、学生課所管として「スポーツ特別選抜室」を設け、体育会に所属する課外活動団体の中で、特別強化指定団体とされている硬式野球部、バレーボール部、サッカー部、柔道部及び剣道部の活動について、別途、その活動費の助成や指導者の採用などの支援を行っている。その他、看護学部としては、公衆衛生領域では「まちの保健室」や、小児領域においては発達障害のある子どもたちを支援する「プレイルームわくわく」等に関心のある学生の参加を促している（【資料 2-4-16】姫路獨協大学看護学部まちの保健室2年間の取り組み）。

以上から、学生への経済的支援については、学生課が担当窓口となり、それら制度の情報提供ならびに学生からの相談に対応し、経済的支援体制は十分に整備されている。また、大学独自以外の奨学制度として、病院独自の奨学金などもあり、各学生の経済的状況に応じた適切な奨学金制度の選択を可能としている。学生の健康管理は健康管理室を担当部署とし、学生委員会、教務課実習課と連携しながら学生のヘルスケア、メンタルケア、生活

相談などに対応し、十分な支援体制を整備している。メンタルケアや生活相談について、臨床心理士のカウンセラーが対応し、学生の抱える悩みについて相談できる体制を整えている。また、より細かな支援の窓口として担任を配置するなど、多面的なケアを提供している。その他の学生サービスに関しても学生がその修学のための生活安定に係る不安を最大限取り除けるための組織や制度が運用されている。よって、学生生活の安定のための支援は整備されており、「2-4-①学生生活の安定のための支援」は基準を満たしている。

【エビデンス 資料編】

- 【資料 2-4-1】 令和 3（2021）年度学生委員会年次計画
- 【資料 2-4-2】 令和 2（2020）年度学生委員会実施報告
- 【資料 2-4-3】 令和 1（2019）年度保護者会実施概要
- 【資料 2-4-4】 健康管理室年報（一部抜粋）
- 【資料 2-4-5】 令和 3（2021）年度「サイバー空間の危険から身を守る」講習会計画書
- 【資料 2-4-6】 看護学部における感染症の判定基準および予防接種スケジュール
- 【資料 2-4-7】 令和 3（2021）年度体調健康観察記録表
- 【資料 2-4-8】 新型コロナワクチン予防接種スケジュール
- 【資料 2-4-9】 令和 3（2021）年度新入生感染対策講習会
- 【資料 2-4-10】 令和 3（2021）年度コロナ感染疑い学生発生時の報告ルートフローチャート
- 【資料 2-4-11】 令和 3（2021）年度コロナ感染疑い学生報告書
- 【資料 2-4-12】 令和 2（2020）年度学生委員会「新型コロナ感染症禍における実態調査」報告書
- 【資料 2-4-13】 令和 3（2021）年度学生委員会「新型コロナ感染症禍における実態調査」
- 【資料 2-4-14】 令和 2（2020）年度学生委員会「学生生活基礎調査」報告書
- 【資料 2-4-15】 姫路獨協大学学生課外活動規程
- 【資料 2-4-16】 姫路獨協大学看護学部まちの保健室 2 年間の取り組み

(3) 2-4 の改善・向上方策（将来計画）

看護学部においては、修得単位不足や精神的な問題に起因し、学業継続に不安を抱える学生に対し、クラス担任や専任教員を含めた学修及び授業支援、生活支援を、保護者とも密に連絡を取り合いながら三者協働による学生支援を非常にきめ細やかに行っている。今後も教員・職員・保護者の協働を一層強化し、学生が安心して大学生生活を継続できることを目指し、これまで同様に定期的に会議を持ち、クラス運営、学修支援、環境整備、健康管理など、関係部署と連携しながら学生生活を支援していく。

健康管理については、学生委員会、担任教員、学校医等による情報共有を行い協同して対応するなど、学内連携の体制強化が求められている。感染症予防の啓発、健康教育講演会等は、学生生活全般・健康管理に関する知識の教授という点で高い効果が期待できることから、今後も継続して実施し、健康的な学業生活をサポートするよう努める。

卒業延期者や成績不振者への対応として、卒業延期者となる学生のうち、心身の理由によるものについては学内のカウンセリング、または心療内科の受診等を勧めているが改

善できないケースがある。当該学生に対応するために、より密な個別指導を行う方法について検討する必要がある。直ちに改善・向上方策を採らねばならない状況にはないが、今後も随時点検を行い、必要に応じて改善を図っていく。

新型コロナウイルス感染症のため、学生への経済的支援の充実を図る必要がある。コロナ禍における生活調査の結果を統計的に分析し課題を探るとともに、学生・保護者面談等からうかがえる学生たちの体験に目を向け、新型コロナウイルス感染症禍の中における学生生活への影響について、学部学生たちの体験を可視化し、未曾有の新型コロナウイルス感染症時代における大学の新たな価値観を模索し、示唆を得る必要がある。このため、学生委員会とキャリアセンター、学生課との連携を密にし、学外の各種奨学金情報の収集を行い、一人でも多くの学生が受給できるように支援を強化する。医療機関が独自に設けている奨学金についても、学生の進路希望を担任と情報共通し、適切に支援していく必要がある。

課外活動においては、過密なカリキュラムではあるが、領域の特性を活かした地域貢献や病院ボランティア、医療ボランティア活動など、主体的に学ぶ力を養う事にも効果的な活動の充実と促進を図る。

2-5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

(1) 2-5 の自己判定

基準項目 2-5 を満たしている。

(2) 2-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

全国初の公私協力方式により「地域に開かれた大学」として誕生した姫路獨協大学のキャンパスは、世界文化遺産である姫路城から北に約 5 km の距離に位置し、山々の自然に囲まれた静かな環境の中にある。JR 姫路駅からの直通のバス停留所が正門前にある。

本学は、3 学部 7 学科、1 学群 3 学類及び大学院 3 研究科が 1 か所のキャンパスに集約されており、校地・校舎は、校地面積が 193,461 m²、校舎面積が 58,487.7 m² と拡充し、いずれも大学設置基準および保健師助産師看護師学校養成所指定規則が定める要件を十分に満たしている。正門から一直線に並木道がのびる開放的なキャンパスは、ゆるやかな丘の一角を占めるロケーションで、本部棟、講義棟、医療保健学部棟、薬学部棟、看護学部棟、厚生棟、図書館、学生会館、創立 15 周年記念館、体育館、弓道場、サークル棟、野球場、サッカー場、テニスコートの施設が配置され、教育目標を達成するための、講義室、演習室、学生自習室のほか、医療保健学部、看護学部及び薬学部棟においては、学生用実験室、実習室等を整備し、文理総合大学として教育・研究を行う上で、十分な施設・設備と高い機能性を有しており、学生が修業期間伸びやかに学べる環境である。また、本学は近隣に姫路聖マリア病院がある「メディカルゾーン」であり、看護を学ぶには最適な場所

である。看護学部は看護学部棟を管理運営している。学部棟実習室環境と学生の学修に向けた支援体制の整備を重視し、学部開設より学部棟管理委員会、2021年からは実習委員会が管理している。「看護学部棟実習室利用ガイド（学生用）」および「看護学部棟実習室利用ガイド（教員用）」を作成し、改訂を行いながら活用している（【資料 2-5-1】看護学部棟実習室利用ガイド（学生用）、【資料 2-5-2】看護学部棟実習室利用ガイド（教員用））。実習室の利便性を高めるため、他部門との調整やクラウドストレージを活用した備品台帳の整備を行い、備品を適切に管理するとともに各領域間における相互利用を図るなど学習環境の整備に取り組んでいる。

各施設は、教育目的や教育目標達成のために適切に整備されている。また、施設の運営・管理については事務局総務部が適切に行っている。本学の建物は、新耐震基準となった昭和 56（1981）年以後に建てられたもので耐震建築になっており、本学の建築物は全て耐震基準を満たした構造となっている。キャンパス・アメニティ等の整備は、出来る限り学生の要望に沿って改善を図っており、厚生施設（食堂など）のほか、課外活動施設、自習室、グランド等は、学生の要望を取り入れた整備を行ってきた。また、施設・設備等の維持管理および衛生・安全対策としては、保安防災警備業務、設備管理業務、環境衛生管理業務、清掃業務を一括して外部業者に総合管理業務委託をしているほか、電気工作物の維持及び運用に関しては、「電気工作物保安規程」を定めており、火災およびその他の災害による物的、人的被害の防止軽減のためには、「防火・防災管理規程」を定め、「姫路獨協大学自衛消防隊」を組織している。

以上から、本学部で整備している施設・設備は、学生が効果的な教育を受け、また様々な研究活動を行う上で必要なものを提供できている。よって、校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理がされており、「2-5-①校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理」は基準を満たしている。

【エビデンス 資料編】

【資料 2-5-1】看護学部棟実習室利用ガイド（学生用）

【資料 2-5-2】看護学部棟実習室利用ガイド（教員用）

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

実習施設としては、看護学部棟に4つの領域別実習室「基礎看護学実習室」「成人・老年看護学実習室」「地域在宅・精神看護学実習室」「母性・小児看護学実習室」及びシミュレーション教育備品についても設置、「スキルスラボ」を備えている。「成人・老年看護学実習室」の一角には、病院と同等設備の「ナースステーション」と「ICU」を設置している。「ナースステーション」にはナースコールや薬剤ストックラック、注射準備台等のバックヤードも整備し、ICUには最新型の全身型成人ワイヤレス患者シミュレータ、生体監視モニター等を備えることで、より臨床に近い学習環境を整えている。看護学部棟1階にはラウンジスペースがあり、2～5階実習室は領域ごとに必要な医療器具、資機材をそろえ、使用規定を学生と共有した上で学生に開放している。令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大を受け、すべての領域実習が臨地に出向けない事態となったが、これらの

演習室において、臨地に近い環境を再現し、医療資機材を潤沢に使用し、視聴覚教材を活用し、教職員が模擬患者役をするなど知恵を絞り、実習目標を達成することができた。演習室使用規定については毎年見直しをしている。

附属図書館は、和書・洋書あわせて約 34 万冊の蔵書を備えており、大学の学術情報の中枢である。最近では DVD・電子ジャーナルも充実させ、学生の修学および教員の教育研究活動を支援している。量的整備の適切性および体系的整備の適切性については、図書館の整備に学生の意向を反映させながら、毎年度、図書館運営委員会において検証している。開館時間については、平日（月曜日～金曜日）が 9 時～21 時 40 分、土曜日が 9 時～17 時、日曜日および祝日、学園創立記念日は休館としており、座席数 393 席、年間延べ約 8 万人が利用している。平成 27（2015）年度から令和元（2019）年度の 5 年間ににおいては年間利用者数が延べ約 40,000 人から 50,000 人台で推移してきた。一方、令和 2（2020）年度については延べ約 13,000 人とどまった。新型コロナウイルス感染症（COVID-19）拡大抑止対策として年度初めの 4 月から 5 月にかけてほぼ全日を休館としたこと等の影響と推測される。図書館利用者への支援として、新入生向けの「図書館ツアー」（館内を案内しながら資料の配架場所、利用方法等について図書館職員が説明する）を毎年 4～5 月に行っている。ツアーの形態としては学生個人の自由参加方式に加え、授業の一環としてクラス単位でツアーに参加する方式もある。また、図書館報「さぎそう」を発行し、利用の促進を図っている。情報検索設備や視聴覚機器の配備については、OPAC（本学図書館のオンライン蔵書目録）専用パソコンを 6 台、インターネット等の検索性パソコン（DVD、CD-ROM 資料等にも対応）を 10 台設置し、いずれも開館中は常時使用可能としている。視聴覚機器としては、CD やビデオテープ等の視聴覚資料用ブースを 4 席用意し、利用に供している。マイクロ資料の閲覧・印刷用には、マイクロリーダープリンターを 1 台設置している。複写機については、図書館資料の複写用に 3 台（学部学生用 2 台、教員・大学院学生用 1 台）を設置し、いずれもプリペイドカードにより使用可能（1 枚 10 円、カラー 50 円）としている。所蔵目録については、開学時より図書館業務システムを導入して所蔵目録データベースを構築し、館内に設置した所蔵目録検索専用コンピュータにより利用者に提供してきたが、平成 10（1998）年からは、インターネット上に所蔵目録データベースを公開することにより検索の利便性を高めている。さらに、学外機関との連携による相互貸借や文献複写、相互利用のほか、地域の一般利用者にも資料の館内閲覧や貸出、複写サービスなども行っている。なお、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）拡大抑止対策として年度初めの 4 月から 5 月にかけてほぼ全日を休館としたが、利用者の学修・研究活動が停滞しないよう、データベースの学外からの利用を可能とする措置や図書の郵送による貸し出しを実施した。

講義棟にコンピュータ演習室等を 12 室整備し、合計 356 台のコンピュータを設置している。全学生にはユーザー ID と電子メールアドレスが与えられ、インターネットを自由に使用することが可能となっている。コンピュータ演習室等は、授業での利用のみならず、一部学生の自学自習用として開放しており、授業時間外でも自由に使用することができ、講義、演習、レポート作成時に活用している。また、パソコンには SPSS が搭載され、卒業研究、その他の研究活動時に活用が可能である。また、学内のネットワーク環境を整備

するため、27 台の Wi-Fi アクセスポイントを設置している。コロナ禍における遠隔授業等も実施できた。

以上から、学生が利用する講義棟、看護学部棟、図書館は整備され、学内演習、実習、遠隔授業、卒業研究等に活用されている。図書館内には、学生の自習スペースとして十分な座席数を配置し、平時であれば開館時間も通常平日 9 時から 21 時 40 分まで、土曜日 9 時から 17 時までであり、学生の自主学習の場として利用可能としている。よって、実習施設、図書館等の有効活用がされており、「2-5-②実習施設、図書館等の有効活用」は基準を満たしている。

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

本学の建物は耐震建築になっている。このため本学の建築物は全て耐震基準を満たした構造となっている。キャンパス・アメニティ等の整備は、「学生生活満足度調査」等を実施し、出来る限り学生の要望に応えられるよう改善を図っており、厚生施設や課外活動施設、自習室、グラウンド等は、学生の要望を取り入れた整備を行ってきた。

また本学は、山裾の緩やかな丘を切り開いた土地に設置されているため、施設間に段差が多いが、開学当初より一定基準で設計された障がい学生用のスロープ、手すり、トイレ、エレベーター等は標準的に整備されたバリアフリー対応の施設・設備となっている。しかし、障がい学生すべてに対応した配慮については未整備な部分があったため、平成 25 年には、講義棟中央階段入口横にスロープの設置や医療保健学部棟及び薬学部棟の渡り廊下の上に屋根を設置した。平成 27 年には、本部棟及び講義棟出入口に自動ドアの設置を計画するなど、現在までに、見直し・改善を実施している。

施設・設備等の維持管理および衛生・安全対策としては、保安防災警備業務、設備管理業務、環境衛生管理業務、清掃業務を一括して外部業者に総合管理業務委託しているほか、電気工作物の維持及び運用に関しては、「電気工作物保安規程」を定めており、火災およびその他の災害による物的、人的被害の防止軽減策のためには、「防火・防災管理規程」を定め、「姫路獨協大学自衛消防隊」を組織し、大学における防火・防災管理の徹底を図っている。

以上から、バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性は整備されており、「2-5-③バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性」は基準を満たしている。

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

令和 3 年度における看護学部の授業科目別履修者数は【資料 2-5-3】の通りである（【資料 2-5-3】2021 年度授業科目別履修者数・教室）。授業を行う学生数については、授業科目の特性や授業の形態によっても異なるが、教育効果が上がるよう、可能な限り少人数のクラスでの編成を行っている。また、演習科目は授業の性格上、多人数を同時に指導することが困難なことから、できる限り人数が多くならないように開講コマ数を増加するようにしている。予想以上に受講希望者が多い場合には、担当教員と協議の上、受け入れ人数を増加したり、場合によっては新学期当初に急遽開講コマ数を増加したり、教員の複数配

置を行うなどの対応をしている。授業科目によっては、設備や機器の数による収容人数に限りがある場合がある。この場合は、履修登録の前に事前登録を行い、先着順によって当年度の受講者を決定している。このように、授業に際して履修者数に応じた教室規模の選択や、授業形態に応じた教室タイプの選択が事務部門の教務課によって一元的に適切に管理・運営されており、教育的な効果を高めるための適切かつ臨機応変な対応が可能となる状況が整っている。

以上から、授業を行う学生数の適切な管理はされており、「2-5-④授業を行う学生数の適切な管理」は基準を満たしている。

【エビデンス 資料編】

【資料 2-5-3】 2021 年度授業科目別履修者数・教室

(3) 2-5 の改善・向上方策（将来計画）

大学全体としては、本部棟及び講義棟の経年劣化が見られる箇所については、計画的に整備や改修を行うこととしている。看護学部では、学部独自の講義棟がないため、講義棟で講義する科目が多い。今後、視聴覚機材や Wi-Fi 環境の整備がさらに整うことで、Web 配信によるテキストや教材を活用することが可能になると考える。また実習前演習やコロナ渦における臨地実習の補充ツールとして、看護教育用 VR 教材及び PC、タブレットなどの機器や情報機器を計画的に新設・更新を行い、臨地実習とハイブリットで活用することにより、危機管理に長けた次世代型の実習体系の構築が期待できるため、計画的な機材の拡充が必要である。

2-6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

(1) 2-6 の自己判定

基準項目 2-6 を満たしている。

(2) 2-6 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

看護学部では、全学 FD 委員会による授業評価アンケートの分析結果に関する資料を科目担当者と共有し、教育の質を担保する努力を継続している（**基準 4-2-①【資料 4-2-5】 姫路獨協大学 2021 年度前期学生による授業評価アンケート調査結果報告書、【資料 4-2-6】 教育活動自己評価 2021 前期_看護学部**）。学生委員会においては学部学生への学生生活調査を実施し、その結果をもとに分析を重ね、学部生の学修支援に関する学生の意見・要望の把握をしている（**基準 2-4-①【資料 2-4-14】 令和 2（2020）年度学生委員会「学生生活基礎調査」報告書**）。また看護学部 FD 委員会による「学生との懇談会」においても学生

の意見を把握し、改善につなげる取り組みを行っている（**基準 4-2-②【資料 4-2-7】2021年度教育改善に向けた学生との懇談会報告**）。結果については、学生の匿名性を考慮しつつ、教授会を通して全教員で共有している。また分析結果をもとに学生オリエンテーションの内容や学生便覧に反映させ、学修支援に活用している。

以上から、学生への学修支援に対する学生の意見などをくみ上げるシステムを適切に整備し、学修支援の体制改善に反映していることから、「2-6-①学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用」は基準を満たしている。

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

学生の心身の健康保持・増進及び安全・衛生への配慮においては、健康管理室を設置し、学生の健康の保持増進を図ってきた。健康管理室には、健康管理室長（校医、医師免許を持つ教員が兼務）および看護師 2 人を配置している。健康管理室には、健康管理部門とカウンセリング部門があり、健康管理部門には非常勤の医師（内科、整形外科、精神科）を置き、カウンセリング部門には、カウンセラー（兼務者 1 人及び非常勤 2 人）を置いている。健康管理部門においては、毎年、定期健康診断を実施し、健康相談、救急措置等の体のケアを、カウンセリング部門においては、学生生活、学業関係をはじめとして、個人的な悩みや相談等の心のケアを行っている。学生からの健康相談や個人的な悩みや相談等について把握した内容は、定期的に開催される健康管理室報告会で報告され、分析・検討が行われている。経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望等については、学生課の窓口で対応しており、重要案件については、学生委員会に報告され、検討を行うこととしている。健康相談についても健康管理室との連携によって、学生がいつでも支援を受けられる体制を整えている。また、入学時に小児感染症（麻疹・耳下腺炎・水痘）抗体価、B 型肝炎抗体価を確認し、基準に満たない者にはワクチン接種を指導している。さらにインフルエンザ流行期はワクチン接種を義務付けており、いずれも接種済証明書の提出を臨地実習履修要件とし、学生の感染対策としている。

看護学部においては、心身の健康相談、経済的な支援をはじめとする学生生活調査を完成年度まで全学年で実施し、看護学部学生の生活状況を分析した。その結果をもとに、2020 年度からは入学生にのみ調査を継続し、1 日の学習時間や学生相談の利用、食事の状況などの基本的な項目、通信機器による授業の状況などを把握した。さらに 2020 年度からコロナ禍における生活調査を全学年対象に実施し、コロナ禍における学生の心身の健康や経済的な問題の把握を自由記載も取り入れて把握している。調査の結果は全教職員で共有し、担任面談でのサポートや学年のガイダンスに活用できている。（2-4. 学生サービス参照）

学生の抱える様々な問題に対し、各部署・担任等において相談に応じる相談窓口を設置している。以上から、学生生活に対する学生の意見などをくみ上げるシステムを適切に整備し、学生生活の改善に反映しているため、「2-6-②心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用」は基準を満たしている。

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

学修環境についての学生からの要望・意見についても、学部における学生生活基礎調査やFD委員会主催の学生との懇談会から把握し、また学生課や担任を通して個別に寄せられた意見や要望を検討し、対応に活かしている。学生生活に関する意見では、コロナ禍においてアルバイトができず経済的に困惑している学生が多くあり、学生委員会より通信環境について全学生に対し支援を行うことができた。全学FD委員会による授業評価は2018年から継続して行われ、学生の意見は教員へフィードバックされ授業の改善に活かされている。中でも看護学実習環境に対する意見も増えた。2020年コロナ禍での緊急事態宣言から、看護学実習ができず学内にて代替実習となった。実習環境が臨地ではないことが将来の学生の不利にならないよう、学生のワクチンの接種について検討し、実習病院の協力を得て早期に実施できた。

奨学金、アルバイト、経済的問題など、学生個々の学生生活に関する意見を収集する窓口として学生課および学生委員会を整備し、日常的な学生生活全般の支援を行っている。また、施設・設備に対する学生の意見などに関しては、学生の自治組織である「学友会」が整備され、全学のクラブ・同好会あるいは学友会正会員（本学学生全員）からの意見は、学友会を介して事務・学生委員会と意見交換を行い、諸問題の改善に向けて機能している。

以上から、施設・設備に対する学生の意見などをくみ上げるシステムを適切に整備し、施設・設備の改善に反映しているため、「2-6-③学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用」は基準を満たしている。

(3) 2-6の改善・向上方策（将来計画）

個別相談や各種アンケート調査から得られた学生の意見や要望のなかで、緊急性の高い案件については、個別に対応し迅速に解決している。今後も、学生生活の質的向上に繋がるよう、学生の意見や要望には真摯にその対応を行いたい。今後は、各種アンケート調査の結果を分析する新たな部門として、大学全体に関わる「IR室」を設置し、より専門的・具体的な情報収集・分析・課題抽出を行っていく仕組みの検討が必要である。それらの結果を基に、「教授会」「教務委員会」「学生委員会」「実習委員会」、事務局総務課や教務課、学生課が連携し、課題解決や教育の質的向上に取り組んで行く。

[2の自己評価]

学生の受け入れについては、教育目的に基づいたディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーが策定されており、大学案内、学生募集要項、大学ホームページをはじめ、オープンキャンパスなどにおいて周知している。入学者の受け入れについても、よりディプロマ・ポリシーに沿った学生の受け入れに繋がるよう継続的に改善している。学修支援については、教務委員会、学生委員会、FD委員会、実習委員会、担任教員、全学教務委員会、全学学生委員会が連携し、教職協働による支援体制が整備されている。キャリア支援についても、教職員が連携・協力して実施しており、就職希望者に対し就職率100%で推移している。各学年に応じたキャリア形成のための講座が学内外の講師を迎え開催されており、

エントリーシートの添削や面接指導などを丁寧に個別対応することで支援体制を整えている。国家試験対策については、入学時より段階的に力をつけるようプログラムし、外部の専門機関の協力を得た対策を継続している。学生生活支援では、健康管理、奨学金などの経済的な支援や専門のカウンセラーによる相談を実施し、円滑に送れるよう支援している。学修環境の整備については、講義室や実習室をはじめ学修に必要な施設が適切に整備されており、図書館、食堂設備やメニュー、駐車場など、日頃の声や意見箱に投函された要望等についてそれぞれ対応を図り、利便性も促進されている。学生の意見・要望への対応については、個別面談や各種アンケート調査などの結果を分析し、それらを基に改善策を実施している。以上から、看護学部は基準 2 を満たしている判断する。

3. 教育課程

3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

(1) 3-1 の自己判定

基準項目 3-1 を満たしている。

(2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

看護学部は、2016年4月に開設された。1学年の定員は80名で、2019年度に完成年度を迎えた。保健師課程を併設（定員は内数で20名）し、保健師国家試験受験資格取得のための科目を定めている。保健師課程履修志望者は、看護学部が2年次に実施する選抜試験を受験し、合格者には科目の履修が認められる。

本学部の目的は、学則第2条の5に次のように定めている。文言は「履修の手引」に掲載し、大学ホームページに他学科目的と共に公開している。

本学部の目的（学則第2条の5）

生命の尊厳と個人の尊重であるヒューマンケアを基盤とし、看護に関する専門知識・技能を学修し、科学的思考力と主体的学習能力を涵養することによって、看護実践の質の向上に役立て、地域社会に貢献できる専門看護職者の育成を目的とする。

看護学部では、2019年度の完成年度を迎えるにあたり、2020年度からのカリキュラムの見直しを図る中で、本学の目的を踏まえたディプロマ・ポリシーについても、改訂を加えた（**基準 1-1-④、1-2-①を参照**）。ディプロマ・ポリシーは「履修の手引」に掲載し、入学時ガイダンスにて新入生および保護者に説明を行い、在校生には各学年前・後期ガイダンス時にも活用して周知している。また、大学ホームページにおいても公開している（**【資料 3-1-1】ディプロマ・ポリシーHP 公開**）。さらに、学部教務委員会では、毎年の履修の手引の見直しの際に、ディプロマ・ポリシーについても確認をし、教員間の共通認識が図れるよう周知している。

ディプロマ・ポリシー

1. 多様化する社会のニーズに応えるため、幅広い教養・知識や感受性を磨き続ける基礎的能力を有している。
2. 生命の尊厳や人権尊重への理解に基づいて、多様な価値観や意思を認め尊重し、看護者として人々に貢献しうる基礎的能力を有している。
3. 人間・健康・社会について体系的理解を深めながら養ったヒューマンケアリングの力を、将来にわたって看護実践に活かすため研鑽し続ける基礎的能力を有している。

4. 看護の目的や対象となる個人・家族・集団の特性の理解とともに、培ってきた探究心や科学的思考力および課題解決力に基づき、将来にわたって看護師として自己成長しつづける基礎的能力を有している。
5. 様々な看護の場や働きの理解に基づき、保健医療福祉チームの一員として多職種と連携・協働するために必要な基礎的能力を有している。

以上より、教育目的を踏まえてディプロマ・ポリシーは策定され、学生にも複数の媒体によって周知されており、評価の視点「3-1-①教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知」を充足している。

【エビデンス 資料編】

【資料 3-1-1】ディプロマ・ポリシーHP 公開

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

本学部の単位認定基準及び卒業認定基準については、ディプロマ・ポリシーを踏まえ、看護学部規程において下記のとおり定めている（【資料 3-1-2】看護学部規定）。2020 年度のカリキュラム改訂により、卒業に必要な単位として看護学部では、全学共通科目 26 単位以上、専門基礎科目 26 単位以上、専門科目 72 単位以上、合計 124 単位以上修得することとしている。なお、看護学部は進級制としていないが、体系的に学習できるように順序性を重視し、履修指導を行っている。実習科目については、臨地実習に係る科目を履修要件として定め、一定の基準に達した学生が実習に臨める仕組みを確立している（基準 3-1-③を参照）。

看護学部規定

（単位の計算）

第 5 条 各授業科目の単位は、次の基準により行う。

- (1) 講義については、15 時間の授業をもって 1 単位とする。ただし、30 時間をもって 1 単位とすることがある。
- (2) 演習については、30 時間の授業をもって 1 単位とする。ただし、15 時間をもって 1 単位とすることがある。
- (3) 実験、実習及び実技については、30 時間の授業をもって 1 単位とする。ただし、40 時間又は 45 時間をもって 1 単位とすることがある。
- (4) 前項の規定に関わらず卒業論文については、その作成に必要な学修等を考慮して単位数を定めることがある。

（履修要件）

第 6 条 学生は、学則に定めるところにより、124 単位以上を修得しなければならない。

（授業科目の履修）

第7条 学生は、履修する授業科目につき、学期の初めの指定の期日までに所定の履修届を学部長に提出しなければならない。

2 学生は、他の学部の授業科目を履修しようとするときは、学部長を経て、当該学部又は学群長の許可を受けなければならない。

(単位の授与)

第8条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える。

(成績)

第10条 成績は、優(80点以上)、良(70点以上)、可(60点以上)、不可(60点未満)とし、優、良及び可の成績を合格とする。

2 履修した授業科目については授業時間の3分の2以上出席しなければ、当該授業科目の試験を受けることができない。

3 成績は、その授業のある学年又は学期中に随時行う考査の結果を考慮して評価することができる。

(卒業の資格)

第11条 所定の期間在学し、第6条の履修要件をみたした者に、別に定めるところにより、学士の学位を授与する。

単位修得・進級・卒業要件、臨地実習における履修要件については、履修の手引きに明示している(【資料3-1-3】2021履修の手引 p.111「単位修得・進級・卒業要件について」、【資料3-1-4】2021履修の手引 p.108「臨地実習における履修要件」)。学生には学部教務委員会主催の学期始めの各学年別ガイダンスにおいて、履修の手引きを用いて、出席すべき授業時間数や成績評価の方法、履修すべき科目と単位数について説明し、単位認定・卒業認定ならびに実習要件の基準と適用について周知を図っている。特に新入生には、担任や科目担当者と連携しながら、履修モデル(基準3-2-③を参照)を活用した履修指導、履修登録方法や出席の重要性、学習の方法、試験の受け方など、多岐にわたって丁寧に指導している。

成績の評価方法や基準については、授業の形態や内容、特性を考慮し、定期試験、レポート、授業中の小テスト等と多様な形態を担当教員の責任において決めている。シラバスは、全学教務委員会で提示された作成要領に基づいて、当該科目とディプロマ・ポリシーとの関連を明記するとともに、授業計画及び成績評価方法や評価割合・基準、時間外学習等についても具体的に記載し、学生に単位認定基準を明確に周知している。シラバスは教務委員会による記載内容の確認を受けた後、本学の教育用コンピューターシステム Campus Square で閲覧でき、また大学ホームページでも公開している(【資料3-1-5】シラバス [Campus Square] : 基礎看護学方法論Ⅱ)。

以上より、ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定・卒業認定・実習要件などの各基準が策定され、学生にも周知される機会が複数回あり、評価の視点「3-1-②ディプロマ・

ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知」を充足している。

【エビデンス 資料編】

【資料 3-1-2】看護学部規定

【資料 3-1-3】2021 履修の手引 p111「単位修得・進級・卒業要件について」

【資料 3-1-4】2021 履修の手引 p108「臨地実習における履修要件」

【資料 3-1-5】シラバス[Campus Square]：基礎看護学方法論Ⅱ

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

成績評価を受けるために必要となる授業時間数を決めて、出席管理を行っている。公欠以外は、欠席回数が授業単位数の3分の2を超えた場合は、受験資格を喪失する。また、遅刻に関しては3回をもって、欠席1回とみなしている（【資料 3-1-3】2021 履修の手引 p.111「単位修得・進級・卒業要件について」）。看護学部においては科目担当教員が科目受講者の出欠状況を随時入力するスプレッドシートを作成しており、教員や担任がいつでも学生の履修状況を確認できるようにしている（【資料 3-1-6】2021 年度後期看護学部履修科目別欠席状況）。欠席回数が多くなれば、担任が面談を行い生活・学習指導を行うなどして、科目担当教員と担任が協力して学生の単位喪失を未然に防止する仕組みを構築している。

定期試験の実施にあたっては、試験実施前に教務課より各教員に試験に関する通知を行い、実施の手続き、監督者の留意事項、不正行為に対する注意事項を教員に周知している。学生に対しては、試験の種類（定期試験・臨時試験・追試験・再試験）とその手続き、受験心得、不正行為についてなど、履修の手引に記載して周知している（【資料 3-1-7】2021 履修の手引 p.13「試験について」）。受験上の注意に関しては履修の手引に掲載したうえで定期試験前に学内に掲示して周知を徹底し、試験実施及び成績評価の公平性と厳格性に努めている。さらに看護学部では、大学での最初の試験となる1年次前期に、受験の注意点や単位認定方法などを周知するための学部教務委員会による試験に関するオリエンテーションを実施し、適切に試験を受験し成績評価を受けることができるように支援している（【資料 3-1-8】1年次生定期試験等に関するオリエンテーション）

実習科目は、1年次の基礎看護学実習Ⅰから4年次の統合看護学実習まで合計14科目があり、全部で28単位となっている。実習科目を履修するには、事前に定められた要件を満たしていなければ履修できないようにしており、実習前に教授会で実習要件の充足状況の確認を行っている（【資料 3-1-4】2021 履修の手引 p.108「臨地実習における履修要件」）。また、実習科目に関しても必要とする授業時間数を定めており、5分の4以上の出席が必要としている（【資料 3-1-3】2021 履修の手引 p.111「単位修得・進級・卒業要件について」）。

学生が看護師保健師国家試験受験資格に必要な科目と単位数を不足なく履修していけるように、担任と教務委員が連携し、履修モデルを活用した履修指導を行っている（【資料 3-1-9】2021 履修の手引 p.113「看護師養成課程履修モデル・保健師養成課程履修モデル」）。未修得科目が生じた際は、個別にカリキュラムの進度に沿って修得する時期、学年などに

関して、履修指導を行っている。

単位認定・卒業認定に関しては、学則第 17 条には、学生の試験、進級及び卒業に関する事項を定めており、教授会において審議し、学長へ意見を述べるができるとしている（【資料 3-1-10】学則第 17 条）。看護学部における単位認定は、科目担当教員がシラバスに明示した成績評価方法をもとに算出した評価に基づき、教授会で審議し、学長が決定している。卒業認定についても、ディプロマ・ポリシーに沿った学修成果を修め、卒業要件を満たした者については教授会の審議を経て学長が卒業認定を行っている（【資料 3-1-3】2021 履修の手引 p.111「単位修得・進級・卒業要件について」）。

なお、2020 年度より、成績の評価として GPA 制度を設け、学生に通知している（【資料 3-1-11】2021 履修の手引 p.17「GPA 制度について」）。教員による学習指導等に活用するようにしている。

以上より、単位認定に必要な学修時間の管理、厳密な試験の実施、実習履修要件の設定がなされ、卒業認定も厳格に行われていることから、評価の視点「3-1-③単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用」を充足している。

【エビデンス 資料編】

【資料 3-1-6】2021 年度後期 看護学部履修科目別欠席状況

【資料 3-1-7】2021 履修の手引 p.13「試験について」

【資料 3-1-8】1 年次生定期試験等に関するオリエンテーション

【資料 3-1-9】2021 履修の手引 p.113「看護師養成課程履修モデル・保健師養成課程履修モデル」

【資料 3-1-10】学則 17 条

【資料 3-1-11】2021 履修の手引 p.17「GPA 制度について」

(3) 3-1 の改善・向上方策（将来計画）

ディプロマ・ポリシーに基づく単位認定や卒業認定が実施されており、学生にも履修の手引を用いて周知できている。直ちに改善・向上方策を採らねばならない状況にはないが、今後も随時点検を行い必要に応じて改善を図っていく。なお、成績評価として GPA を個別指導に用いているが、更なる有効活用としては実習要件や卒業要件としても検討していきたい。そのため、開学部 6 年目の新学部のため卒業生のデータを蓄積しながら検討していく。

3-2. 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④ 教養教育の実施

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

(1) 3-2 の自己判定

基準項目 3-2 を満たしている。

(2) 3-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

本学部のカリキュラム・ポリシーについては、2020 年度カリキュラム改正時に改訂を図った（**基準 1-1-④参照**）。カリキュラム・ポリシーは「履修の手引」に掲載し、入学時ガイダンスにて新入生および保護者に説明を行い、在校生には各学年前・後期ガイダンス時にも活用して周知している。また、大学ホームページにおいても公開している（**【資料 3-2-1】カリキュラム・ポリシーHP 公開**）。さらに、学部教務委員会では、毎年の履修の手引の見直しの際に、カリキュラム・ポリシーについても確認をし、教員間の共通認識が図れるよう周知している。

カリキュラム・ポリシー

1. 多様化する社会のニーズに応えるため、幅広い教養・知識を身につけ、豊かな感受性を養う。

社会のさまざまな分野における知識を学ぶとともに、総合的・学際的な分野と専門分野が相互に補完しあうことによって幅広い教養と豊かな感受性を身に付ける。

2. 生命の尊厳や人権尊重への理解を深め、多様な価値観や意思を認め尊重できる能力を形成する。

生命の尊厳や人権尊重の理念について理解を深めることにより、自らの価値観や人間観を育み、人々の人生や生活に対する価値観や意思が、多様で個別的であることを理解し、様々な価値を受容し尊重できる豊かな人間性を育成する。

3. ヒューマンケアリング能力を養い、基礎的な看護実践力を育成する。

看護学と医学の基礎的知識を学修し、論理的な思考と科学的な根拠に基づいた看護実践を展開できる能力をもとに、総合的なヒューマンケアに基づく看護実践能力を育成する。

4. 科学的思考と問題解決能力、主体的学修能力、探究心を培い、自己成長しつづける能力を形成する。

看護の質の向上や多様なニーズに応えるためには、看護に関する課題の解決に向けた科学的思考と問題解決能力が必要になることから、継続的に看護学を探究し続ける基盤を維持し、看護の知識を学び、適切な看護実践を選択し行動するための科学的知識と問題解決能力を身につける。

5. 保健医療福祉チームの一員として多職種と連携・協働できる能力を形成する。

保健・医療・福祉チームの一員として、病院施設の機能やチーム医療における看護及び多職種の役割を理解し、多職種と連携・協働して、看護の役割を果たすことができる能力を育成する。

以上より、カリキュラム・ポリシーは策定され、学生にも周知されており、評価の視点「3-2-①カリキュラム・ポリシーの策定と周知」を充足している。

【エビデンス 資料編】

【資料 3-2-1】カリキュラム・ポリシーHP 公開

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

本学部の教育研究上の目的は、冒頭で示したとおり「生命の尊厳と個人の尊重であるヒューマンケアを基盤とし、看護に関する専門知識・技能を学修し、科学的思考力と主体的学習能力を涵養することによって、看護実践の質の向上に役立て、地域社会に貢献できる専門看護職者の育成を目的とする。」と定めている。学部開設 2 年を経た 2018 年度より学部内にカリキュラム委員会を設置し、3 つのポリシーのつながりを検討し、カリキュラム・ポリシーならびにディプロマ・ポリシーの文言を整理した（【資料 3-2-2】3 つのポリシーのつながり）。また、教員間でディスカッションを行いカリキュラムの課題を明確にしてきた。授業科目のカリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーとの整合性については、カリキュラム委員会を中心に検討した（【資料 3-2-3】カリキュラム・マップ案 3 つのポリシーと科目間のつながり）。また、2019 年度の全学 FD 研修会においては新カリキュラムにおけるカリキュラム・ツリーの作成に取り組んだ（【資料 3-2-4】カリキュラム・ツリー案の作成）。これらの活動より、2020 年度にカリキュラムの改正を行い、その後も継続的にカリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性を確認しながら、教育目的の達成に向けた計画的・効果的な教育研究活動を展開している。なお、2019 年度から作成を開始したカリキュラム・マップとカリキュラム・ツリー案は学生に周知するところまでは至らなかったが、2022 年度からの新カリキュラム改正に合わせて 2022 年度カリキュラム・マップとカリキュラム・ツリーを作成した。（【資料 3-2-5】看護学部 2022 年度カリキュラム・マップ、【資料 3-2-6】看護学部 2022 年度カリキュラム・ツリー）。

以上より、カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーは一貫性の検討がなされており、評価の視点「3-2-②カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性」を充足している。

【エビデンス集 資料編】

【資料 3-2-2】3 つのポリシーのつながり

【資料 3-2-3】カリキュラム・マップ案 3 つのポリシーと科目間のつながり

【資料 3-2-4】カリキュラム・ツリー案の作成

【資料 3-2-5】看護学部 2022 年度カリキュラム・マップ

【資料 3-2-6】看護学部 2022 年度カリキュラム・ツリー

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

教育目的およびカリキュラム・ポリシーを踏まえ、本学部の教育課程の体系は、「地域の多様なニーズに対応できる質の高い看護職者」を育成するために、幅広い教養知識、コミュニケーションに必要な基礎的能力、多職種との連携、チーム医療へのアプローチに必要な基礎的能力の修得を目指したものとしている（【資料 3-2-7】2021 履修の手引 p.101-105

「看護学部の教育課程モデル・科目配置」）。

科目群としては、「全学共通科目」「専門教育科目」に二分している。「全学共通科目」では、幅広い教養知識及び看護師となるための基礎学力を修得する。そのため、多様化、複雑化する社会において柔軟に対応できる教養人の育成と基礎学力の修得ができるようバランスのとれた科目配置としている。「専門教育科目」には、「専門基礎科目」区分および「専門科目」区分を配置している。「専門基礎科目」では、看護職者としての専門知識を修得するための基本的な知識を修得することを目指すとともに、保健・医療・福祉チームの一員として多職種との連携・協働できる能力を育成する。このため、健康や疾病を理解するための基礎医学知識等を修得し、保健や福祉の社会基盤における看護学の位置づけについて理解を深めるために、「人体の構造と機能」「疾病の成り立ちと回復の促進」「健康支援と社会保障制度」の3分野で構成している。「専門科目」では、「基礎看護学」「療養支援看護学」「生命成育看護学」「地域生活支援看護学」「統合実践看護学」の5領域で編成し、理論から実践、実践から統合へと各看護学を系統的に組み立てて教育課程を編成している。また、保健師課程については、看護師課程の科目に加え、保健師国家試験受験資格取得に向けて2019年度までは28単位、2020年度以降は31単位を定めている。カリキュラム・ポリシーは同様に適用し、特に地域において看護専門性を発揮できる人材を育成している。

看護師課程及び保健師課程には、カリキュラム・ポリシーに沿って組み立てられた履修モデルがあり、基礎から専門へと段階的に学習できるように、学習の順序性を重視した体系的な教育課程を編成している（【資料3-1-3】2021履修の手引 p.113「看護師養成課程履修モデル・保健師養成課程履修モデル」）。看護師保健師国家試験受験資格を得るためには指定科目の中から一定の単位を修得することを求められる。

専門科目については、講義・演習・実習の順番に学習を進める形態をとっている。学内で学んだ知識を実習で活用することで、理論と体験の統合を図り、学修内容の理解を深めるよう編成している。なお、実習において確実に知識と技術を修得していくために、実習科目を履修するには、事前に定められた要件を満たしていなければ履修できないようにしている（基準3-1-③参照）。

なお、単位制の実質を保つための工夫として、学生に授業時間外の自修に取り組むように履修の手引に記載し、授業時間外の学修についてもシラバスに具体的に明記している（【資料3-2-8】2021履修の手引 p.4「単位制について」、【資料3-2-9】シラバス作成要領）。また、CAP制を導入しており、年次別の履修登録可能な単位数の上限は、年間48単位（前期24単位・後期24単位）としている（【資料3-2-10】2021履修の手引 p.7「履修登録について」）。

以上より、カリキュラム・ポリシーに沿い、学生の学修が効果的に進むように教育課程を体系的に編成しており、評価の視点「3-2-③カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成」を充足している。

【エビデンス集 資料編】

【資料3-2-7】2021履修の手引 p.101-105「看護学部の教育課程モデル・科目配置」

【資料 3-2-8】 2021 履修の手引 p.4 「単位制について」

【資料 3-2-9】 シラバス作成要領

【資料 3-2-10】 2021 履修の手引 p.7 「履修登録について」

3-2-④ 教養教育の実施

本学部では、四年制大学を卒業した看護職者としての学士力・人間力が培われるよう教養教育を実施している。教養教育は「全学共通科目」として「外国語」「情報処理」「教養科目」「スポーツ・健康科学」「総合教養科目」の5区分を設け、さらに「教養科目」には「人文科学」「社会科学」「自然科学」の3小区分にて編成している。2019年度までは30単位以上、2020年度以降は26単位以上を「全学共通科目」の卒業要件としている（【資料 3-2-7】 2021 履修の手引 p.101-105 「看護学部の教育課程モデル・科目配置」）。

「外国語」における語学教育は、語学の学修を通して他者との交流におけるコミュニケーションに必要な基礎的能力を学ぶことを目的としている。また、姫路市は外国人観光都市でもあり、外国語教育は地域貢献できる看護職者育成という意味においても重要な科目となっている。また、「総合教養科目」として、幅広い教養と専門科目を学ぶ上で必要不可欠な基礎学力を身に付けるために、人文科学、社会科学、自然科学を包含した科目として「看護ゼミナール」「人間関係論」「臨床心理学」「播磨学」「対人コミュニケーション論」「チームワーク概論」を配置し、自らの学びを主体的に選択することができる教育課程を構築している。本学の特性として、播磨地方の文化を学ぶ「播磨学」を選択科目に設けており、地域への関心を育み、知識を深めることができるようにしている。

以上から、社会人としての教養を兼ね備え、地域に貢献できる看護専門職を育成するための教養教育を実施していることから、評価の視点「3-2-④教養教育の実施」を充足している。

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

全学共通科目は1、2年次に開講している。1、2年次に幅広い知識・教養を身につけながら、少人数グループで大学の環境や学修形態に馴染み、仲間づくりをし、専門職としての将来像を描いていくことを意図している。「基礎ゼミナール」「チームワーク概論」を配置することで、1、2年次よりグループワークでの学生同士の連携の重要性や専門職としての多職種との連携の必要性を意識した専門科目の学修方法を習得できるようにしている。基礎ゼミナールは、大学生として仲間とともに自分の力で進むための導入的授業として、自らの将来を展望しながらゼミメンバーや教員、先輩たちとコミュニケーションを取り、アカデミックスキルの習得を目指すものである（**基準 2-3-①【資料 2-3-1】 2021 年度基礎ゼミナール授業概要と計画**）。個人とゼミの学習責任を基盤とした協同学習により「主体的対話的で深い学び」を体得できるように、合同講義とゼミ活動を組み合わせて構造化している。大学での学修に必要なコミュニケーション能力を高めながら、科目の後半は興味・関心をもったテーマで文献検索をしてまとめ、ポスタープレゼンテーションを行っている。基礎ゼミナールには助教が1名入り、助教にとっても初年次教育の機会となるようにしている。

専門基礎科目は、専門科目の学修の基盤となる科目である。「人体の構造と機能」「疾病の成り立ちと回復の促進」「健康支援と社会保障制度」の3区分としたカリキュラム配置としている。各看護学実習の履修要件となっている科目も多いため、単位修得できるように、履修ガイダンスでの説明や担任による助言をおこなっている。また、看護師および保健師国家試験の受験資格を得るために必要な科目であり、綿密な国家試験対策も実施しながら専門基礎科目の学びを補完している（【資料 3-2-11】2021年度1,2年生国試対策概要）。

専門科目における工夫と実施について以下に記載する。

まず基礎看護学では、看護学の基本となる知識、技術を中心として看護実践の具体的な展開に要する基本的な考え方を学修する。「看護学概論」で看護学の全体像を捉えながら、これから看護の基本を実践するために必要となる基礎的な知識と技術を「基礎看護学方法論Ⅰ」「基礎看護学方法論Ⅱ」「基礎看護学方法論Ⅲ」「基礎看護学方法論Ⅳ」「基礎看護学方法論Ⅴ」「基礎看護学方法論Ⅵ」を通して学び、1年次「基礎看護学実習Ⅰ」と2年次の「基礎看護学実習Ⅱ」につながるように、教育方法を工夫している。基礎看護学方法論Ⅱ～Ⅵにおいては、講義の次に演習を実施し、総まとめとして看護実践する上で基本的な知識・技術・態度が身についているかを技術テストにて確認している。予習と復習を必須とし、オンラインの学習教材として、丸善出版の「EVO：最新基礎看護学技術 DVDシリーズ」と教員がオリジナルで作成したヘルスアセスメントの動画教材を活用して、技術の事前事後の自己学習が学内外で自由にできるようにしている。また基礎看護学では、看護学導入時期の学生の自己学習を促進する取り組みを継続的に行っており、効果的に演習を行うためのオフィスアワーや事前課題の工夫をしている（【資料 3-2-12】基礎看護学技術の習得に向けた自己学習を推進する取り組み）。

療養支援看護学においては、成人期から老年期にある人々の成長・発達期の特徴を理解し、健康問題を持つ成人・老年の健康生活、疾病を持ちながら療養生活を送る人々に必要なセルフケアを支援する能力を学修する。療養支援看護学は、成人看護学と老年看護学に区分される。成人看護学では、成人の健康障害と疾病予防に向けた看護、急性期、周手術期にある人々の看護、健康障害を持つ人の回復過程における看護、慢性病とともに生きる人々の看護について学修することを目的としている。老年看護学では、ライフサイクルにおける老年期を加齢と成熟のプロセスととらえ、老年期に特徴的な健康問題を理解し、看護を実践するための知識・技術を修得することを目的としている。対象理解を深めるため News in Education のレポートを課している高齢者を取り巻く社会情勢や環境から多様な高齢者を理解するために、新聞、ニュースなどから「高齢者・老いる」をキーワードとして情報収集する、学生目線で考え知識を得る、興味関心をもち調べ思考する過程で広い視野を育てることを目標とした。提出された成果は自由に閲覧し共有をすることで対象理解を深める学修に活用するように工夫をしている。

生命成育看護学においては、次世代に関わる人々や、次世代を担う子どもの成長・発達を支援する看護や健康問題への援助に必要な知識と技術を学修する。小児看護学と母性看護学で区分される。小児看護学では、子どもの成長発達における健康の維持・増進や疾病を持つ子ども・家族を理解し、子どもを取り巻く社会環境を踏まえた看護実践に必要な知識と技術を修得することを目的とする。健康障害を持つ子どもの看護、家族への支援を学

修する。母性看護学では、女性のライフサイクルにおける特性と生理的変化と心理、精神的、社会的課題を理解し健康保持・増進に向けての看護実践に必要な知識と技術を修得することを目的とする。ライフサイクル各期に起こりやすい特有の健康障害とその治療を受ける女性の健康問題を学修する。

地域生活支援看護学には、精神看護学、在宅看護学、公衆衛生看護学の3つの専門分野が含まれる。精神看護学では、2年次前期に「概論」を配置し、人々のこころの健康に影響する諸問題を、社会環境、保健、医療、福祉、看護などの幅広い側面から理解し、看護に必要な基礎概念や関連分野について知識を深めている。多様性の理解と看護者としてのあり方を考えることを目的に特別講師を迎え、トランスジェンダーを中心にLGBTQについて考えた。2年次後期に「精神健康生活援助論」を配置し、精神疾患患者が抱える症状について小グループで課題学習し、全体討論を経て精神疾患を抱える人の看護に必要な基礎的な知識を学修した。3年前期に「精神看護学方法論」を配置し、精神科において特徴的な統合失調症の物語事例を用い、発症から入院治療を経て地域移行に至る過程を広く学習した上で、症状及び状態に応じた看護過程の展開に取り組む。続いて、精神科治療における看護技術の重要性と特徴を理解し、個人と集団の観点から有効な介入、基本的な技術としてコミュニケーション、ハンドマッサージなどの演習を組み入れた。3年生後期配置の「精神看護学実習」では、精神的健康問題を有する人とその家族の特性について、人権尊重を基盤に広く理解し、ストレングスとリカバリーの観点から、対象者の健康の回復・維持・向上を目指すケアへの参画を通して実践能力の習得を目指す。具体的には、精神に疾患を持つ対象者と看護師との関係構築、対象者の全体像を把握し、回復過程に沿った看護実践能力を修得した。その過程において、精神疾患を持つ対象者の権利擁護、精神医療の現状と多職種との連携について理解した。2020年度は臨地に出向く実習が困難であったが、実際に療養中の患者をリモートで受け持ち、情報を共有し、看護実践に取り組んだ。途中、臨地実習指導者とリモートカンファレンスをするなど、臨地実習に使い環境を整えることで、学生は深い学びを得ることができ、コロナ禍における看護学実習のDX化の可能性について示唆を得た（【資料 3-2-13】臨地協同学内実習の開発と実践）。在宅看護学では、在宅で療養する患者と家族に対する療養上のケア及びそれをサポートする地域包括ケアについて学修する。入院日数の短縮化や在宅用医療機器の進歩により、重篤な疾患や症状があっても、在宅療養が可能となって来ている。医療機関からのシームレスで質の高いケアを在宅療養者と家族に提供できるために、必要な知識と技術の習得を目指している。公衆衛生看護学では、「公衆衛生看護学概論」を2年次後期に履修する。看護師課程の中ではコミュニティを対象とした公衆衛生看護の特性について理解することを目指している。「公衆衛生看護管理システム論」「地区診断・地区活動論」は、保健師課程を選択した学生が3年次前期に履修する。

上述の各専門分野においては、2020年度より新型コロナウイルス感染症の影響により、学内授業や実習において様々な変更が余儀なくされ、教育の質を保つための工夫が行われた。その概要を看護学部紀要第5巻にまとめた（【資料 3-2-14】2020年度姫路獨協大学看護学部紀要第5巻（特集））。なお2020年度臨地実習は病院や施設等での実施が困難となり学内における代替実習となったことから、2021年度に病院実習が再開された際に実習病院と学生の学修内容を共有しておくためにも、2021年度の3年次の臨地実習が開始

される前に実習報告書を配布した**（基準 3-3-③【資料 3-3-10】2020 年度臨地実習報告書(一部)**）。2021 年度の臨地実習は、新型コロナウイルス感染症拡大状況を踏まえながらも可能な限り臨床の場での実習を目指し、学内と病棟とを臨機応変に組み合わせながら実施している。

統合実践看護学として、2019 年度まで 12 科目 13 単位を、2020 年度カリキュラム改正以降 15 科目 17 単位を配置している。この領域の科目は、各専門領域科目の学修を統合しながら発展させ、卒業に向かって能力を発展させていくために設定している。学部教育における看護実践力育成の集大成としては、統合看護学実習を設けている。この科目は、3 年次までのすべての看護学実習を履修し単位を取得した学生が履修する。この科目の目的は、実習体験を通じて見出した看護実践における自己の課題について解決策を立てて実施し、実施したケアを振り返って看護の探求に必要な考えを学ぶ。また、臨床における看護実践に必要な保健医療チームの中の看護師としての役割を理解し、実践に必要な基礎的知識と技術を統合する能力を養うこと、としている。さらに、卒業前教育も実施している。実習協力施設との協働によるシミュレーションに基づく学習体験を通じて看護学部学士課程における卒業前の自己の基礎的な実践力の確認を行うとともに専門職業人として社会に出ていくことの自覚を持つことが目的である。**（【資料 3-2-15】卒前教育の取り組み）**。この取り組みは 2020 年度からのカリキュラムでは 4 年次後期「総合看護学演習」という科目となり、卒業前教育の内容を入れ込んだ科目とし更なる充実を図っていく予定である。

以上から、看護専門職として必要となる知識・技術・態度の習得にむけ、コロナ禍においても教育の質を保つための効果的な教育方法を開発し実施していることから、評価の視点「3-2-⑤教授方法の工夫・開発と効果的な実施」を充足している。

【エビデンス集 資料編】

【資料 3-2-11】2021 年度 1, 2 年生国試対策概要

【資料 3-2-12】基礎看護学技術の習得に向けた自己学習を推進する取り組み

【資料 3-2-13】臨地協同学内実習の開発と実践

【資料 3-2-14】2020 年度姫路獨協大学看護学部紀要第 5 巻（特集）

【資料 3-2-15】卒前教育の取り組み

(3) 3-2 の改善・向上方策（将来計画）

看護学部では 2018 年度からカリキュラム検討委員会を置き、看護師課程・保健師課程双方のカリキュラムの見直しを進めている。2020 年度からの新カリキュラムにおいては、1・2 年生の科目数を調整し自学自習時間を確保し、学生が大学生としてかつ看護専門職者になるための学びを自主的に行うための教授方法の工夫をしている。コロナ禍における ICT を活用した教育ツールの導入が進んだこともあり、今後は 2022 年度からの新カリキュラムにおいても看護実践能力を高めるための効果的な教授方法の開発を進めていく。

3-3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

(1) 3-3 の自己判定

基準項目 3-3 を満たしている。

(2) 3-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

さらに、全学教務委員会が策定したアセスメント・ポリシーに則り、看護学部においても三つのポリシーを踏まえた学習成果を評価している（【資料 3-3-1】アセスメントプラン）。本学部における学修成果の点検・評価方法として科目レベルにおいては、定期試験、レポートの成績、授業中の小テスト等があり、授業の形態や内容、特性を考慮し、各担当教員の責任において決定している。学生の学修状況については、前期・後期と履修科目成績の一覧が学生個人ごとに作成され、担任は成績をもとに学生と面談を行い、学生の学修状況から教育目的の達成状況を点検・評価している。学部レベルとしての評価においては、地域社会に貢献できる看護職者の育成に関しては、保健師・看護師国家試験合格率、就職内定率を、また学士力を兼ね備えた看護職者の育成という点については、単位取得状況と卒業論文の成績を評価指標としている【資料 3-3-2】卒業研究成績区分(2019～2021 年度)、【資料 3-3-3】2021 年度看護学部卒業研究タイトル一覧）。大学レベルにおいては、全学教務委員会において「学生生活アンケート」を実施しており、通学状況、生活時間、授業について、社会人としてのスキルなどに関する質問を設定している（【資料 3-3-4】学生生活アンケート）。さらに卒業時にも卒業時アンケートを実施している（【資料 3-3-5】卒業時アンケート）。このように、学生の視点からも授業・実習の理解度、大学生活、国家試験対策などについて点検・評価を行っている。

以上から、三つのポリシーを踏まえ、多様な指標で学修成果の点検・評価方法を確立して運用していることから、評価の視点「3-3-①三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用」を充足している。

【エビデンス集 資料編】

【資料 3-3-1】アセスメントプラン

【資料 3-3-2】卒業研究成績区分（2019～2021 年度）

【資料 3-3-3】2021 年度看護学部卒業研究タイトル一覧

【資料 3-3-4】学生生活アンケート

【資料 3-3-5】卒業時アンケート

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

学生の目線から本学の教育力を把握し、教育改善に役立てることを目的に、学生対象のアンケートを各種実施している。全学 FD 委員会による教育内容・方法及び学修指導等の改善にむけた「学生による授業評価アンケート」「看護学部授業評価（学外実習科目）ア

ンケート」では、開講している全ての授業科目を対象とし、教員の授業に関する姿勢（話し方や教材の活用等）、授業内容（シラバス準拠等）、学生の授業満足度に関する質問を設定している（【資料 3-3-6】授業評価アンケート、【資料 3-3-7】学外実習科目アンケート）。これらの学生による授業・実習評価アンケートの結果は、全学 FD 委員会から全ての教員にフィードバックされ、それに対して各教員は授業改善案を全学 FD 委員会へ提出している。全学 FD 委員会は改善案をまとめて「教育活動自己評価」を作成し、学内ホームページにおいて公表するとともに次学期以降の教育内容・方法及び学修指導等の改善に活用することとしている（基準 4-2-②【資料 4-2-5】姫路獨協大学 2021 年度前期学生による授業評価アンケート調査結果報告書、【資料 4-2-6】教育活動自己評価 2021 前期看護学部）。

成績に関しては、毎年度 2 回（前期・後期）本人及び保護者宛に通知し、成績に疑問のある学生については、成績発表後に各科目の担当教員に直接問い合わせる制度を設け、学生本人が評価結果についてフィードバック出来る体制を整えている。学生へのフィードバックは担任面談を通して実施されており、学生の学修状況や教育目的の達成状況をもとに個別指導を行っている（基準 2 参照）。

実習成果に関しては、3 年次後期（9 月～3 月）の長期にわたる領域別実習中の課題や情報の共有を目的とし、領域ごとの学生の状況、インシデント内容などを話題にして、看護学部教務委員会が年度末に実習会議を開催し、教員間での学習成果の共有を行いながら次年度に向けた教育や指導方法に関する検討を行っている（【資料 3-3-8】令和 3（2021）年度看護学部領域別看護学実習評価会議議事録）。実習病院からの評価、要望については、実習担当教員による病院巡回や実習打ち合わせ会議、実習評価会議、また年 1 回開催している臨地実習協議会、病院からの就職案内の場において、学生の学修状況や課題を共有し、教育内容や方法について共に検討する機会を持っている。2020 年度と 2021 年度は新型コロナウイルス感染症の影響により臨地実習協議会は開催できていないが、代替として各実習科目の内容について実習報告書を作成し関連実習施設へ配布して共有した（【資料 3-3-9】2019 年度臨地実習協議会（一部）、【資料 3-3-10】2020 年度臨地実習報告書（一部））

看護学部学生委員会による学生への学生生活調査結果から、学修支援に関する学生の意見・要望を把握している。また看護学部 FD 委員会主催の「学生との懇談会」においても学生の意見を把握し、改善につなげる取り組みを行っている。各結果については、学生の匿名性を考慮しつつ、教授会を通して全教員で共有している。また分析結果をもとに学生オリエンテーションの内容や学生便覧に反映させ、学修支援に活用している（基準 2-6-①参照）。

国家試験対策については、前年度の合格率を踏まえて 2021 年度の 4 年生の国家試験対策は学生の学力に合わせる支援体制に変更し、学力に応じた細やかな支援体制を新たに整備した（基準 2-2-②参照）。

以上から、学修成果の点検・評価結果のフィードバックは適正に行われ、教育内容の改善や学習指導に活用できていることから、評価の視点「3-3-②教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック」を充足している。

【エビデンス集 資料編】

【資料 3-3-6】 授業評価アンケート

【資料 3-3-7】 学外実習科目アンケート

【資料 3-3-8】 令和 3（2021）年度看護学部領域別看護学実習評価会議議事録

【資料 3-3-9】 2019 年度臨地実習協議会（一部）

【資料 3-3-10】 2020 年度臨地実習報告書（一部）

(3) 3-3 の改善・向上方策（将来計画）

全学レベル、学部レベル、科目レベル、担任レベルと、学生の学修成果が把握されており、結果をもとに教育内容、教授方法、指導方法等について振り返り、改善策を講じている。また、学生対象とするアンケートや個別面談を通して学生自身も自らの学修状況の把握を行うことができている。直ちに改善・向上方策をとらねばならない状況にはないが、今後も随時点検を行い、必要に応じて改善を図っていく必要がある。

【3 の自己評価】

大学における教育課程は学修のための根幹であり、ディプロマ・ポリシーやカリキュラム・ポリシーを定めている。教育目的に基づき 3 つのポリシーが定められ周知されている。3 つのポリシーを踏まえた単位認定、卒業認定の方法を定め、厳格に実施できている。今後も社会変化やカリキュラム改定に応じて、毎年度、内容の見直しを行っていく。教育課程並びに教授方法に関して、体系的に編成できている、学生が大学生としてかつ看護専門職者になるための学びを自主的に行うための教授方法の工夫も行っている。今後は 2022 年度からの新カリキュラムにおいて、ICT を活用した教育ツールを活用した看護実践能力を高めるための効果的な教授方法の開発を進めていく。学習成果の点検・評価に関しては、アセスメントプランにのっとり多角的に実施し、学生・教員へのフィードバックができ、教育の PDCA サイクルは循環している。今後も随時点検を行い、さらに有効な教育の質を高め、ディプロマ・ポリシーを体現できる学生を育成していくよう改善を図っていく。以上から、本学部は教育課程に関する基準 3 を満たしていると判断する。

4. 教員・職員

4-1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの 確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

(1) 4-1 の自己判定

基準項目 4-1 を満たしている。

(2) 4-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの 確立・発揮

学長は教学部門の代表かつ理事会の構成員であり、大学に関する審議事項を諮問し、各理事等に対して直接説明を行う等、学校法人と大学との橋渡しをする役割を担っている。他方で、学長は、理事会の方針や決定事項について全学的組織である評議会の議長を務め、理事会の方針や決定事項をフィードバックするとともに、大学運営や教育研究に関わる事項について方針を説明し、構成員の理解や支持を得ている。

評議会は、大学の意思決定組織であり、大学の運営に関し全学的な方針の策定や改善の推進などの重要事項について協議するとともに学内の必要な調整を行い、今後の大学方針として報告し、学長の適切なリーダーシップを確立・発揮できる体制となっている。評議会の議事内容は、議事要録として学内に限定し、Web で教職員に公開しており、構成員の業務に反映されている（【資料 4-1-1】評議会規程）。

教育・研究に関する経常的な事案については、学部（学群）教授会、研究科委員会、教務委員会、全学 FD 委員会等が年間を通して重要な役割を果たしている。さらに、今後立ち上げる IR（Institutional Research）は、教育改善、経営戦略等の大学運営に必要な各種情報の収集及び調査分析を行うことにより、大学運営の企画立案、意思決を支援する。

また、現在 2 人の副学長を設置し、さらにコロナ禍で遠隔授業を円滑に実施するために 2 人の学長補佐を置き遠隔授業対策にあたった。このように、学長を中心とした各教学組織、職員組織との協働体制の構築を行っていくことで、学長がリーダーシップを発揮するための体制を強化している（【資料 4-1-2】姫路獨協大学における内部質保証に関する方針）。

以上より、教学マネジメントにおける学長のリーダーシップが発揮される仕組みがあり、評価の視点「4-1-①大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮」を充足している。

【エビデンス集 資料編】

【資料 4-1-1】 姫路獨協大学評議会規程

【資料 4-1-2】 姫路獨協大学における内部質保証に関する方針

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

本学における教育・研究に関わる意思決定は、学長のリーダーシップのもとで、評議会、学部教授会等を通じて行われている。学長の適切なリーダーシップを確立するため、各教授会規程において、学部教授会が決定権者である学長に対して意見を述べる関係にあることを規定し、学長と教授会の役割や両者の関係性を明確にしている。また、教授会に意見を聴くことを必要とする教育研究に関する重要な事項についても、教授会規程に明示している（【資料 4-1-3】看護学部教授会規定）。

教育・研究に関する経常的な事案については、学部（学群）教授会、各研究科委員会、教務委員会、全学 FD 委員会等が年間を通して重要な役割を果たしている。教学マネジメントに関する PDCA を推進するために、教務委員会、学生委員会を定例的に開催し、教学に関する課題を明確にして改善策を検討している。そのような大学全体の教学マネジメント体制のもと、教育課程部門である学部・学類等が大学教育を実施している。実施の評価や改善を支援する機関として全学 FD 委員会や全学自己評価委員会が組織されており、教職員の資質能力の向上、適切な現状把握と情報共有を行うことで、業務改善への取り組みを推進している（【資料 4-1-4】内部質保証と教学組織との関連）。

看護学部においては、看護学部教務委員会、看護学部学生委員会、看護学部 FD 委員会があり、全学委員会の方針を受けて、委員会内や教授会で学部内の課題を検討する体制をとっており、学部内の教学マネジメントを推進する体制が構築されている。さらには看護学部自己点検・評価委員会の主導により各委員会活動を点検・評価し、自ら改善していく体制が構築されている（【資料 4-1-3】看護学部教授会規定、【資料 4-2-5】看護学部教務委員会申し合わせ事項、【資料 4-2-6】看護学部教育改善実施委員会（FD 委員会）申し合わせ事項、【資料 4-2-7】看護学部学生委員会申し合わせ事項、【資料 4-2-8】看護学部自己点検・評価委員会申し合わせ事項）。

以上より、教学マネジメント体制は構築されており役割も明確になっていることから、評価の視点「4-1-②権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築」を充足しているといえる。

【エビデンス集 資料編】

【資料 4-1-3】 姫路獨協大学看護学部教授会規程

【資料 4-1-4】 内部質保証と教学組織との関連

【資料 4-1-5】 姫路獨協大学看護学部教務委員会申し合わせ事項

【資料 4-1-6】 姫路獨協大学看護学部教育改善実施委員会（FD 委員会）申し合わせ事項

【資料 4-1-7】 姫路獨協大学看護学部学生委員会申し合わせ事項

【資料 4-1-8】 姫路獨協大学看護学部自己点検・評価委員会申し合わせ事項

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

姫路獨協大学は大別すると、事務局、教務部、学生部の 3 つの部局で構成されている。3 つの部局には、部局長として事務職員をもって充てる事務局長、総務部長、教務部事務部長、学生部事務部長、並びに教授をもって充てる教務部長、学生部長、附属図書館長、入試センター長、キャリアセンター長、国際交流センター長、学習支援センター長、健康

管理室長および播磨総合研究所長を配置している。

管理運営部門として、事務局には総務部を置き、総務部の下に総務課(情報処理室)、企画広報課、地域連携課および経理課の5つの課(室)を設置している。教務部門として、教務部には教務課、実習課、入試課、キャリア課の4つの課を設置している。学生部門として、学生部には学生課、スポーツ特別選抜室、国際交流課の3つの課(室)を設置している。また、附属図書館には図書館課を設置し、司書の資格を持つ事務職員を置いて、授業や教員の研究活動を支援している。さらに、大学の知的資源を活用して、地域の活性化に寄与するため播磨総合研究所を設置し、その事務は地域連携課が担当するなど、全ての部署において専任職員を配置している。また、健康管理室には学生課長の管理のもと2名の看護師を配置している。その他に独立した組織として、業務監査や財務監査を行う内部監査室を置いている。これらの課(室)の業務は「事務分掌規程」で規定されており、大学の使命・目的を達成するための事務体制が整備され、教育・研究支援組織として適切に機能している(【資料4-1-9】事務図、【資料4-1-10】姫路獨協大学事務分掌規程)。

教務課においては、学生への履修指導、成績管理、教員との連携による授業支援、保護者懇談会の開催などを行っている。これらの教務に関する事を支援し、円滑に運営する組織として「教務委員会」を設置している。教務委員会は、教員と職員が教務関連の諸問題について意見交換を行う機関であり、月1回、定期的に行うことにより情報の共有を図っている(【資料4-1-11】姫路獨協大学教務委員会規程)。

研究活動を支援する事務体制としては、主として総務部経理課および総務課が担当しており、科学研究費補助金、受託研究や個人研究費の管理などの業務は経理課が、奨学寄附金、共同研究、地域連携、情報システムに関する業務(IT関連の構築・保守、諸問題の解決など)は総務課が担当している(【資料4-1-12】姫路獨協大学情報システム整備・運営委員会規程)。

本学附属図書館では、図書館長、各学部から選任された図書館運営委員、3名の図書館課職員による図書館運営委員会が定期的に行われ、教育研究を支援するため、指定図書を選定や学術雑誌・図書の選定に基づく図書の購入や図書館アメニティーの改善などの協議を行っている。また、図書館課においては、学外文献の依頼に関する業務などを担当している(【資料4-1-13】姫路獨協大学附属図書館運営委員会規程)。

なお、看護学部における教育・研究活動を支援する事務体制としては、特に専任事務職員の配置はなく上記の全学的な支援体制で対応をしている。

以上より、教学マネジメントにおける職員等の配置が明確化され機能している。評価の視点「4-1-③職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性」を充足している。

【エビデンス集 資料編】

【資料4-1-9】事務図

【資料4-1-10】姫路獨協大学事務分掌規程

【資料4-1-11】姫路獨協大学教務委員会規程

【資料4-1-12】姫路獨協大学情報システム整備・運営委員会規程

【資料 4-1-13】 姫路獨協大学附属図書館運営委員会規程

(3) 4-1 の改善・向上方策（将来計画）

学長のリーダーシップの発揮と速やかな意思決定については、学校教育法の改正をきっかけに更に強化を図ることができている。内部質保証推進規程、内部質保証の方針が 2020 年から 2021 年度にかけて制定された関係から、このルールに沿った教学マネジメントの実施はこれからといえる。今後、このルールに則り、各部署で教育の質保証の PDCA を回すことで、教育の質保を確認し向上させる必要がある。また、外部からの有識者や専門家の参加を得て、幅広く社会の意見を適切に反映できる体制の構築が望まれる。

4-2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD (Faculty Development) をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

(1) 4-2 の自己判定

基準項目 4-2 を満たしている。

(2) 4-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

教員の採用に関しては、基本的に毎年各学部学科等で次年度の教員採用計画を立案し、教員人事委員会で採用枠が審査される。その審議内容を受けて学長が決定する。採用計画が決定後、本学ホームページで公募を行っている。（【資料 4-2-1】 姫路獨協大学教員人事委員会規程）

看護学部における教員の採用に関する審査手続きとしては、教授のみで構成される教授会において、当該教員の教授能力、教育業績、研究業績、学会・社会における活動実績等について審査し、その審査報告をもとに看護学部教授会による審議の後、出席者の 3 分の 2 以上の賛成をもって採用が決定される。その後、学部長は教授会の決定事項を教員人事委員会へ上申する。教員人事委員会で審議後、学長による採用の発令が行われる。

（【資料 4-2-2】 姫路獨協大学看護学部教員採用の基準（公募））

看護学部の令和 3 年度教員在籍状況は、助教以上の専任教員は 26 名であり、さらに助手 7 名が在籍している（表 1 看護学部教員数一覧）。これは、設置基準上必要な専任教員数 12 名を上回っている。教授 8 名が在籍しており、設置基準上必要な専任教員数の半数（12 名）を満たしている。また、准教授、講師および助教の合計割合は 50%を超えている。なお、教員の異動・退職に伴う教員数の減少などに関しては、速やかに選考会議を設けて対処している。

表 1 看護学部 教員数一覧（2021.5.1 現在）

専任教員数					助手	設置基準上 必要教員数
教授	准教授	講師	助教	合計		
8	6	6	6	26	7	12

看護学部教員の年齢構成は、60歳以上が46.2%、50歳代が23.1%、40歳代11.5%、30歳代19.2%、20歳代0%であり、教員の年齢構成は60代、40～50代、30代と大きな偏りはない（表2 看護学部専任教員年齢構成）。

表2 看護学部専任教員年齢構成（2021.5.1現在）

職位	60歳代	50歳代	40歳代	30歳代	20歳代	合計
教授	7	1	0	0	0	8
	(87.5%)	(12.5%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(100.0%)
准教授	3	1	2	0	0	6
	(50.0%)	(16.7%)	(33.3%)	(0.0%)	(0.0%)	(100.0%)
講師	2	3	1	0	0	6
	(33.3%)	(50.0%)	(16.7%)	(0.0%)	(0.0%)	(100.0%)
助教	0	1	0	5	0	6
	(0.0%)	(16.7%)	(0.0%)	(83.3%)	(0.0%)	(100.0%)
合計	12	6	3	5	0	26
	(46.2%)	(23.1%)	(11.5%)	(19.2%)	(0.0%)	(100.0%)

上段には人数、下段には%を記載

看護学部では、大学設置基準を満たした教育・研究・実務の高度な専門的知識・技能を有する教授・准教授・講師・助教を、それぞれの専門に応じて配置している（表3 看護学部教員取得免許・学位等一覧）。専門分野については、採用選考時には教授会、教員人事委員会で教育実績・研究業績などを十分に検討して採用している。専任教員は26名おり、そのうち、博士の学位の取得者は7名(30.0%)であり、看護学博士・保健学博士・心理学博士・文学博士(各1名)、医学博士(3名)となっている。看護師は24名(92.3%)、保健師7名(30.0%)となっている。看護学の講義・演習・実習科目を主に担当する専任教員24名は、看護職としての資格と実務経験と教育・研究の経験を持ち、多くの学術論文、総説、教科書の執筆、学会発表等の優れた業績を有している。

表3 看護学部教員取得免許・学位等一覧（2021.5.1現在）

取得免許・学位一覧	取得免許				取得博士学位					
	看護師	保健師	助産師	医師	看護学	医学	文学	保健学	心理学	合計
人数	24	7	1	1	1	3	1	1	1	7

姫路獨協大学看護学部の科目構成は、全学共通科目、専門基礎科目、専門科目と大別される。全学共通科目において英語系科目は看護学部専任教員が担当しているが、その他は学内外の兼担・兼任教員に委任している。また、専門基礎科目においては、医師免許を有する看護学部と他学部の専任教員と、外部の非常勤講師が担当している。これらは科目の性質上適切な配置といえる。看護学の専門科目においては、9割以上を専任教員で担当できている（【資料 4-2-3】看護学部科目担当者一覧（2021年度））。

看護学部における教員の昇任に関しては、基準にもとづき教授のみの教授会において昇任審査が行われ、教授の5分の4以上の承認をもって決定される。その後、教員人事委員会に附議される。教員人事委員会では、学部長から対象教員の経歴・業績等説明を受け、職位に相応しいか審議を行う。その審議内容を受けて学長が決定する（【資料 4-2-4】姫路獨協大学看護学部内昇格基準）。

なお、教員の評価について、教員は年1回の教員業績の提出が求められており、その際に各自の業務の振り返りを行う。さらに年1回は看護学部長と面談を行っている。

以上、教員の採用・昇任に係る規程が策定されており、教育課程を適切に遂行するために必要な教員数は確保され、主要な専門科目の大多数を専任教員が担当し、適切に配置されている。[評価の視点 4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置]を充足している。

【エビデンス集 資料編】

【資料 4-2-1】姫路獨協大学教員人事委員会規程

【資料 4-2-2】姫路獨協大学看護学部教員採用の基準（公募）

【資料 4-2-3】看護学部科目担当者一覧（2021年度）

【資料 4-2-4】姫路獨協大学看護学部内昇格基準

4-2-② FD (Faculty Development) をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

本学では、姫路獨協大学教育改善実施（FD）委員会規定に則り、教育の内容および方法の点検、改善するための方途の策定と円滑な実施を目指し、全学規模のFD委員会が学内に設置されている。看護学部においては学部開設年度より「看護学部FD委員会」を設けている。令和2年度の学部内組織編成に伴い新たに「教育研究活動推進委員会」としてFD部門と研究部門を合体させ委員会活動を実施したが、令和3年度に姫路獨協大学教育改善実施（FD）委員会規定の見直しがなされたことで「看護学部FD委員会」を再編成し、「姫路獨協大学看護学部教育改善実施委員会（FD委員会）申し合わせ事項」に則り活動している（【資料 4-1-6】姫路獨協大学看護学部教育改善実施委員会（FD委員会）申し合わせ事項）。

学生からの教育活動に関するフィードバックをもとに自身の教育活動を改善するため、全学FD委員会においては前期・後期「学生による授業評価アンケート」を実施している（基準 3-3-②【資料 3-3-2】授業評価アンケート）。アンケート結果は各科目担当者にフィード

バックされ、各教員が「現状の説明」、「点検・評価の結果(長所と問題点)」、および「改善の具体的方策」を取りまとめた教育活動自己評価(授業改善策)を策定し、全学 FD 委員会に提出している。その結果を同委員会は、毎年前期・後期の 2 回「教育活動自己評価(授業改善策)」としてまとめ、学内イントラネットにおいて学生・教職員に公開している(【資料 4-2-5】姫路獨協大学 2021 年度前期学生による授業評価アンケート調査結果報告書、【資料 4-2-6】教育活動自己評価 2021 前期看護学部)。さらに、「学生による授業評価アンケート」の集計結果については、大学ホームページ及び学内広報誌「H DU21」に掲載し、学生、保護者及び教職員等に公開している。看護学部では看護学実習における実習評価アンケートを学部独自で実施し(2020 年度回収率: 34.0%)、実習も含めた教育改善に繋げている。2021 年度後期より、実習評価アンケートは全学 FD 委員会にて実施している(基準 3-3-②【資料 3-3-7】学外実習科目アンケート)。

また、看護学部独自に「学生と教職員による懇談会」を年 1 回実施している(表 1 令和元(2019)年度～令和 3(2021)年度 学生と教員による懇談会)。学生の要望や疑問についての対応としては、関係各課・委員会等が準備した返答内容を FD 委員会で集約し、学生には委員から返答内容を伝達した。令和元年度は学生からの要望は幅広く大学側の対応が難しい内容も多くあった。令和 3 年度は FD 活動としての位置づけを再確認し、看護学部の教育の在り方、現状、ならびに改善に向けて、学生から直接意見を聞き、教員とともに話し合い考えていく懇談会として実施し、教育改善に繋げることとした(【資料 4-2-7】2021 年度教育改善に向けた学生と教員との懇談会報告)。

表 1 令和元(2019)年度～令和 3(2021)年度 学生との懇談会一覧

年度	日程	内容・テーマ	参加者状況
令和元	10月28日	第3回 学生と教職員による懇談会 【テーマ】 ①本学(学部)における学修環境について	学生11名(1年生5名, 2年生6名) 教員11名、職員3名
令和2	新型コロナウイルス感染症の拡大により実施できず		
令和3	12月21日	第4回 学生と教員による懇談会 【テーマ】 ①教員と学生が協力してつくる看護学部の教育 ②日ごろの学習で困っていることと求める支援	学生13名(1年生4名, 2年生4名、3年生3名、 4年生2名) 教員5名

教員が教育内容を開発・改善してくための教員向け講習会として、全学 FD 委員会による年 1 回の全学 FD 研修会がある(表 2 全学 FD 講習会テーマと看護学部教員の参加数)。令和元年度では看護学部教員も 7 割ほどが参加し、教育内容・方法の改善に結び付くような意見交換を行い自己研鑽に努めている。

表2 全学FD講習会テーマと看護学部教員の参加数

日程		テーマ	講師	看護学部教員の参加数
平成 31 年	9月3日	「大学教員のためのプレゼンテーション入門」	大阪大学全学教育推進機構 佐藤浩章准教授	7名 (全体 34名)
		「パフォーマンス評価入門」	大阪大学全学教育推進機構 佐藤浩章准教授	1名 (全体 23名)
令和元 年度	8月27日	「3つのポリシー構築とカリキュラムマネジメント」	大阪大学全学教育推進機構 佐藤浩章准教授	23名 (全体 51名)
令和2 年度	後期	※新型コロナウイルス感染症のため外部講師の講演会は中止。 ・前期の「遠隔授業に関する学生アンケート」の集計結果の配信をうけ、各学部で学生アンケートを活用した教育の工夫を実施。 ・「遠隔授業に対する Google Meet, Google Classroom の活用法」を配信。		
令和3 年度	2022年 2月	「Classroom の利用法と変更点」	佐野智行教授	オンデマンド受講のため看護学部の参加者数は不明

また、看護学部FD委員会では、看護学部独自のFD研修会を年1～2回開催している(表3 令和元(2019)年度～令和3(2021)年度看護学部FD研修会一覧)。テーマについては、効果的な看護教育を推進するうえで必要となることを教員に事前アンケートをとりながら設定している。令和元年度末～令和2年度は新型コロナウイルス感染症の拡大により活動を縮小したが、令和3年度はwithコロナを念頭に研修会を企画し実施した。令和元年度のFD研修会では、21名の学部教員ならびに4名の事務職員が参加した。事後のアンケートからは開催時期、時間配分、内容について概ね適切であるとの結果が得られ、研修会の目的であるFD活動についての知識を得るとともに、授業運営の実際例から効果的な授業運営方法や課題について学ぶ機会となった。令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大によりオンライン講義の導入が急加速で進んだ。学部全教員に対してWebアンケート(Google Form)を用いて「遠隔授業に関するFD研修希望調査」を実施し、最も要望が多かった授業支援ツールの活用方法について、Google Classroomを用いて情報発信を行った。また具体的な操作方法についてはFD委員が個別に対応した。さらに、令和3年度ではオンライン講義の必要性が続いた1年間を振り返り、今後も重要性が増してくる「オンライン講義」の質の向上と充実を図るため、ツールの新機能について研修会を実施(オンデマンド型配信)した。参加率は78%であり、参加者からは内容の適切性と満足度に高い評価を得られた。(【資料4-2-8】2021年度FD研修会について)。

表3 令和元(2019)年度～令和3(2021)年度 看護学部FD研修会一覧

開催日	目的	内容・テーマ	方法	参加者状況
令和元 年度7月	大学における看護学教育を担う上で	・講演1:看護学教育におけるFD活動(講師:二重作清子教授)	対面	教員21名 職員4名

23日	欠かせない教育上の知識・情報源を得る	・講演 2：本学の学生の特性に応じた授業運営の実際-英語教育（講師：安藤千春教授）		
令和2年度前期	遠隔授業に関する授業支援ツールの活用方法について	・「遠隔授業のための授業支援ツールの活用について」 ・委員による遠隔授業の支援（遠隔授業の相談件数：50件）	Google Classroom の情報発信	教員 23 名 (74%)
令和3年度 8月 24日～9月 30日	classroom を用いた新たな教育方法について学ぶ	・「Classroom の新しい機能」（講師：佐野智行教授）	Google Classroom でのオンデマンド型講演会	教員 32 名 (78%)

なお、教員の外部研修への参加促進のため、毎年 1～2 名の教員の研修への参加費の補助を計画し予算を組んでいる。令和元年度には災害看護学と英語論文発表がキーワードのセミナー（テーマ：災害看護最新の研究成果と英文論文投稿への挑戦、主催者：日本災害看護学会 JSDN、DNGL 共催）への中堅・若手教員 2 名の派遣を計画したが、新型コロナウイルス感染症の拡大によりセミナー自体が中止となり派遣には至らなかった。令和3年度は、オンライン授業に関連するテーマで FD のための情報技術研究講習会（私立大学情報教育協会主催）への教員 1 名を派遣した。

令和2年度より外部研修への参加促進を目的に全学 FD 委員会等から案内のあった外部研修会をドライブ上の一覧にして教員と共有している。さらに教員各自が参加した外部講習会を入力してもらい外部研修会の参加状況の把握を行っている。全学 FD 研修会、看護学部 FD 研修会、外部研修会を合わせると、看護学部教員の 8 割は最低でも年 1 回いずれかに参加している状況にある。

以上より、看護学部 FD 委員会のもと定期的に FD 活動を実施し、継続的に教育内容や方法の改善に努めており、評価の視点「4-2-② FD (Faculty Development) をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施」を充足している。

【エビデンス集 資料編】

【資料 4-2-5】姫路獨協大学 2021 年度前期学生による授業評価アンケート調査結果報告書

【資料 4-2-6】教育活動自己評価 2021 前期_看護学部

【資料 4-2-7】2021 年度教育改善に向けた学生と教員との懇談会報告

【資料 4-2-8】2021 年度看護学部 FD 研修会について

(3) 4-2 の改善・向上方策（将来計画）

現時点では、学部の理念・目的並びに教育課程に適合した比較的問題のない教員組織となっている。今後も必要かつ十分な教員数の確保ならびに適切な配置に努める必要がある。

また、教員評価の在り方については、教員のモチベーションを高めるために公平で妥当な評価方法の検討が必要と考える。

FD に関しては、様々な活動を連動させより効果的な FD としていくために、2021 年度においては教育改善に向けた学生と教員の協働を目指し検討をはじめた。今後のさらなる FD 活動の向上にむけて、次年度以降も学生とともに本学部の看護教育の在り方を検討し、本学の教員に求められる能力ならびに教育内容・方法の改善策を見出していく。そして、それらに関連する研修会の企画や外部研修への派遣、またピアレビューの仕組みも取り入れていくことで、PDCA の循環を強化させて教育の質の向上に繋げていく。

4-3. 職員の研修

4-3-① SD (Staff Development) をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

(1) 4-3 の自己判定

該当しない。

(2) 4-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

姫路獨協大学では看護学部にて専任の職員はいないため、該当しない。

(3) 4-3 の改善・向上方策（将来計画）

該当しない。

4-4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

(1) 4-4 の自己判定

基準項目 4-4 を満たしている。

(2) 4-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

本学では大学教員が教育研究活動を十分に実施できるよう研究環境を整備している。附属図書館は、和書・洋書あわせて約 35 万冊の蔵書を備えており、大学の学術情報の中枢である。学生及び教員の教育研究活動を支援のため電子ジャーナルも充実させしており、CINAHL Plus、医学中央雑誌 Web、メディカルオンライン、最新看護索引 Web などと契約し、学内およびリモートアクセスの利用が可能となっている（【資料 4-4-1】看護学部購入の雑誌・電子ジャーナル一覧）。メディカルオンラインについては、看護学部教員が年間 30 件ほど文献をダウンロードできるように契約をしている。また、学外機関との連携による相互貸借や文献複写、相互利用も行っている。

看護学部では、教員研究室を整備している。講師以上は独立した研究室（19.58 m²、PC・机 1 台、テーブル 1 式、書架を整備）を使用し、共同研究やオフィスアワーにも対応でき

るスペースと設備が確保されている。助教は2人で一部屋を利用し、各PCとデスクが準備されている。助手は共同研究室（113.60㎡）を使用し、仕切りで区切られたスペースにPC・デスク・戸棚を整備している。その他に看護学部には教育研究用の共同研究室（19.58㎡）が1室あり、PC・デスク・戸棚が整備されている。共同研究室の備品については共同研究整備費として予算化されており、教授会で審議され購入している。学部開設以来、整備されている教育研究用機器備品としては、研究に関する書籍、SPSS、赤外線サーモグラフィカメラ、ナーシングアンシュミレーター等がある。

また、看護学部では、通常業務に支障のない範囲で週1回の研修日を設けることができ、一定の研究時間を確保できるようにしている（【資料4-4-2】2021年度前期研修日予定表）。

以上から、教員の研究環境は整っており、「4-4-①研究環境の整備と適切な運営・管理」は基準を満たしている。

【エビデンス集 資料編】

【資料4-4-1】看護学部購入の雑誌・電子ジャーナル一覧

【資料4-4-2】2021年度前期研修日予定表

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

姫路獨協大学の教職員が行う、人間を直接対象とした医療及び医学研究について、医の倫理に関するヘルシンキ宣言の趣旨を尊重し、人を対象とする医学系研究に関する倫理指針（平成26年文部科学省・厚生労働省告示第3号）に基づき、「姫路獨協大学生命倫理委員会規程」を定めている。また、令和3年度に施行された人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針（令和3年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第1号）に基づき、本学倫理指針も令和3年10月に改正している（【資料4-4-3】姫路獨協大学生命倫理委員会規程）。姫路獨協大学生命倫理委員会は医の倫理の在り方に関する基本的事項について調査審議するとともに、本学教職員から申請された医療又は医学研究の実施計画及びその成果の公表予定の内容について、倫理指針に基づき審査している。本学委員会の審査経過及び判定結果は記録として保存し、「委員名簿」「会議の記録の概要」とともに、厚生労働省「研究倫理審査委員会報告システム」（以下がサイトアドレス）

（<https://rinri.niph.go.jp/PublicPage/publictoppage.aspx>）に随時公開している。

研究活動の不正行為防止に向けた取り組みに関しては、「研究者の不正行為防止対策に関する基本方針」に基づき、「姫路獨協大学における研究者の不正行為防止に係る規程」が作成され、HPで公開し周知している（【資料4-4-4】研究者の不正行為防止対策に関する基本方針）、【資料4-4-5】姫路獨協大学における研究者の不正行為防止に係る規程】）。

公的研究費の不正使用に関しては「姫路獨協大学における科学研究費助成事業に関する取扱規程」を定め、運用している。厳正な運用を図るために、申請時と採択決定後に申請者への講習会を行っている。教育研究における個人情報保護に関しては「姫路獨協大学個人情報保護規定」に基づき、個人情報の管理も行なっている（【資料4-4-6】姫路獨協大学における科学研究費助成事業に関する取扱規程、【資料4-4-7】姫路獨協大学個人情報保護規定）。

研究倫理教育として、姫路獨協大学における研究者の不正行為防止に係る規程に基づき、入職時また5年毎に日本学術振興会の「科学の健全な発展のために誠実な科学者の心得」のコンテンツの読了、または同ホームページのeラーニング教材「eLCoRE」の受講を義務付けており、教職員にはHPにて周知し、倫理教育の受講状況を総務課で管理している。看護学部教員の受講率は100%である(【資料4-4-8】姫路獨協大学における研究倫理教育等実施要項)。また、生命倫理委員会による生命倫理講習会を年2回開催し、研究に携わる教職員には年1回の参加を義務付けている。

看護学部においては開設時より看護研究倫理委員会が設置され、全学の生命倫理委員会の委員2名が所属している。本委員会は令和2年度の委員会組織再編成により教育研究活動推進委員会に統合されたが、令和3年度に再度の委員会編成があり、看護学部FD委員会内に組み込まれた。看護研究倫理部門においては、全学委員会から倫理審査日程の案内を受け、看護学部教員に審査申請の手続きを案内し、申請者には申請時の注意点や書式例等について助言している。令和3年度の新規申請件数は計6件であった(表1 生命倫理審査件数(看護学部))。また全学委員会から案内のある生命倫理講習会も周知し、毎年を受講を指導し、看護学部教員の7~9割ほどが毎年参加している(表2 生命倫理講習会のテーマと参加者数(看護学部))。

表1 生命倫理審査件数(看護学部)

年度	新規申請件数	変更申請件数
令和元年度	5件	0件
令和2年度	8件	2件
令和3年度	6件	1件

表2 生命倫理講習会のテーマと参加者数(看護学部)

開催日		テーマ	講師	参加数 (看護学部)
令和元年度	令和元年8月28日(水)	(1) 人を対象とする医学系研究に関する倫理指針について (2) 研究計画書作成における倫理的配慮の要点について (3) 本学の倫理申請書の記載の仕方について	看護学部 大橋久美子 准教授	24名
	令和2年3月23日(月)	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止		
令和2年度	令和2年8月31日(月)	(1) 人を対象とする医学系研究に関する倫理指針について (2) 研究計画書作成における倫理的配慮の要点について (3) 本学の倫理申請書の記載の仕方について	薬学部 柴田克志 教授	9名

	令和3年3月 29日(月)	(1) 人を対象とした研究に関して、日本でどのような倫理指針があるか (2) 「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」の基本的なルール (3) 研究倫理審査のための手続き	医療保健学部 八木直美 准教授	14名
令和3 年度	令和3年8月 30日(月)	(1) 人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針ガイダンス (2) 人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針について—医学系指針・ゲノム指針からの変更点と注意点—	薬学部 柴田克志 教授	14名
	令和4年3月 14日(月)	(1) 人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針について (2) 倫理申請書の記載の仕方と要領について	医療保健学部 田中みどり 准教授	15名

外部資金・内部資金を問わずすべての研究費で購入した物品等については事務組織(経理課、図書館)による検収を必須とし、規定に基づいて厳密な運営がなされている(【資料 4-4-6】姫路獨協大学における科学研究費助成事業に関する取扱規定、【資料 4-4-9】姫路獨協大学個人研究費取り扱い規定)。

以上から、看護学部では研究室等の環境整備は適切に行われ、研究実施に際しての研究倫理教育の徹底もなされている。教員が研究における倫理的規範にのっとり厳正な行動がとれる環境が整備されており、「4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用」は基準を満たしている。

【エビデンス集 資料編】

- 【資料 4-4-3】 姫路獨協大学大学生命倫理委員会規程
- 【資料 4-4-4】 研究者の不正行為防止対策に関する基本方針
- 【資料 4-4-5】 姫路獨協大学における研究者の不正行為防止に係る規程
- 【資料 4-4-6】 姫路獨協大学における科学研究費助成事業に関する取扱規程
- 【資料 4-4-7】 姫路獨協大学個人情報保護規定
- 【資料 4-4-8】 姫路獨協大学における研究倫理教育等実施要項
- 【資料 4-4-9】 姫路獨協大学個人研究費取扱規定

4-4-③ 研究活動への資源の配分

本学教員の研究費については「姫路獨協大学個人研究費取扱規程」を定め、助教から教授まで職位に応じて個人研究費を支給している(【資料 4-4-9】姫路獨協大学個人研究費取扱規程)。個人研究費の支給額については当該年度の予算編成方針により決定しており、令和3年度看護学部においては教授に年間約36万円、准教授に約24万円、講師・助教に約12万円を支給しており、これには消耗品費・備品費・図書費・旅費などが含まれ、個人の

研究実施が円滑に行われるよう支援している（【資料 4-4-10】令和 3 年度教員研究費（看護学部））。

個人研究費以外にも、本学教員の学術研究の推進と教員の研究心の向上を図ることを目的とした共同でおこなう研究に対する「姫路獨協大学特別研究助成」を設けており、「姫路獨協大学特別研究助成費取扱要項」に基づき看護学部の教員も共同研究を行っている（【資料 4-4-11】姫路獨協大学特別研究助成要項、【資料 4-4-12】姫路獨協大学特別研究助成費取扱要項、【資料 4-4-13】姫路獨協大学「特別研究助成」対象事業一覧（看護学部）過去 3 年）。また、本学専任教員の研究成果の発表を助成促進し、学術の振興に寄与することを目的とする「姫路獨協大学学術図書出版助成要項」も定められているが、看護学部における過去の申請は 0 件である（【資料 4-4-14】姫路獨協大学学術図書出版助成要項）。

教員が外部機関から競争的に獲得する科学研究費補助金及び学術研究助成基金助成金からなる科学研究費については、「姫路獨協大学における科学研究費助成事業に関する取扱規程」にもとづき公正かつ効率的な使用がなされるように管理している（【資料 4-4-6】姫路獨協大学における科学研究費助成事業に関する取扱規程）。看護学部の科研の申請・採択状況は表 1 のとおりである。過去 3 年間の科研事業としては、研究代表者 3 件、研究分担者 8 件の事業が行われている（【資料 4-4-15】科学研究費助成事業一覧（看護学部）過去 3 年）。

表 1 看護学部の科研費の申請・採択状況

	採択数/申請数
2019 年度	0/12
2020 年度	0/4
2021 年度	1/8

そのほか、本学教員が外部より受託を受けて実施する研究に関しては「姫路獨協大学受託研究規程」ならびに「姫路獨協大学受託研究規程施行細則」に基づき実施されるが、看護学部の受託事業は現在 0 件である。（【資料 4-4-16】姫路獨協大学受託研究規程）

上記の研究費を様々な活かし、看護学部教員は教育・研究を行っている。その業績については年 1 回取りまとめている（【資料 4-4-17】看護学部教員の教育・研究業績（過去 3 年））。

以上から、外部資金獲得状況に課題はあるが、看護学部では研究活動への一定の資源の配分とその管理が適切に行われており、「4-4-③ 研究活動への資源の配分」は基準を満たしている。

【エビデンス集 資料編】

【資料 4-4-9】姫路獨協大学個人研究費取扱規程

【資料 4-4-10】令和 3 年度教員研究費(看護学部)

【資料 4-4-11】姫路獨協大学特別研究助成要項

【資料 4-4-12】姫路獨協大学特別研究助成費取扱要項

【資料 4-4-13】姫路獨協大学「特別研究助成」対象事業一覧（看護学部）過去 3 年

【資料 4-4-14】 姫路獨協大学学術図書出版助成要項

【資料 4-4-15】 科学研究費助成事業一覧（看護学部）過去 3 年

【資料 4-4-16】 姫路獨協大学受託研究規程

【資料 4-4-17】 看護学部教員の教育・研究業績（過去 3 年）

(3) 4-4 の改善・向上方策（将来計画）

本学の研究環境、倫理教育は整備されているが、研究を行うための競争的研究費の獲得に関しては課題が残る。特に、個人研究費の少ない職位にある教員が研究費を獲得できるように、研究能力の育成と補助金獲得のための申請書作成サポート体制の強化に取り組む必要がある。研究成果を学生への効果的な教育活動や社会に還元できるように、教育研究活動を支援する体制をさらに充実させる必要がある。そのためには、研究環境や支援に関する教員の満足度調査の実施も検討し、教員の声を反映していく必要がある。

[4 の自己評価]

看護学部における教学マネジメントは、学部長が評議会の構成員、副学長、内部推進会議の委員として大学全体の行動目標作成に参画し、看護学部教授会においては議長としてその運用にリーダーシップを発揮する体制を有している。全学の教務委員会、FD 委員会等の各委員会に看護学部の委員が含まれ、全学の活動方針や活動内容については看護学部の各委員会においても検討され、教授会への議題を提出し、各部門の課題が適切に議論・対応される仕組みが機能している。教員の採用や昇任に関しては規程に基づき適切な基準及び手続きにより実施され、教員数に関しても大学設置基準や保健師助産師看護師学校養成所指定規則を満たしている。教職員の能力向上としては FD 委員会を設置し、資質・能力向上のための取り組みが行われている。教員の研究支援としては、研究環境、研究費、研修日が整備されている。研究倫理に関しても、規程と研究倫理教育の機会が整備されており、研究者が遵守すべき行動や姿勢は明確に示され、適正な体制が取れている。以上から、本学部では教員・職員についての基準 4 を満たしていると判断する。

5. 内部質保証

5-1. 内部質保証の組織体制

5-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

(1) 5-1の自己判定

基準項目 5-1 を満たしている。

(2) 5-1の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

本学は平成 3（1991）年 6 月の大学設置基準の改正により、教育・研究活動等の自己点検・評価が努力義務となったことを受け、平成 3（1991）年 12 月に大学自己評価検討委員会を設置し、自己点検・評価のための基本組織を整備した。さらに平成 5（1993）年 2 月に同委員会報告書に基づき、自己評価規程および自己評価規程細則（経営管理）を制定し、教育・研究活動についての自己評価を行うため、全学的な組織として教学問題審議会を設置し、各学部および一般教育部のそれぞれに自己点検・評価委員会を設置した。それに加えて、経営管理についての自己評価を行うために、全学的な組織として経営管理問題審議会を設置した。平成 12（2000）年 4 月には教学問題審議会、経営管理等問題審議会を再編し、全学的な立場から自己点検・評価を行う全学自己評価委員会と経営管理等自己評価委員会を設置した。

平成 7（1995）年に本学初めての『姫路獨協大学自己点検・評価報告書'94』を刊行し、平成 11（1999）年に大学院各研究科を加えた『姫路獨協大学自己点検・評価報告書 1998 年 3 月までの状況』を刊行した。その後、平成 17（2005）年に『姫路獨協大学自己点検・評価報告書 1998 年 4 月から 2004 年 3 月までの状況』を、平成 19（2007）年に『2006 年度教育活動自己評価および研究業績報告書』を刊行し、学内外に公表してきた。

平成 18（2006）年度以降には医療保健学部、薬学部および看護学部の開設があり、大学機関別認証評価受審に向けて、全学自己評価委員会および経営管理等自己評価委員会をそれぞれ開催し、審議・承認を経た後、平成 22（2010）年度申請用『自己点検・評価報告書』を取りまとめ、財団法人大学基準協会の認証評価に活用するとともに、ホームページ上で公開した（【資料 5-1-1】認証評価（第三者評価））。さらに、2016 年 4 月から 2019 年 3 月までの『自己点検・評価報告書』も同様にホームページにて公開している。

全学的には内部質保証に関する方針が策定され、「内部質保証組織関係図によって改革・改善の責任体制を明確にしたことで、全学的な内部質保証に関する組織体制が整っている（【資料 5-1-2】姫路獨協大学における内部質保証に関する方針、【資料 5-1-3】内部質保証と教学組織との関連）。

平成 28（2016）年開設の看護学部においては、内部質保証を担保するための PDCA サイクルを機能的に推進するための組織づくりとして、開設と同時に「自己点検評価委員会」を設けた。その後は教育課程の変化に対応できるように委員会名を変更し、カリキュラムの見直しについてはカリキュラム検討委員会が実質的に引き継いでいる。令和 3（2021）年に「教育研究活動推進委員会／自己評価委員会」を設置し、それによって学部内方針が定められている。なお、本委員会には外部委員は含まれていないことが今後の検討課題である。現時点においては、委員長を中心に各委員が FD 活動、自己点検・評価活動、研究

倫理等に対して学部内の意向を反映させながら責任を負っている。詳細は以下 6 冊を参照されたい（【資料 5-1-3】令和 2（2020）年度各種委員会活動報告・自己点検・評価（巻頭言））。

『平成 28（2016）年度各種委員会活動報告・自己点検・評価』

『平成 29（2017）年度各種委員会活動報告・自己点検・評価』

『平成 30（2018）年度各種委員会活動報告・自己点検・評価』

『令和元（2019）年度各種委員会活動報告・自己点検・評価』

『令和 2（2020）年度各種委員会活動報告・自己点検・評価』

『令和 3（2021）年度各種委員会活動報告・自己点検・評価』

なお、上記 6 冊子のうち、令和 3 年度以降は学内イントラネットにて掲載されているが、今後はホームページ上で公開予定である。

以上から、全学的に内部質保証の組織が構築され、看護学部における各活動を点検・評価する体制ができており、「5-1-①内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立」は基準を満たしている。

【エビデンス集 資料編】

【資料 5-1-1】認証評価（第三者評価）

【資料 5-1-2】姫路獨協大学における内部質保証に関する方針

【資料 5-1-3】内部質保証と教学組織との関連

【資料 5-1-4】令和 2（2020）年度各種委員会活動報告・自己点検・評価（巻頭言）

(3) 5-1 の改善・向上方策（将来計画）

全学的には内部質保証に関する方針が策定され、「内部質保証組織関係図によって改革・改善の責任体制を明確にしたことで、全学的な内部質保証に関する組織体制が整った。今後は内部質保証を行う教職員の能力（教育方法、教育評価、データ分析）向上を目的とした FD・SD 研修会の開催や外部研修会への積極的な参加を促進し、内部質保証の各プロセスにおける質的向上を図る。また、本学の教育成果についての評価に関する客観性を向上させ、社会の時代変化に対応できる教育の観点から、必要とされる学生育成のため、「全学自己評価委員会」が中心となるべきである。看護学部に関しては、自己点検・評価・結果に対して臨地実習施設など第三者からも意見を聴取し、多角的な視点から質保証を行うシステムが構築されている。

特に看護学部における自己点検・評価に関しては、完成年度であった令和 2（2019）年度を経過した以降から、将来的には「日本看護学教育評価機構」による評価を念頭に準備を行ってきた。上述の完成年度を迎える直前に、設置計画履行状況等調査後における文部科学省設置計画履行状況等調査委員会からの評価を受けるため、上記委員会が中心となり資料の取りまとめを行い、指摘・課題もなく、順調な経過を評価された。

5-2. 内部質保証のための自己点検・評価

5-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

5-2-② Institutional Research (IR) などを活用した十分な調査・データの収集と分析

(1) 5-2 の自己判定

基準項目 5-2 を満たしている。

(2) 5-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

本学では、学則第 1 条の 2 に「本学は、その教育研究水準の向上を図り、その目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表する。」と定めるとともに、自己評価規程に基づき、全学自己評価委員会および経営管理等自己評価委員会において自己点検・評価を進めてきた。自己評価規程では、教育活動および研究活動の自己評価を行うため、全学的な組織として全学自己評価委員会を置き、各学部および大学院各研究科にそれぞれ自己評価委員会を置くこととし、全学自己評価委員会は、各学部および大学院各研究科からそれぞれ選出された教員各 2 人、ならびに学長が必要と認めた教員 3 人以内をもって構成している。

本学における教育活動、研究活動、学内活動、地域・社会活動に関する点検・評価をまとめた『自己点検・評価報告書』を 6 回刊行し、学内外に公表している（【資料 5-2-1】自己点検評価報告書・授業評価アンケートの HP 公開）。また、「学生による授業評価アンケート」の集計結果を大学ホームページで公開するとともに、授業評価の改善策をまとめた「教育活動自己評価（授業改善策）」の集計結果を学内イントラネットで公開し、客観性・妥当性の確保に努めている（基準 4-2-②【資料 4-2-6】教育活動自己評価 2021 前期看護学部）。このことは、本学が教育目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について滞りなく自ら点検評価を行ってきたとして評価している。平成 28 (2016) 年 4 月に開設した看護学部看護学科はその開設直後から『各種委員会活動報告・自己点検・評価』を作成し学内の関係部署に広く配付しており、令和 2 (2020) 年度版以降は学内イントラネット上で公開予定である。看護学部における臨地実習に対する改善策は現在教務課と調整中である。加えて、教育研究活動全般の見直しに関してはカリキュラム検討委員会からの提言により実施している。看護学部看護学科においては前述の「学生による授業評価アンケート」に加えて、実習評価も独自に行っており、その形式・方法を引き継ぐ形で、現在は全学的に実習科目の評価が実施されている（基準 3-3-②【資料 3-3-7】学外実習科目アンケート）。

以上から、看護学部は設置当初から自律的に自己点検・評価をしてきており、「5-2-①内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有」は基準を満たしている。

【エビデンス集 資料編】

【資料 5-2-1】 自己点検評価報告書・授業評価アンケートの HP 公開

5-2-② Institutional Research (IR) などを活用した十分な調査・データの収集と分析

自己点検・評価活動は、全学自己評価委員会および経営管理等自己評価委員会において十分な調査・データの収集と分析を行い、エビデンスに基づいた透明性の高い、客観的な自己点検・評価を進めてきた。平成 18（2006）年度からは、FD 委員会が「学生による授業評価アンケート」を実施し、学生の授業評価や授業に対する意見を把握・分析し、報告書に取りまとめて公表している。このほか自己点検・評価活動は、本学の全学の委員会においても行っている。全学の委員会は通常各学部・研究科から 1 人以上が委員として出席することになっており、議事は報告事項・審議事項に基づいて進行する。報告事項・審議事項に関しては事前に教授会や学科会議で議論して必要なエビデンス資料を委員会に配付している。委員会で審議をおこなった議題及び課題は、各学部教授会・研究科に持ち帰って議論する仕組みとなっている。看護学部は現状の調査・データを収集・分析を行うための常設組織は設置していないが、必要に応じて教務課や入試課等の事務部門や全学委員会からのデータ収集を行っている。看護学部各委員会でも独自のデータ収集と分析を行い、看護学部教授会を通じて看護学部教員で共有している。データを収集して分析する体制は構築されており、前述の自己評価委員会がその中心的役割を担っている。

以上から、全学との連携の中で看護学部の担う役割を遂行しており、「5-1-② Institutional Research（IR）などを活用した十分な調査・データの収集と分析」は基準を満たしている。

（3）5-2 の改善・向上方策（将来計画）

内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有はされている。全学組織の中で IR 部門がより専門的に機能していくことで、看護学部もより効果的なデータ収集と分析を行っていけると思われる。今後も「獨協学園第 12 次基本計画（2020 年度）」に沿って大学教育を着実に改善・向上させていくために、自己評価規程に基づき、自主的・自律的な自己点検・評価を継続的に行っていく。

5-3. 内部質保証の機能性

5-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

（1）5-3 の自己判定

基準項目 5-3 を満たしている。

（2）5-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

学校教育法の改正に伴い、平成 16 年以降我が国の大学は評価機関による評価を 7 年以内の周期で受けることが義務付けられ、本学においても平成 22 年度に大学基準協会に評価を依頼し、平成 23 年 4 月に同協会より本学が大学基準に適合しているとの認証が得られた。平成 27 年度には、日本高等教育評価機構へ 2 回目の大学機関別認証評価を受審し、平成 28 年 3 月に大学基準に適合しているとの認証が得られたところである。これまで全

学規模では、学内において「自己評価規程」を平成 5 年に定め、教育 研究活動、地域・社会的活動、および経営管理についての点検・評価に努めてきた。教育研究活動、地域・社会的活動に関しては、各学部および大学院各研究科より選出された教員 2 名、および学長の選出した 3 名を加えた全学の自己評価委員会により、3 年毎に自己評価報告書がまとめられてきた。2021 年度からは、各部局において毎年、年次報告書の作成を行い、点検・評価・改善活動を実施している。

看護学部においては、上記の全学の自己評価委員として 2 名が選出されている。さらに看護学部内には自己点検評価を実施するための自己点検評価委員会が組織されており、11 名の教員が選出されている。全学の自己評価委員会や看護学部内の自己評価委員会いずれも外部委員は含まれていないが、これらの自己点検、評価を受けて、実際に改善が行われている（**基準 4-2-②参照**）。また学生の学修成果もデータをもとに評価し、改善に向けた取り組みを実施している（**基準 3-3 参照**）。

以上から、全学の内部質保証の方針に基づき、看護学部は活動を点検・評価し、解決に向けた取り組みを実施しており、「5-3-①内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性」は基準を満たしている。

(3) 5-3 の改善・向上方策（将来計画）

本学においては内部質保証の方針に基づき、自己点検・評価を行いながら、改善・向上方策（将来計画）を検討し、教育研究活動の質の改善に努めてきた。今後は自己点検評価を行うための体制として外部委員の招聘も視野に置き、より機能的に自己点検・評価を行い、PDCA サイクルを組織的・継続的に運用していく。

[5 の自己評価]

自己点検、自己評価を、評価機関の項目にあわせて設定している点は評価できると言える。全学および看護学部内それぞれに自己評価委員会が設置され機能している点も評価できる。本学部の教育研究活動について、自ら点検・評価を行っている点は評価できる。上記 2 つの自己評価委員会のいずれにも外部委員は含まれておらず、この点は今後の大きな課題である。以上から、本学部では内部質保証についての**基準 5**を満たしていると判断する。

6. 地域連携・社会貢献

6-1. 大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針を明示しているか。

6-1-① 大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた社会貢献・社会連携に関する方針の適切な明示

(1) 6-1の自己判定

基準項目 6-1 を満たしている。

(2) 6-1の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-1-① 大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた社会貢献・社会連携に関する方針の適切な明示

姫路獨協大学の理念・目的に基づき、大学ホームページには「社会的取組み・地域連携」を掲載している（【資料 6-1-1】大学の社会的取組み・地域連携 HP 公開）。特に地域連携に関しては「姫路獨協大学では、地域に開かれた大学、地域とともに歩む大学として、市民の皆様に各種講座を開講しています。」とあり、方針について明示できている。

これに基づき看護学部看護学科においては、豊かな人間性を備えた「幅広い職業人養成」を柱とし、さらに地域の医療機関等との連携を深める中で「社会貢献機能（地域貢献）」を担うことを履修の手引に明示し、看護学部ホームページに「看護学部は、姫路市及び播磨地域の保健、医療、福祉の水準の向上に寄与する、高い志と実践基礎能力を持った看護師を育成することを目指し」と掲載している（基準 1-1-③【資料 1-1-4】2021 履修の手引 p.22、【資料 1-1-5】看護学科 HP 公開）。

以上から、社会貢献・社会連携に関する方針についての明示がなされている理由から、「6-1-①大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた社会貢献・社会連携に関する方針の適切な明示」を充足している。

【エビデンス集 資料編】

【資料 6-1-1】大学の社会的取組み・地域連携 HP 公開

(3) 6-1の改善・向上方策（将来計画）

姫路獨協大学の理念・目的に基づき、社会貢献・社会連携に関する方針については明示されている。今後も姫路市及び播磨地域に向けた情報発信のさらなる改善を目指す。

6-2. 社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施しているか。また、教育研究成果を適切に社会に還元しているか。

6-2-① 学外組織との適切な連携体制

6-2-② 社会連携・社会貢献に関する活動による教育研究活動の推進

6-2-③ 地域交流、国際交流事業への参加

(1) 6-2の自己判定

基準項目 6-2 を満たしている。

(2) 6-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-2-① 学外組織との適切な連携体制

看護学部は、姫路市や兵庫県看護協会との緊密な連携のもと、各種の事業を行っている。具体的には、健康支援実践の代表的なものとして、新型コロナウイルス感染症における姫路市民向けワクチン集団接種及び同姫路市保健所における電話相談（ワクチン・コールセンター）対応を行った（【資料 6-2-1】新型コロナウイルスワクチンに係る医療相談業務について（依頼））。また、2019 年から姫路市飾磨地域認知症カフェにも参加している（【資料 6-2-4】しかまオレンジカフェ）。さらに 2018 年 4 月から本学を拠点の一つとして兵庫県看護協会と連携し、「まちの保健室」を設置し、運営している（基準 2-4-①【資料 2-4-16】姫路獨協大学看護学部まちの保健室 2 年間の取り組み）。加えて、看護学実習等を通じて地域医療機関と緊密な連携を保ち、医療現場との強固な連携体制を組んでいる（基準 2-3-②【資料 3-3-9】2019 年度臨地実習協議会（一部）。これにより、西播磨・姫路地域から近畿地方全体の地域包括ケアシステムの向上に貢献している。

さらに、看護学部には看護職以外の教員として医師及び英語専門教員が在職している。医師教員は姫路市民向けワクチン集団接種に対応したほか、姫路市内及び各地への出張講義、さらに医療系学会評議員、世話人等多様な活動に従事している。また英語専門教員は日本医学英語教育学会理事の役職で活動している。

以上から、社会連携・社会貢献にむけて学外組織との連携体制が築かれており、「6-2-①学外組織との適切な連携体制」を充足している。

【エビデンス集 資料編】

【資料 6-2-1】新型コロナウイルスワクチンに係る医療相談業務について（依頼）

6-2-② 社会連携・社会貢献に関する活動による教育研究活動の推進

例年、看護学部では、近畿・中国地方の各地における医療機関看護部及び看護協会、企業等での研究指導ならびに、病院新任職員研修、姫路市における看護・福祉専門職研修、姫路市飾磨地域包括支援センターの専門職研修などの各研修会における講師等の活動を行い、臨床家に対する教育研究活動促進の支援を行っている。また、看護・医療系学会での査読委員や各種委員活動も多数実施している。市民に対する教育活動としては、高校や大学への出張講義、姫路市シニアオープンカレッジの講師派遣活動を行っている（【資料 6-2-2】2021 年度看護学部地域貢献一覧）。

以上から、教育研究活動の推進につながる社会連携・社会貢献に関する活動が市民や専門職者に対して実施されておりことから、「6-2-②社会連携・社会貢献に関する活動による教育研究活動の推進」を充足している。

【エビデンス集 資料編】

【資料 6-2-2】2021 年度看護学部地域貢献一覧

6-2-③ 地域交流、国際交流事業への参加

地域交流活動は学部開設時から継続的に行われている。2016年度は姫路市のまちづくり助成事業として市民向けの健康交流サロンを実施した（【資料 6-2-3】平成 28 年度姫路市大学発まちづくり助成事業「周辺地域の人々と大学教員・学生がふれあいながらつくる住民一人ひとりが健やかに生活できるまちづくり」報告書）。2017年度からは毎年5月の看護の日に合わせて「HDU 看護学部まちなか看護フェア」として市民対象に健康チェックや健康相談を実施している（【資料 6-2-4】HDU 看護学部まちなか看護フェア）。2018年度から本学を拠点の一つとして、兵庫県看護協会「まちの保健室」を設置して運営している（基準 2-4-①【資料 2-4-16】姫路獨協大学看護学部まちの保健室 2 年間の取り組み）。2019年からは姫路市民向け認知症啓発のための「ひめじオレンジプロジェクト」である姫路市飾磨地域認知症カフェの活動に参加している（【資料 6-2-5】令和 2 年度しかまオレンジカフェ）。しかし、市民と直接交流するいくつかの事業は、コロナ禍のために 2020 年度から中止を余儀なくされている。2021 年度は姫路市主催のシニアオープンカレッジを担当し、看護学部教員による市民向け公開講座『人生 100 年時代「健康」に生きる』について学びましょう」を実施し、地域住民との交流を行った（【資料 6-2-6】令和 3 年度姫路市シニアオープンカレッジ）。2021 年度のコロナ禍における大きな地域貢献活動として、6-2-①に記したように、看護学部は播磨・姫路地域住民を対象として、新型コロナウイルス感染症における姫路市民向けワクチン集団接種及び同姫路市保健所における電話相談（ワクチン・コールセンター）対応を行った。前者は全教職員による協力体制に加えて獨協医科大学からの医師・看護師派遣により、2021 年 6 月から 8 月にかけて延べ 9991 人への接種を実施した。後者は、2021 年 6 月から 11 月まで姫路市保健所に看護学部教員が赴き、市民からの電話相談に専門的視点から応じた（【資料 6-2-7】看護学部教員が参画した COVID-19 の地域貢献活動 - 地元保健所との協働の成果 - (姫路獨協大学看護学部紀要 6 巻)）。

国際交流については、大学の国際交流センターの運営委員会に看護学部委員を送り出し、大学全体の国際交流についての協力を積極的に行っている。看護学部では 2018 年度より看護学部の学生を対象とした海外研修（がん拠点病院）を実施しているが、2020 年度以降は新型コロナウイルス感染症の拡大により延期となっている（基準 2-3-①【資料 2-3-5】2018 年度海外研修概要、【資料 2-3-6】City of Hope 研修概要）。

以上の理由により、地域交流と国際交流が継続的に実施されており、「6-2-③地域交流、国際交流事業への参加」を充足している。

【エビデンス集 資料編】

【資料 6-2-3】平成 28 年度姫路市大学発まちづくり助成事業「周辺地域の人々と大学教員・学生がふれあいながらつくる住民一人ひとりが健やかに生活できるまちづくり」報告書

【資料 6-2-4】HDU 看護学部まちなか看護フェア

【資料 6-2-5】令和 2 年度しかまオレンジカフェ

【資料 6-2-6】令和 3 年度姫路市シニアオープンカレッジ

【資料 6-2-7】看護学部教員が参画した COVID-19 の地域貢献活動 - 地元保健所との協働の成果 - (姫路獨協大学看護学部紀要 6 卷)

(3) 6-2 の改善・向上方策 (将来計画)

社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施している。看護学部は地域住民や学生に対して公開講座や体験講座を開催し、保健医療福祉関係の知識を広めている。実際に多くの地域住民がこれらの公開講座に参加している。各事業や講座は、各自が専門とする教育研究内容を活用した取り組みとなっており、教育研究成果を適切に社会に還元しているといえる。しかし、現時点 (令和 4 年 1 月時点) では新型コロナウイルス感染症の影響を受け、活動の停止を余儀なくされている事業も多い。

今後、コロナ禍であって開催できる方法をさらに検討するとともに、参加者にとって、さらに魅力ある事業となるように、医療看護及び地域包括ケアシステム等に関する多岐に渡る分野について地域住民の興味関心を引き付けるような内容の充実を図っていく。

6-3. 社会連携・社会貢献の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

6-3-① 適切な根拠 (資料、情報) に基づく定期的な点検・評価

6-3-② 点検・評価結果に基づく改善・向上

(1) 6-3 の自己判定

基準項目 6-3 を満たしている。

(2) 6-3 の自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)

6-3-① 適切な根拠 (資料、情報) に基づく定期的な点検・評価

姫路獨協大学では「地域連携の充実及び産学公連携の総合窓口として地域連携課を設置し、姫路市との包括協定や駅前サテライト等を利用した公開講座の実施をはじめ、学内施設を地域住民の方々に開放するなど、さまざまな取組みを行い。」とある。地域連携課が全学としての業務にあたり、事業報告書は関係部署によって点検がなされている。

看護学部においては、看護学部で取り組んでいる事業に関しては各担当者や委員会が実施後に事業内容の点検・評価と次年度の改善に向けた検討を行い、教授会において全教員と共有している。特に地域貢献に関しては広報委員会が活動を担っており、広報委員会内で年度末に活動の点検・評価と改善をまとめて公開している (【資料 6-3-1】令和 2 (2020) 年度各種委員会活動報告・自己点検・評価：広報委員会)。姫路市の保健医療福祉関係委員会の委員長等を歴任する教員も在職しており、姫路市保健所等との緊密な連携関係にある。この状況により、得られた各種のデータ・意見などはその都度教授会において報告され、それに基づいて教授会で点検・評価がなされている。

以上の理由により、社会連携・社会貢献の適切性について定期的に点検・評価を行っており、「6-3-①適切な根拠 (資料、情報) に基づく定期的な点検・評価」を充足している。

【エビデンス集 資料編】

【資料 6-3-1】 令和 2（2020）年度各種委員会活動報告・自己点検・評価：広報委員会

6-3-② 点検・評価結果に基づく改善・向上

6-3-①にも記したように、看護学部における社会連携や社会貢献活動については主に広報委員会が各活動についての報告書をまとめ、看護学部教授会にて報告・議論がなされ、適切性が担保されるように点検・評価が行われている（【資料 6-3-2】令和 3（2021）年度各種委員会活動報告・自己点検・評価：広報委員会）。次年度の活動計画に反映し、実施している。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響による事業停止に伴い、実施困難な現状がある。

以上の理由により、社会連携・社会貢献に関する姫路獨協大学、および看護学部の取り組みに関する点検・評価については一定のプロセスの中で実施されており、その結果を次の企画に反映させるような取り組みがなされていることから、「6-3-②点検・評価結果に基づく改善・向上」を充足している。

【エビデンス集 資料編】

【資料 6-3-2】 令和 3（2021）年度各種委員会活動報告・自己点検・評価：広報委員会

(3) 6-3 の改善・向上方策（将来計画）

通常においては社会連携・社会貢献の適切性について定期的に点検・評価を行い、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行ってきた。しかし新型コロナウイルス感染症拡大の状況下においては、社会連携・社会貢献に関する看護学部の点検・評価ならびに改善に向けた取り組みが計画されるものの、事業の実施自体が困難な状況である。事業継続できているものに関しては引き続き PDCA サイクルに則り実施し、事業実施が困難なものに関しては実現可能な方法で計画し、事業再開に向けて取り組んでいく。

[6 の自己評価]

看護学部は、社会連携・社会貢献に関する方針を明示しており、教育研究成果を社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施している。そして、社会連携・社会貢献の適切性について定期的に点検・評価し、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っている。新型コロナウイルス感染症の影響による事業の実施が困難な状況にもあるが、実施可能な事業を積極的に実施できている。以上から、本学部では地域連携・社会貢献についての基準 6 を満たしていると判断する。

エビデンス集（資料編）一覧

1. 使命・目的等

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
資料 1-1-1	姫路獨協大学学則 第 1 条	
資料 1-1-2	姫路獨協大学学則 第 2 条の 5	
資料 1-1-3	2021 履修の手引 p. 107	
資料 1-1-4	2021 履修の手引 p. 22	
資料 1-1-5	看護学科 HP 公開	
資料 1-1-6	Himeji Dokkyo University 2021 p. 21	
資料 1-1-7	令和 2（2020）年度各種委員会活動報告・自己点検・評価：カリキュラム検討委員会	
資料 1-2-1	令和元年（2019）年度各種委員会活動報告・自己点検・評価：カリキュラム委員会	
資料 1-2-2	建学の理念と教育方針HP 公開	
資料 1-2-3	学長挨拶HP 公開	
資料 1-2-4	Himeji Dokkyo University 2021 p. 20	
資料 1-2-5	獨協学園第 11 次基本計画（2018 年度）姫路獨協大学	
資料 1-2-6	獨協学園第 12 次基本計画（2020 年度）姫路獨協大学	

2. 学生

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
資料 2-1-1	入試ガイド 2022	
資料 2-1-2	姫路獨協大学 2022 年度学生募集要項	
資料 2-1-3	姫路獨協大学入学者の選考に関する規程	
資料 2-2-1	令和 3（2021）年度ガイダンス計画	
資料 2-2-2	研究室一覧 オフィスアワーについて（令和 3 年度）	
資料 2-2-3	授業配慮申請書	
資料 2-2-4	令和 3（2021）年度助手配置・業務一覧	
資料 2-2-5	令和 3（2021）年度学生面接票	
資料 2-2-6	姫路獨協大学転部（群）及び転科に関する規程	
資料 2-2-7	看護学部看護学科 中途退学防止策について	
資料 2-2-8	2021 年度国試対策講座・模試日程表	
資料 2-3-1	令和 3（2021）年度基礎ゼミナール授業概要と計画	
資料 2-3-2	令和 3（2021）年度実習要綱	
資料 2-3-3	令和 3（2021）年度実習計画	
資料 2-3-4	2019 年度臨地実習協議会（一部）	

資料 2-3-5	2018 年度海外研修概要	
資料 2-3-6	City of Hope 研修概要	
資料 2-3-7	令和 3 (2021) 年度講演会・キャリア支援計画	
資料 2-3-8	令和 3 (2021) 年度 1 年生マナー講座計画	
資料 2-3-9	令和 3 (2021) 年度キャリア形成講演会概要	
資料 2-3-10	令和 1 (2019) 年度就職合同説明会実施報告書	
資料 2-3-11	令和 3 (2021) 年度キャリア支援講座①概要	
資料 2-3-12	令和 3 (2021) 国試対策講座・模試日程表	
資料 2-4-1	令和 3 (2021) 年度学生委員会年次計画	
資料 2-4-2	令和 2 (2020) 年度学生委員会実施報告	
資料 2-4-3	令和 1 (2019) 年度保護者会実施概要	
資料 2-4-4	健康管理室年報 (一部抜粋)	
資料 2-4-5	令和 3 (2021) 年度「サイバー空間の危険から身を守る」講習会計画書	
資料 2-4-6	看護学部における感染症の判定基準および予防接種スケジュール	
資料 2-4-7	令和 3 (2021) 年度体調健康観察記録表	
資料 2-4-8	新型コロナワクチン予防接種スケジュール	
資料 2-4-9	令和 3 (2021) 年度新入生感染対策講習会	
資料 2-4-10	令和 3 (2021) 年度コロナ感染疑い学生発生時の報告ルートフローチャート	
資料 2-4-11	令和 3 (2021) 年度コロナ感染疑い学生報告書	
資料 2-4-12	令和 2 (2020) 年度学生委員会「新型コロナ感染症禍における実態調査」報告書	
資料 2-4-13	令和 3 (2021) 年度学生委員会「新型コロナ感染症禍における実態調査」	
資料 2-4-14	令和 2 (2020) 年度学生委員会「学生生活基礎調査」報告書	
資料 2-4-15	姫路獨協大学学生課外活動規程	
資料 2-4-16	姫路獨協大学看護学部まちな保健室 2 年間の取り組み	
資料 2-5-1	看護学部棟実習室利用ガイド (学生用)	
資料 2-5-2	看護学部棟実習室利用ガイド (教員用)	
資料 2-5-3	2021 年度授業科目別履修者数・教室	

3. 教育課程

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
資料 3-1-1	ディプロマ・ポリシーHP 公開	
資料 3-1-2	看護学部規定	
資料 3-1-3	2021 履修の手引 p.111「単位修得・進級・卒業要件について」	

資料 3-1-4	2021 履修の手引 p.108 「臨地実習における履修要件」	
資料 3-1-5	シラバス[Campus Square]：基礎看護学方法論Ⅱ	
資料 3-1-6	2021 年度後期 看護学部履修科目別欠席状況	
資料 3-1-7	2021 履修の手引 p.13 「試験について」	
資料 3-1-8	1 年次生定期試験等に関するオリエンテーション	
資料 3-1-9	2021 履修の手引 p.113 「看護師養成課程履修モデル・保健師養成課程履修モデル」	
資料 3-1-10	学則 17 条	
資料 3-1-11	2021 履修の手引 p.17 「GPA 制度について」	
資料 3-2-1	カリキュラム・ポリシーHP 公開	
資料 3-2-2	3 つのポリシーのつながり	
資料 3-2-3	カリキュラム・マップ案 3 つのポリシーと科目間のつながり	
資料 3-2-4	カリキュラム・ツリー案の作成	
資料 3-2-5	看護学部 2022 年度カリキュラム・マップ	
資料 3-2-6	看護学部 2022 年度カリキュラム・ツリー	
資料 3-2-7	2021 履修の手引 p.101-105 「看護学部の教育課程モデル・科目配置」	
資料 3-2-8	2021 履修の手引 p.4 「単位制について」	
資料 3-2-9	シラバス作成要領	
資料 3-2-10	2021 履修の手引 p.7 「履修登録について」	
資料 3-2-11	2021 年度 1, 2 年生国試対策概要	
資料 3-2-12	基礎看護学技術の習得に向けた自己学習を推進する取り組み	
資料 3-2-13	臨地協同学内実習の開発と実践	
資料 3-2-14	2020 年度姫路獨協大学看護学部紀要第 5 巻（特集）	
資料 3-2-15	卒前教育の取り組み	
資料 3-3-1	アセスメントプラン	
資料 3-3-2	卒業研究成績区分（2019～2021 年度）	
資料 3-3-3	2021 年度看護学部卒業研究タイトル一覧	
資料 3-3-4	学生生活アンケート	
資料 3-3-5	卒業時アンケート	
資料 3-3-6	授業評価アンケート	
資料 3-3-7	学外実習科目アンケート	
資料 3-3-8	令和 3（2021）年度看護学部領域別看護学実習評価会議議事録	
資料 3-3-9	2019 年度臨地実習協議会（一部）	
資料 3-3-10	2020 年度臨地実習報告書（一部）	

4. 教員・職員

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
資料 4-1-1	姫路獨協大学評議会規程	
資料 4-1-2	姫路獨協大学姫路獨協大学における内部質保証に関する方針	
資料 4-1-3	姫路獨協大学看護学部教授会規程	
資料 4-1-4	内部質保証と教学組織との関連	
資料 4-1-5	姫路獨協大学看護学部教務委員会申し合わせ事項	
資料 4-1-6	姫路獨協大学看護学部教育改善実施委員会 (FD 委員会) 申し合わせ事項	
資料 4-1-7	姫路獨協大学看護学部学生委員会申し合わせ事項	
資料 4-1-8	姫路獨協大学看護学部自己点検・評価委員会申し合わせ事項	
資料 4-1-9	事務図	
資料 4-1-10	姫路獨協大学事務分掌規程	
資料 4-1-11	姫路獨協大学教務委員会規程	
資料 4-1-12	姫路獨協大学情報システム整備・運営委員会規程	
資料 4-1-13	姫路獨協大学附属図書館運営委員会規程	
資料 4-2-1	姫路獨協大学教員人事委員会規程	
資料 4-2-2	姫路獨協大学看護学部教員採用の基準 (公募)	
資料 4-2-3	看護学部科目担当者一覧 (2021 年度)	
資料 4-2-4	姫路獨協大学看護学部内昇格基準	
資料 4-2-5	姫路獨協大学 2021 年度前期学生による授業評価アンケート調査結果報告書	
資料 4-2-6	教育活動自己評価 2021 前期_看護学部	
資料 4-2-7	2021 年度教育改善に向けた学生と教員との懇談会報告	
資料 4-2-8	2021 年度看護学部 FD 研修会について	
資料 4-4-1	看護学部購入の雑誌・電子ジャーナル一覧	
資料 4-4-2	2021 年度前期研修日予定表	
資料 4-4-3	姫路獨協大学大学生命倫理委員会規程	
資料 4-4-4	研究者の不正行為防止対策に関する基本方針	
資料 4-4-5	姫路獨協大学における研究者の不正行為防止に係る規程	
資料 4-4-6	姫路獨協大学における科学研究費助成事業に関する取扱規程	
資料 4-4-7	姫路獨協大学個人情報保護規定	
資料 4-4-8	姫路獨協大学における研究倫理教育等実施要項	
資料 4-4-9	姫路獨協大学個人研究費取扱規定	
資料 4-4-10	令和 3 年度教員研究費(看護学部)	
資料 4-4-11	姫路獨協大学特別研究助成要項	
資料 4-4-12	姫路獨協大学特別研究助成費取扱要項	
資料 4-4-13	姫路獨協大学「特別研究助成」対象事業一覧 (看護学部) 過去 3 年	

資料 4-4-14	姫路獨協大学学術図書出版助成要項	
資料 4-4-15	科学研究費助成事業一覧（看護学部）過去 3 年	
資料 4-4-16	姫路獨協大学受託研究規程	
資料 4-4-17	看護学部教員の教育・研究業績（過去 3 年）	

5. 内部質保証

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
資料 5-1-1	認証評価（第三者評価）	
資料 5-1-2	姫路獨協大学における内部質保証に関する方針	
資料 5-1-3	内部質保証と教学組織との関連	
資料 5-1-4	令和 2（2020）年度各種委員会活動報告・自己点検・評価（巻頭言）	
資料 5-2-1	自己点検評価報告書・授業評価アンケートの HP 公開	

6. 地域連携・地域貢献

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
資料 6-1-1	大学の社会的取組み・地域連携 HP 公開	
資料 6-2-1	新型コロナウイルスワクチンに係る医療相談業務について（依頼）	
資料 6-2-2	2021 年度看護学部地域貢献一覧	
資料 6-2-3	平成 28 年度姫路市大学発まちづくり助成事業「周辺地域の人々と大学教員・学生がふれあいながらつくる住民一人ひとりが健やかに生活できるまちづくり」報告書	
資料 6-2-4	HDU 看護学部まちなか看護フェア	
資料 6-2-5	令和 2 年度しかまオレンジカフェ	
資料 6-2-6	令和 3 年度姫路市シニアオープンカレッジ	
資料 6-2-7	看護学部教員が参画した COVID-19 の地域貢献活動 - 地元保健所との協働の成果 - (姫路獨協大学看護学部紀要 6 巻)	
資料 6-3-1	令和 2（2020）年度各種委員会活動報告・自己点検・評価：広報委員会	
資料 6-3-2	令和 3（2021）年度各種委員会活動報告・自己点検・評価：広報委員会	